

第5章 中国の環境政策（国別考察）

第1節 1970年代までの発展過程

1. 政治経済の概観

現代の中国は社会主義として1945年に建国している。この建国から数年間の過渡期を経て、1954年に採択された中国最初の憲法（54年憲法）は社会主義への移行を確認したものであった。そして、この54年憲法によって、全国人民代表大会を中心に、国務院、最高人民法院、最高人民検察院、地方各級人民代表大会及び地方各級人民委員会（政府）で構成される政治制度が取り決められており、現在の中国政治の基本的な枠組みが作りあげられている^(注1)。

こうした54年憲法における基本原則が、「人民民主主義」と「民主集中制」の2つであった。東側諸国では、政治的決定の方法ないし手続を重視する西側の民主主義は形式的、政治的なものにすぎず、人民の福祉ないし社会的、実質的な平等などの目標ないし内容こそが真の民主主義であると理解されてきた^(注2)。こうした理解と基本的に異ならない人民民主主義では、国民意思は元来一元化したものであると考え、執権党の支配の下で中央集権的な国家機構が形成されている。ついで、民主集中制は、中央集権的な国家機構の組織と活動に関する基本原則であった^(注3)。これを敷衍していえば、①国家機関と人民の関係、②国家機関の相互の関係、③国家機関内部及び中央と地方の関係の3つ関係に集約できるとされる。つまり、国家のすべての権力は人民に属し、人民は国家権力機関（全国代表人民大会及び地方各級人民代表大会）を通じて国家権力を行使する。国家行政機関、国家裁判機関、国家検察機関はいずれも国家権力機関によって組織され、国家権力機関に対して責任を負うとともに、その活動を報告し、かつ監督を受けるのである。国家機関の内部においては下級は上級に

従い、少数は多数に従い、中央と地方の関係では地方は中央に従うというものである^(注4)。

こうした政治制度においては、執権党である中国共産党（中共）が政策の立案決定を独占しているが、これらの情報は厳しく統制されてきた。1980年代に至るまで、中国共産党の中央組織における審議過程はもちろんのこと、最高の国家権力機関である全国人民代表大会における発言及び審議の内容が国民に対して報道されることはほとんどなかった。これは、東側の民主主義に従えば、国民に対する情報公開ないし政策決定過程に対する国民の参加は元々必要とはされておらず、こうした情報統制は社会主義国家である中国にとってはむしろ必然であった。

他方で、広大な国土をもつ中国では、中央が立案決定した政策を実施に移すためには、地方の果たす役割が大きくなる。しかし、民主集中制を原則とする中国では、民族自治区を除いて、地方自治の概念が認められておらず、地方人民政府の幹部についての任命と配置転換は中央人民政府が全権を持つなど^(注5)、1970年代末まで地方が独自の政治行政権力を持つことはなかった^(注6)。こうした中央と地方の関係に加えて、各地方に配置された中国共産党の組織（党組、党委員会、対口部）が、地方人民政府を直接指導している。だが同時に、中国にはもともと分断的な国家であったという長い伝統、そして経済単位となっている工業企業の多くが地方人民政府の経営管理のもとにあったという事情があって、中央地方関係の改革が度々となり、きわめて複雑化していく^{(注7) (注8)}。

1950年代後半になって、中国の政治経済はきわめて不安定な時期に突入している。まず、1958年からは毛沢東の呼び掛けによって大躍進運動が開始され、鉄鋼大生産運動及び人民公社化が推進された。しかし、この大躍進運動は間もなく挫折し、やがて1966年には文化大革命（文革）の幕が切って落とされたのであった。文革期には、全国人民代表大会が機能を停止し、大衆、軍、指導幹

部が結合（三結合）した革命委員会が全国各地に組織され、それまでの党組織、地方政府、軍の権力を集中させている。ようやく、1971年の林彪事件で軍が後退し、周恩来を中心とするグループが秩序回復と経済建設を目指すようになって、文革を深化させようとする四人組との間で激しい権力闘争を繰り広げている。

1976年に毛沢東が死去、文革も終焉した後、毛沢東の権力を受け継いだ華国鋒を中心とした洋躍進も破綻に至った。こうして、現代化建設を提唱した鄧小平が実権を掌握するようになり、1978年12月の中国共産党第十一期中央委員会第三回総会（十一期三中全会）を迎えることとなる。ここでは、鄧小平の意向を反映して、階級闘争から現代化建設への転換路線を決定している^(注9)。この十一期三中全会は偉大な転換点とも称され、その後の改革開放路線の出発点となっている。直ちに、国家機構の改革も行われ、文革期の革命委員会が改められ、1979年の「中華人民共和国地方各級人民代表大会及び地方各級人民政府組織法」によって54年憲法が定めた国家制度が復活したのであった。

2. 環境政策の発展

(1) 1960年代まで

建国直後の中国では、現在いうところの環境問題は認識されていなかった^(注10)。しかし、世界最古の文明を築いてきた中国では、その長い歴史のなかで、文明社会を支えるために森林資源や鉱産資源の消費が続けられてきた。加えて、近代になっても、度重なった戦火が、こうした資源の消費をより一層加速させている^{(注11) (注12)}。そのために、植樹造林及び祖国緑化の運動は建国直後から行われており、その後の経済建設に伴って公衆衛生、水利建設、水土流出防止などの各分野の対策も実施されている。これらの対策には、1956年の「工業企業設計暫行基準」や1957年の「中華人民共和国水土保持暫行綱要」などのよう

に立法の形式によるものもあったが、むしろ、大衆運動（群衆運動）によるものが中心となっていた^(注13)。大衆運動は、中国共産党の方針、政策を具体化するにあたっての一形式であって、党の大衆路線の集中的な表現である。こうした大衆運動の代表的な例が愛国衛生運動であったが、これは、毛沢東の指示に応じて1953年に開始され、害虫駆除や疾病根絶を目的としたもので、結核や住血吸虫病について成果をあげ、都市や農村の衛生状態を改善させたという^(注14)。

1953年から第一次5か年計画（一五計画）が実施されるようになると、廃気、廃水、固体廃物の「三廃」という問題が顕在化してくる。一五計画は、旧ソ連の技術及び経済の援助によって進められたもので、内陸部の武漢、包頭、鞍山に建設された鉄鋼工場をはじめ数多くの大規模な事業が実施され、中国工業化の第一歩となったものである。工業化に伴い、河川の沿岸に立地（配置）された工業企業は、三廃の防治措置をとらず、河川を下水道のように利用するようになり、汚染が出現してきたのであった^(注15)。

続いて、鉄鋼の大生産運動が中心となった大躍進期（1958～1961年）にも、各地に設けられた小規模な工業企業は、それぞれ勝手に立地（配置）を決定し、汚染の防治措置を採ることはなかった。その管理面も混乱しており、三廃の排出が放任の状態であった。そのために、汚染が急速に進行し、多くの地方で、排煙が垂れ込め、汚水が垂れ流しとなって、残滓が放置されるようになっていた。また、鉄鋼生産のために、鉱産資源の乱掘が行われ、数多くの地方の地形や景観が破壊され、森林などの生物資源も激減している^(注16)。このように、僅か3年間で挫折した大躍進運動であったが、きわめて深刻な環境汚染と自然破壊を残す結末となっている。その後の調整期になって、1963年、国務院は「森林保護条例」及び「鉱産資源保護条例」を發布するなどによって改善をはかっているが、こうした対応も間もなく文革によってすべて否定されてしまう^(注17)。その結果として、文革期になっても、環境汚染や自然破壊が止まることはなか

った。

(2) 1970年代

(a) 第一回全国環境保護会議

1970年代に至って、ようやく、周恩来総理（当時）が主宰する国務院（中央人民政府）を中心に秩序を回復する努力が払われている^(注18)。こうしたなか、中国の環境政策の発展にとって重要な契機となった3つの出来事が起きている^(注19)。

その一つが、大連湾の汚染である。これは、大連湾が満潮時に黒水で覆われるようになり、貝類の養殖に莫大な被害を及ぼしたものである。各地方の湾でも同様な事態が発生している。

次に、北京市の郊外にある官庁ダム（官庁水庫）の汚染である。当時、北京市に供給されていた魚類が悪臭を放っていると市民から指摘があり、調査の結果、官庁ダムの汚染が原因となっていることが判明したのであった。これに対して、国務院の関係部門が、北京市、河北省、山西省、天津市とともに官庁水源指導小組を組織して、個別的に汚染対策がとられている。

そして、最も重要なものが、1972年6月に開催された国連人間環境会議（UNCHE）であったといつてよい。周恩来の指示に従って、中国政府は国連人間環境会議に代表団を送っている。そして、この国連人間環境会議への参加を通じて、中国政府は環境問題の重要性を認識するに至ったという^(注20)。ここでの対立の主要な原因が南北間における環境観の違いであったことは前に述べたとおりである。このとき、中国代表は、その演説のなかで、「今日超大国が軍備拡張に巨費を投じ、環境の保護と改善には僅かな金すら惜しんでいることを非難し、人民の生活を向上させるためには、独立した一国経済の建設が急務であり、のどがつかえることを恐れて食事を断念してはならないのと同様に、公

害を恐れて自国の工業建設を遅らせてはならない」という独特の見解を展開して^(注21)、環境問題の解決策については西側の先進諸国とは異なる立場を表明している。こうした立場は、当時先鋭化していた南北間の対立のなかで発展途上国側を支持するという政治的な意味を含むものであったが、そもそも、中国の社会主義体制に関する理解に由来するものでもあった。この点に関して、当時の中国における支配的な考え方を示したものに、1973年6月16日付の『人民日報』に掲載された方辛の論文「経済発展と環境保護（經濟發展和環境保護）」がある。この論文では、「資本主義国家の環境の重大な汚染と破壊は、資本主義における社会現象の一つであり、これは生産手段の私有制と生産の社会性の矛盾が先鋭化した表現の一つである。（中略）社会主義制度のもとでは、環境を保護、改善する能力の大小は、経済技術の水準によってある程度決まってくる。経済がなおいっそう発展しない限り、環境を保護、改善する能力をなおいっそう高めることはできない。従って、我々は、経済を発展させるという手段をもって環境保護の問題を解決するしかなく、経済発展のテンポを遅くする方法、消極的な方法によってでは、好ましい環境を求めることはできない。」と述べている。

こうした出来事を直接的な契機として、中央人民政府を中心として環境保護の動きが具体的に表面に現れてきたのであった。その最初が、翌1973年6月、周恩来の指示に従って開催された第一回全国環境保護会議であった。この会議に出席した代表は、各地方と各方面の環境汚染と自然破壊の現実を訴えている。そして、「全面的に企画し、合理的に配置し、総合的に利用し、害を利に変え、大衆に依拠し、全ての人が取り組んで、環境を保護し、人民に幸をもたらす

（全面規画、合理布局、綜合利用、化害為利、依靠群衆、大家動手、保護環境、造福人民）」という、いわゆる三二文字の環境保護工作の方針と、「環境の保護と改善に関する若干の規定」を採択している。この会議が中国にとっての環

境政策の出発点となり、以来、地方は中央に従うという原則に従って、全国で環境保護工作が徐々に展開されるようになったのであった^(注22)。その一環として、1974年には、環境保護工作の方針の制定などを職務とする「環境保護指導小組」が国務院に設置されている。しかし、指導小組とあるように、部、委員会又は直属機構のように国務院の工作部門ではなく、その法的な地位は不明確で、臨時的、過渡的な性格を持つに過ぎなかった。

第一回全国環境保護会議で、環境保護工作の重点とされたのが、「三廃」による汚染の防治であった。すでに1960年代から、三廃の综合利用の運動が始められていたが、1970年代になって活発となった。これも、立法の形式によらず、大衆運動によるもので、先の三二文字の方針の中の「総合的に利用し、害を利を変える」という社会主義に独特な考え方を基礎とした対策であった^(注23)。具体的には、中国共産党の指導の下で、各工業企業が、廃水の中から硫酸ナトリウムを回収して工業生産化したり、廃気の中から硫化水素を、さらに触媒の廃物から白金を回収する技術方法をつきとめるなど、三廃を回収して、有効に再利用することを促すというものであった^(注24)。一方で、立法面においても、1973年になると、国家計画委員会、国家基本建設委員会、衛生部が共同して、特定の業種（発電所、冶金業など）を対象として、有害物質の排出量及び煙突高度を規制した「工業『三廃』排出試行基準」を發布している。

また、この「三廃」による污染防治のため、「三同時」制度が実施されるようになったのもこの時期からであった。「三同時」制度とは、汚染その他公害の防止施設は、主体工事と同時に設計し、同時に施工し、同時に稼働（投産）することを要求する制度であり、現在の中国の環境保護工作においても中心的な対策の一つとなっている。前述した官庁ダムの汚染対策に際して、国務院が1972年に批准した「国計委、国建委の官庁ダムの汚染状況と解決意見の報告」が、工場の建設と三廃综合利用の工事を、同時に設計し、同時に建設し、同時

に稼働することを要求したところに、「三同時」制度の原型が見られる。この翌年、全国環境保護会議で採択した「環境の保護と改善に関する若干の規定」でも、この制度を取り上げている。そして、1977年に、国家計画委員会、国家基本建設委員会、財政部、そして環境保護指導小組が共同して発布した「工業三廢の治理と综合利用の展開に関する諸規定」は、新たな汚染を防止するために、新築、改築、拡張又は技術導入に際して、三廢の防治措置と主体工事を、同時に設計し、同時に施工し、同時に稼働することを厳格に執行するよう要求しており、これが行われない場合には、建設又は稼働を認めてはならない旨を定めた。さらに、各級の計画部門、建設部門、そして工事の主管部門に対しても、基本建設計画の制定、計画内容の審査、初期の設計拡大にあたって、「三同時」の規定を真摯に貫徹執行する責任を規定している^(注25)。

(b) 環境保護法（試行）

文革直後の1978年憲法（1978年2月採択）では、「国家は、環境と自然資源を保護し、汚染及びその他の公害を防止する」（第11条）と規定している。これは、中国の歴史上で初めて憲法が環境保護を規定したもので^(注26)、環境保護法制建設の基礎を与えるものとなっている。併せて、政策決定に対して重要な役割を果たしてきた中国共産党中央委員会（中共中央）は、環境保護指導小組が起草した「環境保護工作彙報要点」を1978年12月31日に批准したのであった。この要点は、中国における環境汚染は進展しており、一部の地区では非常に厳しい状態に至っているという認識を示したうえで、「汚染を消除し、環境を保護することは社会主義建設を行い、4つの現代化を実現するために重要な組成部分である」と表明したものであった。こうした意思の表明は、中共中央の名による初めての環境保護に関する指示を行ったものであることに注意を喚起しておきたい^(注27)。この時期は、改革開放路線の出発点となった十一期三中全会

の直後にあって、環境政策にとっても重要な転換点となっている。

十一期三中全会に伴う政治経済の重大な転換期のなか、1979年9月の第五期全国人民代表大会常務委員会第十一回会議は、「中華人民共和国環境保護法（試行）」を原則的に採択している^(註28)。この法律は、「試行法の原則的な採択」という形式を採っているが、その意味については、「そこに含まれる基本精神には同意する、しかし、試行を経なければならない、というように、原則的に認めることをいうようである。同時に、環境保護法の内容は基本的、原則的なことがらであり、具体的な事項については別の法律で定める、という意味合いをも含む。要するに、将来における完備化を待っているのである。『試行』とは法が完全ではないので、一定の期間の実践を通して検査する、その間は法の執行状況について下部機関に報告させるということである。」と説明されている^(註29)。

こうした性格を持った環境保護法（試行）は、環境保護とともに「経済発展の促進」がその任務として掲げられている（第2条）。この時期、ローマ・クラブの『成長の限界』に代表されるように、環境保全と経済成長は両立しないという考え方が先進国を中心に大きく取り上げられていた。これに対して、1972年の国連人間環境会議（UNCHE）における南北間の対立に見られるように、発展途上国にとっては低開発や貧困が環境破壊の原因となっており、環境問題を解決するためには経済発展こそ必要であると主張したのであった。このとき、前述のとおり、中国は独特の見解を展開して、南側を支持している。環境保護法（試行）が「経済発展の促進」を任務として掲げたことは、こうした国際的な議論に対する中国の見解を確認したものであって、何より中国が経済発展に優先順位を置いていることを表明したものと見てよい。

環境保護の制度としては、先の第一回全国環境保護会議ですでに採択されていた三二文字の環境保護工作の方針（第4条）を初めとして、それまでに経験

を積んでいた三廢の综合利用（第18条）及び「三同時」制度（第6条）、そして政府が汚染防止措置を採っていない単位（企業等）に対して一定の期限を定めて防止措置の完成を義務づける「期限を定めて治理させる（限期治理）制度」（第18条）がそれぞれ明文によって確認されている^(註30)。また、先進国において採用ないし検討が行われていた環境政策の政策的対応を参照して、OECDの提案している汚染者負担の原則（PPP）の影響を受けた「汚染物排出費の徴収（排污收費）制度」（第18条）、そして米国の国家環境政策法（NEPA）が連邦政府の開発行為等に義務づけたものを嚆矢としている「環境影響評価制度」（第6条）も定めている。さらに、国务院及び省、自治区、直轄市の地方人民政府に対しては環境保護機構の設置を要求しており、特にこれら地方の環境保護機構には地方の環境保護基準ないし規格を作成する途を開いている（第26条、第27条）。このように、環境保護法（試行）の内容は、それまでの中国での環境保護工作の基本的な経験を確認するとともに、外国の環境政策に見られる有効な管理制度を参照しながら、網羅的に系統的に中国の国情に適合した規定を置いたものであった^(註31)。

環境保護法（試行）で最も中心的な対策となっているのが「三同時」制度であった。そして、「三同時」制度を執行するための重要な手法となるのが、環境影響評価制度であり、新設、改築及び拡張の主体工事の設計段階においては環境影響評価が実施され、これを通じて主体工事と同時に汚染防止施設が設計、施工される（こうした手続において大衆の参加や意見の聴取は行われず、環境保護法（試行）にも別段の規定はない）。それにもかかわらず、国家が定める基準を超えて汚染物を排出した場合には、排出される汚染物の数量及び濃度に応じて汚染物排出費の納付を義務づける。さらに、特に重大な汚染をもたらしている工場等には、期限を定めて防止措置の完成を義務づけることによって、主体工事と同時に汚染防止施設が稼働することを確保しようとするものである。

しかしながら、環境保護法（試行）のほとんどの規定が厳密さを欠き抽象的なものにとどまっていたことは否定できず、全面的に実施に移される状態にはなかった。「三同時」制度の執行状況だけをみても、『中国環境年鑑1990』によっても、1979年現在で大中型プロジェクト（項目）における「三同時」制度の執行率は僅か39パーセントに過ぎないというが実態であった^(注32)。つまり、環境保護法（試行）で採用された政策的な対応に関する具体的な内容は、その後の立法措置を通じて補充を必要とするものであった。そのため、この法律には環境政策の方向性を表明したものとしての意義は認められるが、直ちに実効を期待できるものでなかった。

第2節 1980年代以後の発展過程

1. 政治経済の概観

1980年代になっても、社会主義体制そのものには変化はないが、現代化建設の本格化に伴って政治改革の議論が盛んとなっている^(注33)。その焦点の一つが中国共産党と国家の機能を分離する党政分離であった^(注34)。これに対して、中国共産党による改革の第一歩は、機構の簡素化、工作效率の向上などを目的として掲げ、国家機構を大幅に改革することであった。鄧小平の指導体制に反抗する勢力を排除するねらいも重なって、1982年には、国務院の機構縮小や幹部の若年化などが実施されている^(注35)。

続いて、1982年12月の第五期全国人民代表大会第五回会議では新憲法（82年憲法）が採択され、国家の基本的任務として社会主義現代化が明文化されたのであった（前文）。この82年憲法では、憲法の最高法規性及び憲法と法律の遵守義務を明文化して、中国共産党もまた憲法及び法律を守らなければならないと定めている（第5条）。従来、中国においては、政治を最優先としてきたことから、本来的な意味での法は存在しないとさえ言われている。1950年代には法制化の方針が打ち出されたこともあったが、中国共産党による一元的指導が強化されるとともに、党組織のなかの権力者がすべてを仕切るという個人支配体制が成立している。とりわけ、文革期には封建的な人治主義の復活ともいうべき現象を生み出していた^(注36)。82年憲法は、こうした文革期の反省に立って、法制建設を強化しようとするものであった。併せて、経済体制改革のために必要な措置もなされ、人民公社の機能は生産組織に限定され（第8条）、農村の末端に郷鎮の人民政府を復活させている（第95条）。これまで否定されてきた個人経営を社会主義公有制経済を補完するものと位置づけている（第11条）

^(注37)。

農村から始まった経済体制改革は、1980年代中頃までに人民公社の解体と生産請負制の定着によって一段落している。農業生産は増大し、農村では郷鎮企業が相次いで誕生し、中国経済で占める地位を急速に高めている^(注38)。そして、1984年10月の中国共産党第十二期中央委員会第三回総会が採択した「経済体制改革に関する決定」をきっかけとして、経済体制改革の重点が都市に移行している^(注39)。この決定では、これまで計画経済のもとで否定されてきた商品経済が肯定され、市場メカニズムの調節と価値法則の運用が提起されたことが最も注目された。また、行政機構と企業の分離、行政の簡素化、権限の下放などの改革も明示されたのであった。

こうした変化は、中央と地方の関係にも変化をもたらすものであった。制度的には、先の79年組織法及び82年憲法が、省、自治区、直轄市の人民代表大会に地方的法規を制定する権限を与えている。また、経済体制改革によって、それまで中央に集中していた企業の経営管理が地方に下放された。その結果、企業の経営形態が多様化し、郷鎮企業など国家の経営管理によらない企業が増大したのであった。企業収入の多くも中央から地方人民政府の管理下に移され、地方の財政規模が増大して、各地の経済発展をめざした地方による独自の経済活動が活発となっている^(注40)。こうした変化は、中国の経済活動のなかで、政府一特に、中央人民政府一の権力が及びにくい範囲が拡大したことを意味している。

また、経済体制改革は、労働力の余剰（失業問題）及び物価の上昇（インフレ問題）という、伝統的な計画経済のもとで見られなかった新しい社会問題も生んでいる。こうした社会問題が引き金となって、政治改革議論が再燃し、1986年の学潮と呼ばれる学生運動、そして1989年の天安門事件へと進展していったのである。こうした政治改革議論は、中国における情報統制にも大きな影響を及ぼすものであった。前述のとおり、それまで情報公開は厳しく制限されて

いたが、1978年の十一期三中全会以後は、中国共産党の会議や全国人民代表大会の運営を定例化しようとする動きが現れるようになり、それぞれにおける審議の内容も『人民日報』を通じて伝えられるように変わっていた。情報統制の緩和も、天安門事件によって停滞してしまうが、毛沢東時代に比べれば、政策の立案決定の透明度は高まっているといつてよい。

1990年代に至って、経済体制改革はより深化していく。経済管理の分野に限っては、地方や企業への権限下放が進み、価格の調整や自由化も行われている。農村では生産請負制が定着し、郷鎮企業が発展している。問題は多くあるが、国有企業の改革も進みつつある。これら以上に、開放政策は大きな成果を上げており、沿海地域を中心とした開発区に対する外資導入は増加している^(注41)。1993年には82年憲法が改正され、かつて趙紫陽が唱えたように「我が国はいま社会主義の初級段階にある」といった認識が盛り込まれ、さらに「計画経済」の文字は消えてなくなり、「国家は社会主義市場経済を実施する」（第15条）と規定されるまでに変貌したのであった。しかしながら、こうした経済の劇的な変貌とは対照的に、中国共産党の指導による政治制度には変化は認められない^(注42)。

2. 環境政策の発展

(1) 1980年代

(a) 環境保護局の設置

1981年から始まった第六次5か年計画（六五計画）では、初めて国家計画のなかに環境保護が盛り込まれている。社会主義計画経済を原則としていた中国にとって、国家計画は最も重要な政策文書である。このように国家計画で環境保護が取り上げられたことは、日本や韓国で考える以上に重大なことであって、環境保護の優先順位が高まったことを明確に表わすものであった。この時期、

中国政府は、当時の環境問題の状況については、「長期間にわたって生産建設と環境保護のバランスを失い、環境汚染と生態破壊は厳しい状態になり、国民経済発展における突出した問題の一つとなっている」という認識を示している（「国民経済調整時期における環境保護工作の強化に関する決定」（1981年））。こうした状況のなかで採択された1982年憲法では、環境保護に関する規定がいっそう充実されている。82年憲法の第26条は「国家は、生活環境と生態環境を保護、改善し、汚染その他の公害を防治する。国家は、植樹、造林を組織し、鼓勵し、森林、林木を保護する。」と規定している。ついで、自然資源の合理的利用と貴重な動植物の保護（第9条）、土地の合理的利用（第10条）、歴史的文化遺産の保護（第22条）の規定を置いて、国家又は土地利用者に対する環境保護の任務を明らかにしている。

そして、先の1979年環境保護法（試行）が国務院及び地方各級人民政府の環境保護機構の設置を要求し、その職務内容を列挙したことを受けて、1982年の国家機構改革では環境保護部門も対象となっている。従来の国家建築工程総局、国家城市建設総局、国家測繪総局の三局が廃止統合されて「城郷建設環境保護部」が設置されるとともに、環境保護指導小組の弁公室もこのなかに併合されている。そして、城郷建設環境保護部のなかに、環境保護工作の管理を主要な職務とする「環境保護局」が設置されたのであった^(註43)。これに伴って、地方各級人民政府においても中央に併せた形で環境保護機構の整備が進んだ^(註44)。しかしながら、環境保護部門と建設部門とはとかく対立関係に立たざるを得ず、このように環境保護部門が建設部門に組み入れられてしまった機構改革は、「環境保護の指導と管理の強化を意図したものであったが、実際には反対の結果を招いた」と後々評価されるものであった^(註45)。

こうしたなか、1983年12月から1984年1月にかけて第二回の全国環境保護会議が開催されている。ここでは、国務院を代表して李鵬副総理（当時）が重要

報告を行っており、そのなかで環境保護は中国の現代化における戦略任務の一つであり、「基本的な国策の一つであること」が初めて表明されたのであった^(注46)。このように環境保護が基本的な国策であることが確認されたことに伴い、1984年5月に国務院が發布した「環境保護工作に関する決定」は、環境保護に関する方針ないし政策を検討、審査して、企画と要求を提出して、全国の環境保護工作进行を指導、組織、協調することを主要な任務とする「国務院環境保護委員会」（初代の主任は、李鵬副総理）の設置を決定している。同時に、城郷建設環境保護部の環境保護局は「国家環境保護局」に改称されて、国務院環境保護委員会の事務機構となっている。

一方で、環境保護法（試行）の採択に加え、折から法制建設が強化されるという一般的な事情が重なって、1980年代は、環境保護立法のラッシュともいえる状態であった^(注47)。その最初が、1982年に採択された「中華人民共和国海洋環境保護法」であった^(注48)。この後に採択された個別法（単行法）のうち主要なものだけを見ても、「中華人民共和国水污染防治法」（1984年）、「中華人民共和国大気汚染防止法」（1987年）といった環境汚染に対するものばかりでなく、自然環境及び自然資源についても「中華人民共和国森林法」（1984年）、「中華人民共和国草原法」（1985年）、「中華人民共和国鉱産資源法」（1986年）、「中華人民共和国漁業法」（1986年）、「中華人民共和国水法」（1987年）、「中華人民共和国動植物保護法」（1989年）が、ほかにも「中華人民共和国城市規画法」（1989年）が挙げられる^(注49)。こうして、固体廃物など若干の例外を除いて、制度的には、ほとんどすべての個別の問題ごとに法律が出揃ったのであった。これらの個別法は、「三同時」制度、環境影響評価制度^(注50)、汚染物排出費の徴収制度など、それまでに蓄積されてきた環境保護工作进行を個別の問題ごとに制度化したものとなっている^(注51)。

また、1983年に城郷建設環境保護部が發布した「中華人民共和国環境保護標

準管理弁法」が、環境質量基準、汚染物排出基準などの制定、修正ないし実施についての諸原則を定めたことに従って環境質量基準（標準）及び汚染物排出基準が整えられるようになった^(注52)。大気中の総浮遊粒子状物質、二酸化硫黄（SO₂）、窒素酸化物（NO_x）、一酸化炭素（CO）、光化学オキシダントの排出濃度限度を定めた「大気環境質量基準（GB3095-82）」（1982年）、地表水の水温、pH、各種化学物質、溶存酸素（DO）、化学的酸素要求量（COD）、生物化学的酸素要求量（BOD）の基準値を定めた「地面水環境質量基準（GB3838-88）」（1988年）、そして1988年の「污水総合排出基準（GB8978-88）」をはじめとする汚染物質ないし業種ごとに多種多様な汚染物排出基準が設定されている^(注53)。

また、建国当初から林業部門を中心に行われてきた自然環境と自然資源の保護にも変化が現れている。先の環境保護法（試行）では広範囲に環境概念を規定し自然環境や自然資源もその対象に含んでおり（第3条）、森林、草原、鉱産資源、野生動植物などの保護に関する個別法も整えられたことは前述のとおりである。そして、これらに続いて、1986年になると、国務院環境保護委員会では「中国自然保護綱要」が通過したのであった。これは環境保護の一環として自然保護を中国の現代化のなかに位置づけ、自然保護の基本概念と理念を定めたもので、中国で初めての自然保護に関する綱領的な文書とされ、環境政策の思想にも重大な進展をもたらすものであった^(注54)。1950年代にはすでに制度化されていた珍奇な生物資源保護のための自然保護区制度も1980年代中頃から積極的に活用されるようになって、現在の自然保護区のほとんどがこの時期以降に指定（建立）されたものである^(注55)。

このように、六五計画の期間は政治経済の状況も安定しており、結果的に、環境政策が制度的に大きく進展した期間であったといえてよい^(注56)。

(b) 1989年環境保護法

改革開放路線のもとで中国経済は高度経済成長期を迎えると同時に、一方で都市への人口集中や郷鎮企業の増大という現象が生まれ、都市と農村の双方で新しい環境汚染の原因となっていた。そのため、環境政策の進展にもかかわらず、環境汚染の状況は改善することはなかった。実際に、1980年代中頃の中国の代表的な都市における大気汚染（浮遊粒子物質、二酸化硫黄(SO₂)、一酸化炭素(CO)、窒素酸化物(NO_x)、銅(Pb)）は、1960年代の東京区部の大気汚染と似た状況にあった。降下ばいじんについては、1960年代の日本の高度経済成長当時の工業都市の最も汚染の著しかった日本の状況と酷似していたと指摘されるほどであり^(注57)、現在でも改善されていない^(注58)。

従来、中国では戸籍（戸口）管理によって人口移動が厳しく制限されていたために、都市への人口集中という現象は生まれにくかった。しかし、人民公社の解体によって農村で余剰労働力が顕在化すると共に、1984年の「集鎮に戸籍を移す問題についての国务院の通達」によって人口移動に対する制限が緩和されている。これらが要因となって、農村の余剰労働力が流動化して「盲流」

（最近では、「民工潮」と呼ぶ）が発生し、経済が集中した沿海地域の大都市を中心に都市化が急速に進行したのであった^(注59)。まだまだ住宅事情などの歯止めがあるが、こうした都市への人口集中の傾向は現在も続いており、都市環境にとって重大な圧力となっている。

他方で、従来は中国の工業企業のほとんどが国営企業であったが、1980年代半ばまでの農村の経済改革に伴って郷鎮企業が増大していた。郷鎮企業は農村の余剰労働力を吸収し、同時に農村の所得の増加をもたらしている。とりわけ、沿海地域では対外開放と相まって、外国資本と提携したり、製品を輸出したりして、低迷する国有企業を凌駕する勢いである。こうした郷鎮企業の生産活動が農村における新たな汚染発生源となっている。これに対して、1984年の「郷

鎮、街道企業の環境管理の強化に関する国务院の規定」は、郷鎮企業による環境汚染及び生態破壊が新たな問題となっているという認識を示したうえで、企業の発展方向の調整、合理的配置、汚染源の防除、汚染転化の制止、企業への環境管理の指導強化などの対策を要求している。しかし、政府部門からの分離が進み、以前と比べて自由な経営が認められるようになった郷鎮企業に対しては、政府による指導ないし規制が及びにくいため、郷鎮企業による環境汚染は深刻化している^(注60)。

こうした背景のなかで1986年から開始した第七次5か年計画（七五計画）では、工業汚染の防治、水質の保護、重点都市の環境保護、農業環境の保護、生態環境の保護と改善が基本的な任務として掲げられている。続いて、1988年には、城郷建設環境保護部のなかの国家環境保護局が独立して、「国务院直属の国家環境保護局」（次官級）に改組されるに至った。国家環境保護局にとっての主要な職務は、環境保護法令の立案、環境保護の方針政策の制定そして関係部門との協調であるが^(注61)、この改組によって環境保護部門がようやく建設部門と切り離され、国务院の直属機構として各部とは独立して、一元的に環境行政に監督管理することが可能となっている。このとき、環境保護委員会と国家環境保護局を中心とする現在の環境行政組織の枠組みが確立されたのであった。

1979年環境保護法（試行）から10年を経過して、中国の環境政策は大きく変化していたが、試行段階と位置づけられていた環境保護法（試行）の見直し作業も1980年代中頃からすでに進められていた^(注62)。その後個別法の整備が進み、1989年4月には第三回全国環境保護会議が開催されて、従来までの「三同時」制度、環境影響評価制度、汚染物排出費の徴収制度に加えて、すでに一部の地方などで実施ないし検討されてきた5項目の環境管理制度—「環境保護目標責任制」^(注63)、「都市環境総合整治定量考査制」^(注64)、「汚染物排出許可証制」^(注65)、「汚染集中処理制」^(注66)、「期限を定めて治理させる制度」の継続—

を重点的に推進するという方針が提案されている^(註67)。ようやく1989年12月になって、第七期全国人民代表大会常務委員会第十一回会議で「中華人民共和國環境保護法」が正式法として採択されるに至ったのであった。この法律は、1979年環境保護法（試行）が暫定的に果たしてきた環境保護の基本法としての役割を引き継いだものとなっている。1979年の試行法が当初から一定期間の実践を通じて完備することを予定したものであったという意味から、1989年の環境保護法が実質的には中国最初の基本法として理解すべきであろう。

1979年試行法の総則が「経済発展の促進」を任務として掲げていたのに対して、その後の政治状況の変化に沿って、1989年環境保護法では生活環境及び生態環境の保護と改善、公害の防止などとともに「社会主義現代化建設の発展」を掲げている。そして、「国家が制定する環境保護計画は、国民経済及び社会発展の計画に組み入れられなければならない」と規定した第4条は、六五計画及び七五計画で実践された国家計画への環境保護の組み入れを法律的に制度化したものであった。また、環境汚染その他の公害の防治についても、各単位についての環境保護責任制（第24条）、「三同時」制度（第26条）、環境影響評価制度（第26条）、汚染物排出申告登記制度（第27条）、期限を定めて治理させる制度（第29条）など、それまでの経験を通じて実施してきた諸制度を定めている。

1989年の環境保護法は、環境政策における中央地方関係を従来よりも明確化したものでもあった。そこでは、管轄区域内の環境保護工作については県級以上の地方人民政府の環境保護行政主管部門が統一的な監督管理を行い、国务院の環境保護行政主管部門（つまり、国家環境保護局）が全国の環境保護工作进行を統一的に監督管理することが定められている。そして、これら以外の関係行政部門に対しても、関係法律に従った環境汚染及び資源保護の監督管理を要求している（第7条）。つまり、中央と地方を問わず、そして部門を問わず、広く

環境保護工作は実施されるが、これらの工作は最終的にはすべて国家によって統一的に監督管理されることを意味したものである。この点は、それまでの環境保護工作の経験を確認したものといってもよく、従前と大きく変わることはない。

しかしながら、中央と地方の間で環境保護工作の責任主体が明確とされておれらず、議論の対象となっていた。この点に関して、環境保護法第16条は「地方各級人民政府は、管轄区域内の環境質量について責任を負い、環境質量の改善のための措置をとらなければならない」と規定したのであった。具体的には、地方人民政府がこの責任を履行する手法として、①地方計画に、各級政府の環境保護目標、任務と措置を規定する、②政府の重大な決定において、環境保護に十分注意を払う、③都市環境総合整治工作を適切に組織指導する、④環境目標責任制度を実行する、⑤環境関係法で与えられた職権を運用すること、が挙げられている^(注68)。前に述べたとおり、1970年代まで地方人民政府は独自の政治行政権力を持つことがなかった。これに対して、改革開放路線への転換後、地方人民代表大会には地方的法規を制定する権限を与えられたり、経済管理の分野を中心として地方への権限下放も進み、地方の財政規模も拡大している。これと同時に、郷鎮企業の増大に代表されるように、中央の権力が及びにくい経済活動の範囲が拡大している。1980年代になってからは、地方における環境保護立法も活発となっており^(注69)、こうした地方人民政府の対応が独自性を持つていくことは中国の環境政策にとって重要な変化といえよう^(注70)。

そして、環境保護法が、その第11条で、国務院及び省、自治区、直轄市の人民政府の環境保護行政主管部門に対して「環境状況公報の定期的な発布」を規定したことにも注目しておきたい。従来から中国では情報統制が厳しく、改革開放路線へ転換した後も情報統制が完全に撤廃されることはなかった。そして、環境保護法が採択された時期は、折からの政治改革議論が活発となり、天安門

事件の直後でもあった。環境問題に限ってみても、毛沢東時代に、環境汚染の実態やこれに対する国民の抵抗運動が詳らかとされることはなかった。1980年代になってからは、環境宣伝教育の一環として若干の情報公開が行われることがあったが^(注7.1)、1979年の試行法及びその他の個別法にも情報公開についての別段の規定はなかった。こうした中国の情報統制を考慮すると、環境保護法が定期的な情報公開を制度化したうえ、実際に、国家環境保護局が毎年『環境状況公報』を公開するようになったことは画期的な変化といつてよい。しかしながら、「三同時」制度や環境影響評価制度などの具体的な対策のなかに国民がどのように関与すべきかは未解決な課題であつて、将来解決すべき課題であることは中国の研究者によつても指摘されているところである^(注7.2)。

(2) 1990年代

(a) 資金と技術の不足

改革開放路線に転換してからの高度経済成長は、1990年代に入つても衰えてはいない。こうしたなか、廃気、廃水、固体廃物の排出量は確実に増加しており、特に発展が目覚ましい沿海地域の都市の環境汚染は深刻化しつつある。海域では富栄養化が進行しており、1990年には東シナ海（東海）などで大量の赤潮発生が報告されたことは、その顕著な表われであるといつてよい^(注7.3)。こうした現実には、1980年代を通して制度的に進展してきた中国の環境政策がまだ効果をあげていない何よりもの証左となっている。つまり、環境政策の実施面に問題点を残しているといふことができる。

このように環境政策の実施を妨げている要因として環境保護に必要となる資金と技術の不足があつて、このことが具体的な対策を遅れさせている^(注7.4)。

中国の環境政策は計画経済のもとにおいて発展してきた。計画経済では、与えられた生産量のノルマをいかに達成するかが生産者にとっての関心事であつ

て、高いノルマを引き受けてこないことが最優先となってしまう。こうした状態では、たとえ厳しい汚染物の排出規制が設けられても、その規制を遵守する最良の方策は、その対策に投資することではなく、生産量のノルマを増やさないことである。そのため、中国ではなかなか環境保護への投資も行われにくかった。改革開放路線に転換した後の中国における投資の実績を見てみると、

『中国環境年鑑1990』によれば、六五期間の投資額は170億元で国民生産総額の0.56パーセントであった。続く、七五期間には476億元と総額では2倍以上増加しているが、国民生産総額に占める割合でみると0.69パーセントで、僅か0.13ポイント増加しただけであった^(註75)。八五期間に入った1991年から1993年の3年間の投資額は455億元で、これは国民生産総額の0.69パーセントに相当するもので、七五期間と比べて増加は認められない^(註76)。一つの目安として、国家環境保護局と国家計画委員会による『中国環境保護行動計画1991-2000年』のなかの目標値と比較してみると、八五期間(1991年~1995年)で国民生産総額の0.85パーセント、九五期間(1996年~2000年)で国民生産総額の1パーセントが目標値として掲げられており、みずからが設定している目標さえ達成することは容易な状況ではない^(註77)。

また、計画経済のもとでは、確実にノルマを達成できることがわかっている在来技術に依拠することが賢明であって、技術開発は不用でさえある。従来、競争が存在しなかった中国では技術開発が進まない。改革開放路線に転換した後であっても、文革期以前に据え付けられていた旧式の機械設備がそのまま使用されている場合が多くあった。こうした旧式の機械設備は生産効率が低く、工業三廢の排出量増大の原因の一つとなっていた。これに対して、国務院は、工業企業及びその主管部門が技術改造を行い、あるいは技術改造の計画を編成する場合には、工業汚染の防治をそれらに盛り込むよう指示することを主要内容とした「工業汚染の防治と技術改造の結合に関する諸規定」(1983年)な

どによって、汚染防治技術の開発ないし導入を促進する対策を施している。

改革開放路線に転換した後には、商品経済が肯定されるようになっている。例えば、毛沢東時代、エネルギーは国家計画に基づいて政府決定価格（実際には、原価を下回った価格）によって供給されていたが、1980年代初頭には、エネルギー価格制度の改革が提案されている。この問題は、価格改革の全般にも関わるもので、インフレが問題視されていた当時では実行が容易ではなかった。そうして、まず、エネルギーの統制価格が引き上げられるようになり、やがて1985年からはその一部が自由化されるに至っている。その後は、統制価格、自由価格、そして指導価格という複数価格制が続いているが、漸進的に価格自由化が押し進められており、自由価格によるエネルギー供給が全体に占める割合が多くなっている。このような過程を経て、中国においても本格的に市場経済が導入されるようになったが、まだまだ緒についたばかりである^{(注78) (注79)}。

こうした国内対策ばかりでなく、1980年代後半からは、中国政府は資金供与及び技術移転を先進諸国に対しても強く求めるようになっている。この時期、世界では東西冷戦の終結、国内では天安門事件が起こり、中国の外交上の地位が弱まりつつあった。こうした事情に加えて、国内の環境問題が深刻化し、資金と技術の必要性が高まってきた中国は、みずからの外交上の地位を維持するねらいもあって、環境外交に積極姿勢を示すようになっている^(注80)。具体的な行動として、まず、多くの発展途上国が自国の経済発展を妨げるものとして難色を示していたオゾン層保護のウィーン条約とモントリオール議定書に加入したことが挙げられる。また、当時進行中であった国連環境開発会議（UNCED）の準備過程における南北間の対立のなかでも、積極的に南側の結束を働きかけている。会議本番を翌年に控えた1991年には、発展途上国の閣僚を北京に招待して「環境と開発に関する発展途上国会議」を開催、先進諸国に対して国際基金の創設や特惠的、非商業的な技術移転などを要求する「北京宣言」の採択を

実現したのであった。そして、国連環境開発会議には、李鵬総理が出席して、リオ宣言などの採択に参加している^(注81)。

(b) 環境問題の現状

世界人口の20パーセント以上を占める中国の経済活動が地球環境に及ぼす影響は見過ごせないものとなっており、中国は国際社会から地球環境問題への適切な対応を強く期待されている。しかしながら、中国政府が国連環境開発会議に提出したナショナル・レポートによれば、「発展途上国として、中国は、繁栄と社会主義現代化を実現するために確固として国家の経済発展を最大限に優先しなければならない。経済建設こそが国家が推進すべき核心（コア）であるべきである。このように、国家の社会主義現代化という目標に沿って、国家の社会経済発展の重要な組成部分である環境保護は、経済成長の促進と生活質の改善という目的に資するものでなければならない。」^(注82)として、経済発展優先の考え方を鮮明に打ち出している。また、「中国は世界で最も人口の多い国であって、経済発展もまだ初級段階にある。他の発展途上国のように、中国は、オゾン層破壊、気候変動などの地球環境問題による脅威に直面しているばかりでなく、経済発展の過程で発生するその他の環境問題に苦勞しているのである。」と述べている。ここでいう「その他の環境問題」とは国内の工業汚染にほかならず、地球温暖化やオゾン層破壊などの地球環境問題に取り組む以前に解決すべき国内の環境問題が多いことを示唆している^(注83)。

国連環境開発会議の後も、1995年には、新しく「中華人民共和国大気污染防治法」が採択され、洗炭加工による石炭の硫黄分及び灰分の低減化や硫黄分及び灰分の高い石炭の採掘制限（第24条乃至第27条）そして無鉛ガソリンの使用促進に関する規定（第38条）を追加したり（1998年6月施行予定）、固体廃物の産出量減少、综合利用、そして集中処置を求める「中華人民共和国固体廃物

汚染環境防治法」も採択されるなど、引き続き環境管理の強化を続けている^(注84)。しかし、中国の環境政策にとっては、現在でも、工業汚染の防除が最重点の課題となっており^(注85)、まだ公害問題を克服する段階にはほど遠いといつてよい。加えて、国際社会からは地球環境問題への適切な対応を期待されている。そして、何よりも中国の環境問題に世界的な関心を集めている最大の理由は、他国に類例を見ない急速な経済成長の途上にある中国が、今後の人口の増加も加わって、環境問題で危機的状況に陥るのではないかという懸念にあるといつてよい^(注86)。

第3節 発展過程の時期区分

ここまで時系列に見てきた中国の環境政策を、第2章第4節に示した基準に従って時期区分すると、次のとおりとなる^(注87)。

胎動期（1973年～1976年）＝中国の環境政策の胎動は、日本と韓国からさらに遅れる。建国（1949年）直後の段階では、環境問題は認識されていなかった。そして、文化大革命の最中の1972年には、大連湾の汚染による漁業被害や北京郊外の官庁ダムの水汚染など重要な環境問題が発生しており、国連人間環境会議（UNCHE）への参加を通じて、中国は環境問題の厳しさを認識するに至っている。翌1973年、周恩来総理の指示に従って、第一回全国環境保護会議が北京で開催され、この会議に出席した代表は各地方と各方面の環境汚染及び自然破壊の現実を訴えている。この頃、最も重要視されたのは三廃（廃気、廃水、固体廃物）の問題であって、これに対して「三廃の综合利用」の運動が展開されたり、「工業三廃排出試行基準」（1973年）も公布されている。

整備期（1977年～1988年）＝文革直後の1978年中国憲法は「国家は、環境と自然資源を保護し、汚染及びその他の公害を防止する」（第11条）と規定して、環境保護法制建設の基盤を与えている。また、中国共産党中央委員会は、汚染消除及び環境保護は現代化建設の重要な構成要素であると指摘した環境保護指導小組の「環境保護工作彙報要点」（1978年）を批准している。その後、第六次5か年計画（1981年～1985年）では初めて環境保護が国家計画のなかに取り上げられて、1983年の第二回全国環境保護会議でも環境保護は現代化建設にとって基本的な国策であることが確認されたのであった。こうした状況にあって、「三同時」制度を中心として、それまでの中国の環境保護工作の基本的な経験

を確認するとともに、先進諸国にある有効な管理制度を参照して、中国の国情に適合した規定を置いた「環境保護法」が試行法として1979年に採択されている。続いて、海洋環境、水汚染、大気汚染を対象とした個別法（単行法）が相次いで制定されている。そして、国務院は、1982年に城郷建設環境保護部に「環境保護局」を新設、次いで1984年には環境保護に関する企画指導を行う「国務院環境保護委員会」を設置している。中央に併せる形で、地方人民政府でも環境保護機構が設置されていった。

確立期（1989年～）＝中国の環境政策が確立したのは、1989年に「環境保護法」が正式法となってからである。このとき、改革開放路線は10年を過ぎ、社会主義市場経済を目指す段階に入っていた。それまでに、環境保護立法がほぼ出揃い、「中国自然保護綱要」（1986年）などによって自然保護も環境政策のなかに位置づけられるとともに、『環境状況公報』の刊行（1990年）など環境情報の公開も進んでいる。このような進展がみられる一方で、資金と技術の不足が最重要の課題となっている。国務院は、国内対策として「工業汚染防止と技術改造の統合に関する諸規定」（1983年）など、1980年代中頃から污染防治技術の開発ないし導入を促進する対策を施している。同時に、先進諸国に対しても資金と技術の供与を求めている。1980年代後半から中国政府は環境外交に積極姿勢を示し始め、1991年には北京で「環境と開発に関する発展途上国会議」を開催、先進諸国に対して国際基金の創設や特恵的、非商業的な技術移転などを求める「北京宣言」を採択した。そして、国連環境開発会議（UNCED）にも李鵬総理が出席している。こうした環境外交への積極姿勢は、資金と技術の不足という現実的な必要性に依拠したものであった。

変容期＝中国の環境政策は、このような変容の段階を迎えてはいない。現在

では、日本とは対照的に、中国が、今後の経済成長と人口増加に伴って環境問題で危機的状況に陥るのではないかと強く懸念されている。

第5章注

- (1) 「現代中国の政治制度は、1954年に社会主義憲法ができ新国家制度を作りあげてから今日までほぼ一貫している。建国から4年間は政治的に過渡的システムをとったが、54年に国家の制度を決め、56年の8回党大会が執権党のあるべき姿、党と国家の関係を確定してできた『54～56年体制』は、現代中国の基本的政治枠組みである。」（毛里和子(1993)『現代中国政治』名古屋大学出版会、92頁）。
- (2) 西側のデモクラシーと東側のデモクラシーとの対比については、佐藤功(1967)『比較政治制度』東京大学出版会、363～366頁参照。
- (3) 例えば、池上貞一は、「社会主義国家の社会制度は、個人主義、自由主義を否定し、集団主義に立脚しているということである。（中略）そして、集団が行動的・戦略的組織であるためには、一方ではその集団を構成する大衆が積極性を発揮するものでなくてはならないし、他方では大衆が一体となって集団的に行動するためには、集団を指揮する指導部が存在しなければならない、こうして集団には民主制と集中制（権力の集中と上からの指揮を意味する）の二つの契機が含まれることになり、この二つの契機を含んだ組織原則が民主集中制である。」と説明し、民主集中制から発現した国家機関における活動の諸原則として、大衆路線、集団指導制、そして批判と自己批判及び整風を挙げている（池上貞一(1965)「行政組織法」衛藤藩吉（編）『中華人民共和国法規類の研究』アジア政経学会、4頁）。
- (4) 小口彦太＝木間正道＝田中信行＝國谷知史(1991)『中国法入門』三省堂、88～90頁参照。
- (5) 具体的には、①中央人民政府は、地方人民政府の幹部について任命と配置転換の全権をもつ、②地方人民政府の組織条例や重要法規は、中央人

民政府の批准を経てはじめて施行できる、③中央人民政府は地方政府の行政管理活動について、強制命令の権限をもつ、④地方政府のすべての指導を執行する義務をもつ、⑤地方人民政府の行政管理活動は、中央人民政府に報告しなければならない、それに対して中央人民政府は随時正したり、制止する権限をもつ、というものであった（毛里和子(1990)「1970年代までの中央と地方—上海のケース—」毛里和子（編）『毛沢東時代の中国〈現代中国論1〉』日本国際問題研究所、88頁参照）。

(6) 54年憲法によって中央集権が強化された背景には、民主集中制の原則ばかりでなく、地方の実力者が中央の指導者を追い落とそうとした「高崗・饒漱事件」、そして1953年から第一次5か年計画によって本格的に計画経済体制が運営されることになったことも要因となっている。

(7) 例えば、魯義は、中央地方関係の歴史を、「50年代の調整」「60—70年代の変化」「80年代の改革」の3つの時期に分けたうえ、「40年来の中国は社会主義建設をはやいスピードで推進するために、中央地方関係において、何度も調整と改革を経て曲折な道をたどってきた。そのおかげで、地方の積極性をわりと発揮させた時期があれば、盲目発展期と抑制期がある。ところが、権力下放の範囲から言えば、多くの場合、地元の経済管理権であり、国民経済全体に関わる経済計画、資源配分などにほとんど及ばなかった。従って、全体からみれば、中央と地方の関係は、中央集権モデルが中心に続けられてきたといえよう。」と述べている

（魯義(1990)「中国の中央地方関係論」季刊行政管理研究第49号、52～54頁）。

(8) これに対して、宇野重昭は、農村調査の結果、強力な中央集権と中央と一線を画する農村自治（ここで自治とは、上からの、権力の側からの権威主義的政策ないし衝撃に抵抗して、自己の再生をはかりつつ成長する

もの)が併存することを指摘して、「中国における自治は、中央のおおまかな指示によって動くものの、実質的内容はやはり農村幹部中心の話し合いによって決定されており、その工夫と創造性は相当程度尊重されている。」と述べている(宇野重昭(1994)「中国の地方自治と日本の地方自治」宇野重昭=鶴見和子(編)(1994)『内発的發展と外向型發展—現代中国における交錯』東京大学出版会、202頁)。

- (9) 十一期三中全会の会議結果は、中国研究所(編)(1979)『新中国年鑑1979年版』大修館書店、215~220頁に掲載されている「中国共産党第11期中央委員会第三回総会の公報」(邦訳)に詳しく紹介されている。
- (10) 曲格平(1988)「中国環境保護事業發展歷程提要」新華月報第6号、58頁参照。
- (11) 小島麗逸は、「長い歴史の中で傷めつけられた負の遺産を1000分の1でも500分の1でも回復するには破壊するときのエネルギーの何十倍、何百倍の努力が必要となるのだ。おそらく現代の人々が抱える環境上の負の遺産は、古代文明が最も盛えた国々において、より大きいのではないかと思われる。中国はその中の代表的な1つである。」と述べて、歴史的負の遺産を中国の環境問題を考える上の重要な条件の一つとして挙げている(小島麗逸(1993)「大陸中国—環境学栄えて環境滅びる—」小島麗逸=藤崎成昭(編)『環境と開発—東アジアの経験—』アジア経済研究所、62頁)。
- (12) 中国の古代からの環境保護に関連する法制度を紹介したものに、嚴足仁(編)(1989)『中国歴代環境保護法制』中国環境科学出版社、6~61頁がある。
- (13) レスター・ロスは、中国における環境政策の実施戦略を、官僚的權威型アプローチ(the bureaucratic-authoritative approach)、奨励運動型

アプローチ(the exhortational-campaign strategy)、そして市場交換型アプローチ(the market-exchange approach)の3類型に分けて、いずれが現在の中国にとって適しているかを議論している(See Ross, Lester (1988) *Environmental Policy in China*, Indiana University Press, pp. 1-24.)。

- (14) この愛国衛生運動の具体的な内容を紹介したものに、杉野明夫(1976)『中国における都市・環境問題序論』アジア政経学会、83～85頁がある。
- (15) 曲格平 前掲論文、58頁参照。
- (16) 前掲論文、58頁参照。
- (17) 文革期には、工業、農業、都市(城市)などの各分野ごとに定められていた環境保護にとって有利に働くような規則(規章)や制度は、資本主義又は修正主義の管理、引締、圧制であるとして批判を受けて、すべて否定されてしまう(前掲論文、58頁参照)。
- (18) 周恩来総理(当時)は、環境保護にも積極的な関心を持っていた。この点は、顧明(1993)「周恩来関心環境事業」新華月報第7号、83～86頁に回顧されている。
- (19) 曲格平 前掲論文、59頁参照。
- (20) 前掲論文、59頁参照。
- (21) 環境庁長官官房国際課(1973)『国連人間環境会議の記録』環境庁、8～9頁参照。
- (22) 曲格平 前掲論文、59頁参照。
- (23) 「害を利を変える(化害為利)」の考え方について、1973年6月16日付の『人民日報』に掲載された方辛「経済発展と環境保護(經濟發展和環境保護)」によれば、「環境汚染は、主として工業の三廃によってもたらされたものである。しかし、絶対的な廃棄物などありえない。世の中

には、まだ利用されていない物質があるだけで、利用できない物質などありえないのである。一定の条件のもとでの廃棄物には、もう一つの条件のもとでは有用な物質に変わることができる。一定の条件のもとでの『害』は、もう一つの条件のもとでは『利』に変わることができる。」と説明されている。

- (24) 三廢の综合利用運動を紹介したものとして、杉野明夫(1968)「中国の『公害問題』対策」日本行政学会(編)『公害行政』勁草書房、157～170頁、浅井敦(1975)「中国における環境保護と資源利用」社会主義法研究会(編)『社会主義国における自然保護と資源利用(社会主義法研究年報No. 3)』法律文化社、57～73頁がある。
- (25) 張坤民＝金瑞林(主編)『環境保護法講話』清華大学出版社、119～121頁参照。
- (26) 福島正夫(1978)「中国憲法と公害」法律時報第50巻第11号、115頁参照。
- (27) 曲格平 前掲論文、60頁参照。
- (28) 「環境保護法(試行)」がこのように急に制定された理由として、野村好弘は「なぜ急いで環境保護法(試行)したのだろうか。それは、いままでもこの方面での全国的な法律がなかったこと、また、中央の指導者と大衆がその制定を望むようになったこと、によるとされている。具体的にいえば、4つの現代化を進めなければならない時に各地で公害が次第に看過できない状況になってきており、それに、日本の水俣病や西ドイツのライン河汚染問題を知り、あらかじめ法の整備を図っておく必要あると認識されるようになったため、環境保護法が制定されるに至ったのである。」と紹介している(野村好弘(1980)「環境法—中国環境保護法(試行)の考察」加藤一郎(編)『中国の現代化と法』東京大学出版会、122頁参照)。

- (29) 前掲論文、128頁参照。
- (30) 「期限を定めて治理させる（限期治理）制度」は、1978年に、全国167箇所の主要な汚染単位のなかの277の汚染発生源を対象として、国家計画委員会等が実施したものを原型としている（張坤民他 前掲書、132頁参照）。
- (31) 金瑞林、鈴木賢（訳）（1985）「中国環境法の特色と立法動向」環境法研究第17号、11頁参照。
- (32) 中国環境年鑑編集委員会（編）（1990）『中国環境年鑑1990』中国環境科学出版社、108頁参照。
- (33) 毛里和子によれば、政治改革議論の中身は大きく2つに分かれるという。その一つは、鄧小平など党指導部が主張する「指導制度改革」、「政治制度（行政）の効率化」、「経済改革のための政治改革」という流れである。いわば、「上からの、限定的な改革」である。もう一つは、「分権化と民主化・多元化」とまとめられるもので、党—国家—社会間の権力の分割、チェック・アンド・バランス、中央—地方間の権力の委譲などの権力の横と縦のレベルでの分割、さらに公民の政治参加、ひいては出版や言論の自由などがその中身である。前者が「党の指導」を不可侵の原則としているのに対して、後者は、つきつめていけば、政治体系全体のなかでの党の位置、つまり党の指導の問題にぶつかることになる。1980年代の政治改革の議論は、このような2つの流れが複雑に交錯する過程であった（毛里和子（1991）「中国の政治体制の変容—鄧小平時代の意味」岡部達味＝毛里和子（編）『改革・開放時代の中国＜現代中国論2＞』日本国際問題研究所、6頁参照）
- (34) 1980年の鄧小平の演説「党と国家の指導制度改革」は、官僚主義、過度の権力集中、家父長制、幹部の指導職の終身制といった傾向やさまざまな特権現象が政治制度の大きな弊害となっていると指摘している。

- (35) 1982年の機構改革は、「重複した機構の撤廃」と「業務が類似する機構の合併」という原則に従ったもので、国務院の機構の数は100から60に減少している。その後、国家機構は再び膨張し、1988年の第七期全国人民代表大会第一回会議は、機能の転換、権限の分散、構造の調整、人員の簡素化、企業経営活動への政府の直接干渉の減少、マクロコントロールの増強、不合理で効率の低い状態にある機構設置の改変などの基本要求に従って、72あった国務院の機構を68に減少させている。この改革では、経済体制改革と密接に関連する経済管理部門に重点が置かれている（蘇尚堯（主編）（1993）『1949-1990年中華人民共和國中央政府機構』経済科学出版社、73～82頁参照）。
- (36) 田中信行（1990）「中国における適法性の制度的保障」毛里和子（編）『毛沢東時代の中国＜現代中国論 1＞』日本国際問題研究所、78～81頁参照。
- (37) 経済体制改革が進んだことを反映して、1988年4月には、82年憲法が改正されて、土地所有権の譲渡（第10条）、私有経済の存在と発展を認める規定（第11条）を追加している。
- (38) 『中国統計年鑑1995』によれば、中国全体の工業生産額のうち郷鎮企業の生産額が占める割合は、1990年で25.3パーセントであったものが、1993年では44.5パーセントと著しく増加している（中国国家统计局（編）（1995）『中国統計年鑑1995』中国統計出版社、365頁の表11-30、375頁の表12-1参照）。
- (39) 「経済体制改革に関する決定」（邦訳）は、中国研究所（編）（1985）『中国年鑑1985年版』大修館書店、143～153頁に掲載されている。
- (40) 小島麗逸は、1980年代の地方人民政府による経済行動について、「各地方省の党書記の経済行動は、他省の書記との競争意識と自らの配下の地

域の経済繁栄志向が極めて強烈であると言えよう。」と評価している

(小島麗逸(1988)「多様な経営主体の発生」小島麗逸(編)『中国の経済改革』勁草書房、38頁)。

- (41) 経済特区を対象とした環境法を紹介したものに、Profazer, Joseph R. (1993) *Economic Development and Environmental Law in China's Special Economic Zones*, *Texas International Law Journal* Vol. 28 No. 2, pp. 319-355. がある。
- (42) 岡部達味は、「筆者は、いまや『社会主義』をかつて定義づけるのに用いられていた、公有制、計画経済(指令性)、労働に応ずる配分の3つの基準が、少なくとも中国においては、有効性を失った以上、『社会主義』とは共産党の支配する国のことだとししか定義できない。」と評している(岡部達味(1989)『中国近代化の政治経済学』PHP研究所、168頁参照)。
- (43) 城郷建設環境保護部の職務は多岐にわたるが、そのうち環境保護に係るものとして、①環境保護工作の管理、水質・大気・土壌・海洋環境と自然環境の保護、環境汚染の防治、生態平衡の保持、②環境保護の規則・法規・基準の制定、③国家計画委員会の組織協力の下で、新工鉱区・大中型建設項目・企業が現有する技術の環境保護工作のための改造の監督・検査、④環境影響評価書の審査、⑤自然保護区の統制規制と関連する方針・政策・法律の研究と制定、そして関連する工作との協調、⑥野生動植物の管理と珍希な種の保護と出口管理の工作、が挙げられている(蘇尚堯 前掲書、73～82頁参照)。
- (44) 中国の中央地方関係では、地方人民政府の運営及び組織は中央と大別なく行うことが際立った特徴となっている(魯義 前掲論文、56頁参照)。
- (45) 曲格平 前掲論文、61頁参照。

- (46) 第二回の全国環境保護会議の成果は、次のとおり整理されている。その第1が、環境保護は中国の現代化における戦略任務の一つであり、「基本的な国策の一つであること」を確認したことである。これに伴い、環境保護が社会経済発展において重要な位置にあることも確認している。第2に、中国の環境保護事業の戦略方針を制定したことである。つまり、経済建設、城郷建設と環境建設とは同時（同歩）に企画し、同時に実施し、同時に発展させること（「三同歩」）。そして、経済効果、社会効果、そして環境効果を統一的に実現するというものである（「三効果」）。これは、「予防を主とする（以防弁主）」という環境保護方針を新たに発展させるものであった。第3に、環境保護の目標、手順と措置に関する20世紀末までの初歩的な企画を策定したことである。この企画の要求に照らして、各地区、各部門はそれぞれ自己の企画を制定し、国家及び地方の長期企画又は短期企画に組み込んで、実施することとした。第4に、現在の環境保護工作の要の一つとして、資金を要しない又は少ない環境問題の解決策を通して、環境管理を強化することを確認したのであった（前掲論文、61頁参照）。
- (47) 1980年代を中心に中国の環境法の展開を紹介したものに、浅野直人（1992）「中国の環境法の展開と特色」星野英一＝森島昭夫（編）『加藤一郎先生古希記念・現代社会と民法学の動向（上）』有斐閣、493～516頁、そして、耽順＝段匡（1993）「中国の環境法と行政制度」野村好弘＝作本直行（編）『発展途上国の環境法－東アジア－』アジア経済研究所、39～119頁がある。
- (48) 海洋環境保護法の制定が急がれた理由は、「条約上の義務履行及び外国船舶に対する中国の条約上の権利主張のため、制定が急がれたものと想像される。」と説明されている（浅野直人 前掲論文、499頁参照）。

- (49) 環境保護に関する行政法規も多く発布されている。国務院によるものだけを挙げても、「国務院の国民経済調整時期における環境保護工作の強化の決定」（1981年）、「征收排污費暫行弁法」（1982年）、「国務院の工業污染防治と技術改造の結合に関する諸規定」（1983年）、「中華人民共和国海洋石油勘探開発環境保護条例」（1983年）、「国務院の環境保護工作に関する決定」（1984年）、「中華人民共和国海洋傾廃管理条例」（1985年）、「資源の総合利用に関する若干の問題に関する規定」（1985年）、「国務院の郷鎮企業、街道企業の環境管理の強化に関する規定」（1984年）、「対外経済開放地区環境管理暫行規定」（1986年）、「国務院の城市集中供熱管理強化の通知」（1986年）、「污染源專項基金有償使用暫行弁法」（1988年）、「中華人民共和国環境噪声污染防治条例」（1989年）、「中華人民共和国水污染防治法實施細則」（1989年）など多数ある。
- (50) 当時の環境影響評価制度の実態を紹介したものとして、西岡秀三＝王華東＝寧大同(1984)「中国における環境影響評価」環境研究第55号、97～107頁がある。
- (51) 例えば、1970年代初頭から執行されている「三同時」制度は、1981年に国家計画委員会等が共同発布した「基本建設項目環境保護管理弁法」で具体的な内容が定められている。この行政法規は、国務院環境保護委員会等による共同発布の「建設項目環境保護管理弁法」として1986年に改正されている。翌1987年には国家計画委員会と国務院環境保護委員会が「建設項目環境保護設計規定」を発布して、設計段階における環境保護のガイドラインを示している。三同時の執行率は、その制度化の進展とともに執行率は向上し、『中国環境年鑑1990』によれば、1989年には大中型プロジェクト（項目）の99パーセントで三同時が執行されている。

また、建設項目環境保護管理弁法及び建設項目環境保護設計規定は、「三同時」を執行するための有効な手段となっている環境影響評価の基本的な内容も定めている。そして、海洋環境保護法（第6条）、水污染防治法（第13条）、大気污染防治法（第9条）、環境噪声污染防治条例（第15条）などは環境影響評価の実施を要求する規定を置いたのであった。また、汚染物排出費の徴収制度についても、1982年に国務院が發布した「征收排污費暫行弁法」がその目的、対象、課徴金の使用及び管理について具体的な内容を定めて制度化が図られている。これを受けて、水污染防治法第15条は「水体に汚染物を排出する企業事業単位は、国家の規定に照らして排出費を納める。国家又は地方の規定の汚染物排出基準を超えるときは、国家の規定に照らして、基準超過排出費を納めたいえで、治理の責任を負う。」と規定して、水汚染に限って基準を超過しないときも排出費の支払いを義務づけるという厳しい措置をとっている。大気污染防治法（第11条）及び環境噪声污染防治条例（第13条）でも、基準を超過したときに限って、排出費の支払を義務づけた。こうして徴収された課徴金は、環境保護の補助金（助資金）として無償使用されてきたが、その資金規模が伸びないことから、一部の地方で無償使用から貸付（有償使用）へ変更される措置がとられるようになっていった。こうした経験を追認して、1988年に国務院が發布した「汚染源專項基金有償使用暫行弁法」は、貸付（有償使用）を制度化するに至っている。

『中国環境年鑑1990』によれば、1984年～1989年の排出費の徴収金額は累計で73億6,917万元で、そのうち補助金として無償で使用されたものは61億107万元であった。

- (52) 中国の環境法では、環境基準は、法律の条項として、法律規定に含まれると考えられておらず、独立の法令とされる（浅野直人 前掲論文、

507頁参照)。

- (53) 1980年代末までに発布された各種基準は140を数えており、それらは『中国環境年鑑1990』(前注32) 101～105頁にリストアップされている。
- (54) 曲格平 前掲論文、63頁参照。
- (55) 『中国環境年鑑1990』(前注32) 137頁によれば、1980年代までに全国で指定された自然保護区の数600を超え、その総面積は国土面積の3パーセントに相当している。
- (56) 曲格平 前掲論文、62頁参照。
- (57) 菱田一雄(1986)「中国の環境問題の現状」産業公害第22巻第7号、17～18頁参照。
- (58) 菱田一雄は、大気汚染の濃度の値を、「日本の状況と比べると、概観的にいえば、日本のもっとも著しかった1967年当時の川崎市、四日市市、大阪市淀川区、東京都都心地域と現在(1993年)の中国の年平均値が同じくらいである。」と評価している(菱田一雄(1993)「世界最大の人口を抱える中国の加速化する経済開放政策と環境保全との接点」資源環境対策第29巻第1号、25～26頁)。
- (59) 若林敬子(1989)『中国の人口問題』東京大学出版会、161～188頁は、中国の人口流動化問題について詳しく紹介している。
- (60) 『環境状況公報(1994年版)』によれば、郷鎮企業における、1994年の工業廃水の排出量は43億トン(全国の16.6パーセント)で、1989年の排出量と比較すると65.4パーセントも増加している。廃気の排出量は580万トン(全国の49.9パーセント)で、1989年と比較すると23.4パーセント増加している(See National Environmental Protection Agency (1995) *Report on the State of the Environment in China 1994*, p. 2.)。
- (61) 蘇尚堯 前掲書、194～195頁参照。

- (62) 張坤民他 前掲書、10頁参照。
- (63) この制度は、責任書にサインする形式をとり、具体的な規定は省長、市長、県長の在任期間中、環境目標と任務がそれらの業績内容の一つとされ、その達成状況によって奨罰をかけるものである（曲格平(1989)「努力開拓有中国特色的環境保護道路—曲格平同志1989年4月28日在第三次全國環境保護會議上的工作報告」新華月報第5号、68頁参照）。
- (64) この考查制度の範囲は、大気環境、水環境、騒音、個体廃物総合利用と処置、都市緑化の5方面にわたり、20の指標を用いている。考查の結果は大衆に公表される（前掲論文、68頁参照）。
- (65) 汚染物の排出濃度については排出基準（排放基準）によって規制されていたが、汚染物の総量は増加する一方であったため、重要な汚染源における汚染物の総量を制御するため許可証制が採用されたのであった（前掲論文、68頁参照）。
- (66) この制度は、環境質を経済効率的に改善するために、汚染物の集中的な処理を有料サービスとして実施しようとするものである（前掲論文、68頁参照）。
- (67) 前掲論文、68～69頁参照。
- (68) 張坤民他 前掲書、44～47頁参照。
- (69) 小島麗逸は、「中央の全国法規よりもずっと早く各地方が法制化している点を強調しておきたい。例えば、河北省が最初に制定したのが『三同時』制度である。中央の1980年11月より2年も早く制定している。このような条例がいくつもある。」と述べて、環境保護工作における地方のイニシアティブを強調している（小島麗逸 前掲論文（前注11）、74頁）。しかし、地方のこうした対応のほとんどが十一期三中全会（1978年）以後のことであることは注意しておきたい。

- (70) 最近、中国の地方人民政府による環境政策の実施状況について研究分析したものが増えている。その例として、Lo, Carlos Wing-Wung and Shui-Yan Tang (1994) *Institutional Contexts of Environmental Management: Water Pollution Control in Guangzhou, China*, *Public Administration and Development* Vol. 14, pp. 53-64. Chen, Hon S., Koon-Kwai, K. C. Chung and Jack Man-Keung (1995) *The Implementation Gap in Environmental Management in China: The Case of Guangzhou, Zhengzhou, and Nanjing*, *Public Administration Review* Vol. 55 No. 4, pp. 333-340. Sinkule, Barbara J. and Leonard Ortolano (1995) *Implementing Environmental Policy in China*, Praeger Publishers. そして、山田辰雄＝橋本芳二（編）（1995）『中国環境研究－四川省成都市における事例研究』勁草書房、などがある。
- (71) 例えば、1980年から『環境工作報』を創刊、中国環境科学出版社も設立されている。
- (72) See Xi, Wang (1992) *Chinese Environmental Law in Action*, China Today Press, p. 84. また、張坤民他 前掲書、78頁参照。
- (73) 『環境状況公報（1989年版）』は、1989年に赤潮が7回発生していることを報告している。翌年の『環境状況公報（1990年版）』によれば、「沿岸海域の富栄養化が目立ち、赤潮が頻繁に発生し、面積も拡大した。年間の発生数は34回、前年よりも22回増加している。東海での赤潮発生は18回、面積は2万キロ平方メートルにおよび、赤潮発生率が高かった海域である。」（『環境状況公報（1989年版）』は『中国環境年鑑1990』（前注32）429～426頁に、『環境状況公報（1990年版）』は中国環境年鑑編集委員会（編）（1991）『中国環境年鑑1991』中国環境科学出版社、97～99頁にそれぞれ掲載されている）。

- (74) See Qu, Geping (1990) China's Environmental Policy and World Environmental Problems, *International Environmental Affairs* Vol. 2 No. 2, p. 104.
- (75) 中国環境年鑑編集委員会 (編) (1992) 『中国環境年鑑1992』中国環境科学出版社、146頁参照。
- (76) See Editorial Board of China Environment Yearbook (ed.) (1995) *China Environment Yearbook 1995*, China Environment Yearbook Inc., p. 79.
- (77) 国家環境保護局＝国家計画委員会(1994) 『中国環境保護行動計画1991－2000年』中国環境科学出版社、111頁参照。
- (78) See Levine, Mark D., Feng Liu, and Janathan E. Sinton (1992) China's Energy System: Historical Evolution, Current Issues, and Prospects, *Annual Review of Energy and the Environment* No. 17, p. 422.
- (79) 中国のエネルギー問題全般について紹介したものとして、環境情報普及センター(1994) 『中国におけるエネルギー需要予測と環境影響に関する調査報告書』がある。
- (80) See Hao, Yufan (1992) Environmental Protection in Chinese Foreign Policy, *Journal of Northeast Asian Studies* Vol. 11 No. 3, pp. 28-35.
- (81) 国連環境開発会議を契機として環境分野の被援助が増加しており、1994年末までに、世界銀行、アジア開発銀行からの融資によって13の大規模環境保護プロジェクト(総額14億ドル)が、地球環境ファシリティー(GEF)からの無償援助によって95のプロジェクト(総額1億2600万ドル)が、それぞれ着手されている(See Editorial Board of China Environment Yearbook, *op. cit.*, p. 222.)。

- (82) See The People's Republic of China (1992) *National Report of the People's Republic of China on Environment and Development*, China Environmental Science Press, P. 9.
- (83) See *Ibid.*, p. 105.
- (84) 1990年代（1993年まで）の環境法の制定動向について紹介したものとして、浅野直人（1993）「1990年代の中国環境法の動向」ジュリスト第1035号、53～55頁がある。
- (85) 1996年3月26日に筆者が国家環境保護局に訪問した際、黎勇氏（国際合作双边作処）からのヒアリングによれば、現在、中国政府が最も力をいれているのが「工業汚染」対策で、農村での郷鎮企業による環境汚染にも強い関心を持っているということであった。
- (86) 中国の環境危機に警鐘を鳴らした文献は数多いが、その主要なものとして、Smil, Vaclav (1993) *China's Environmental Crisis: an Inquiry into the Limits of National Development*, Sharpe Inc. Ryan, Megan and Christopher Flavin (1995) *Facing China's Limits*, Lester R. Brown *et al.*, *State of the World 1995: A Worldwatch Institute Report on Progress Toward a Sustainable Society*, W.W. Norton & Company, pp. 113-131. 世界資源研究所、森島昭夫（日本語版監修）（1994）『世界の資源と環境1994-95』中央法規、63～84頁（原典：World Resources Institute (1994) *World Resources 1994-95*）、などがある。
- (87) 『中国環境保護行政二十年』は、中国の環境行政の歴史を、国家環境保護機構設立以前の環境問題（1949年～1973年）、環境保護事業の起步（1973年～1978年）、そして改革開放時期の環境保護事業の発展（1979年～1993年）の3つの時期に区分している（中国環境保護行政二十年編委会（編）（1994）『中国環境保護行政二十年』中国環境科学出版社、3

～41頁参照）。

第6章 環境政策の比較分析

第1節 発展過程の共通点とタイムラグ（時間差）

第3章から第5章までに、日本、韓国、中国における環境政策の歴史的な発展過程を国別に考察したうえで、それぞれを発展段階ごとに時期区分した。ここではまず、これら国別考察の結果を踏まえて、これら諸国における環境政策の歴史的な発展における共通ないし類似の側面（共通点）を明らかにしてみたい。その際に、すでに述べているように、同時的な比較を行うのではなく、胎動期、整備期、確立期そして変容期という環境政策の各発展段階ごとに（非同時的な）比較を行う。

（a）胎動期

環境政策の胎動にとってやはりその前提となるのが、大気汚染、水汚染、自然破壊といった環境問題の現象である。当初の段階において、各国で問題視されたのは、工場が集中した地帯や人口が集中した都市などで「局地的」に発生した公害問題であった。日本では東京、神奈川、大阪そして四大公害がその例であり、韓国では蔚山が環境問題の原点となっている。中国の場合でも、大連湾の汚染や北京郊外の官庁ダムの汚染が環境政策の胎動にとって重要な契機となっていた。その後、こうした現象は、局地的なものからやがて広域化し、全国で公害問題が顕在化している。

これに対して、日本では自然公園制度と鳥獣保護を、中国では植樹造林や水土流出防止をそれぞれ中心として早くから自然保護が図られているが、公害対策とは違った動きを見せていた。現代的な意味では広く自然保護が環境政策の対象であることに異論はないが、当初からこうした理解が持たれていたわけで

はない。

(b) 整備期

環境政策は従来の公共政策にはない分野であって、当初からこの環境問題を専門的に取り扱う行政組織は存在していない。そのため、環境問題が顕在化したときに、既存の行政組織がそれぞれの既定の事務の範囲内でセクター別（部門別）に対応を始める。そうして、それぞれの行政機関の内部において、環境問題を専門的に取り扱う部署ないし機構を設置する必要性が生じてくる^(注1)。

日本においては、衛生部門を担当する厚生省のなかに1964年になって「公害課」が置かれた。韓国でも同じように、衛生部門を担当する保健社会部のなかに1970年に「公害課（担当室）」が初めて設置されたのであった。中国の場合、環境保護指導小組という過渡的、臨時的な機構を経て、建設部門を担当するものとして1982年に新設された城郷建設環境保護部のなかに、「環境保護局」が置かれている。これらを皮切りに、環境ないし公害に関連する予算措置が講じられたり、他のいくつかの行政機関のなかに同様の部署ないし機構が置かれている。

そして、この整備期から次の確立期に移行する過程で、環境問題の現象面で各国とも共通ないし類似の現象に直面している。まず、日本では、高度経済成長期のなかで、整備期から確立期へ移行する1965年頃には、赤潮が全国各地で発生している。そうして、確立期になって、1970年には東京で光化学スモッグによる健康被害が発生するなど首都圏の大気汚染がピークに達していたのであった。ほぼ同じように、韓国でも、鎮海湾で赤潮の発生が確認され、その範囲が拡大したのもこの時期であった。やがて、確立期に移行する1979年は、ソウル首都圏における大気汚染状況が最も深刻となった時期に符合している。さらに、中国の場合でも、整備期から確立期に移行する1990年には、東シナ海（東

海)を中心として赤潮の大量発生が報告されている。大気汚染のピーク時には後年の評価を待たなければ特定できないが、1980年代中頃の中国の代表的な都市における大気汚染状況は1960年代の東京区部と似た汚染状況にあって、確立期に在る現在でも深刻な状態にあることは、すでに指摘したところである。

(c) 確立期

環境政策の確立期を特徴づける変化は、セクター別の対応から総合的な対応への転換であった。セクター別の対応によっては、行政の事務ないし指揮系統の競合は不可避で、具体的な政策的対応もセクター別に提案されざるを得ない。その結果、環境の悪化を食い止めることはできず、赤潮の大量発生や首都圏の深刻な大気汚染などに直面している。こうした状況では、行政機関相互間における調整が必要となり、環境(公害)行政の一元化、あるいは多様な環境問題に総合的に対処するための基本原則を定める環境政策にとっての基本法の要求が生まれてくるのであった。

日本においては、四大公害に代表されるように公害問題が全国に蔓延すると、典型的な7種類の公害を対象とした「公害対策基本法」が1967年になってようやく制定され、公害対策の基本原則及び環境基準などの基本的な施策が明らかとされている。これに続いて、公害行政の一元的運用も焦点となっており、総理大臣を本部長とする公害対策本部によって公害国会(1970年)に臨んだ直後には、この一元化をねらって「環境庁」の設置が決定されたのであった。この点、韓国でも、環境に関する基本的な事項を一個の法律に統合した「環境保全法」が1977年に制定され、環境基準など基本的な施策が規定されている。そうして、政府内部で新しい環境行政組織の在り方に関する議論が活発化し、全斗煥政権に代わった1980年になって、環境保全に関する事務を管掌するための「環境庁」(次官級)が設置されたのであった。中国の場合にも、1979年から

試行法に基づく試行段階を経て、1989年になって「環境保護法」が正式法として採択されている。これは、広範囲に環境概念を捉えようとしている点などで若干の違いはあるものの、環境保護にとっての基本原則を規定した基本法の性質を持ったものとして、日本の公害対策基本法と韓国の環境保全法に相応するものであるということできる。この前年の1988年には、それまで建設部門のなかに組み入れられていたために十分な機能を果たすことができなかった環境保護部門が改組され、国務院直属の「国家環境保護局」（次官級）が環境保護法令の立案、環境保護の方針政策の策定そして関係部門との協調を担っている。このように、セクター別の対応から総合的な対応への転換といった環境政策の確立期を特徴づける変化が、いずれの国においても共通して確認できる。

また、こうした総合的な対応への転換の一つの側面として、当初は環境政策とは違った動きを見せていた「自然保護」が環境政策のなかに位置づけられたことも見逃すことができない。その具体的な現れとして、日本では、1971年に「環境庁」が設置された際に、それまで自然公園制度及び鳥獣保護を中心としていた自然保護行政がこの環境庁に移管されている。翌1972年になると総合的な自然環境保全を企図した「自然環境保全法」が制定され、公害対策基本法と並んで日本の環境政策にとっての柱となっていった。一方で、韓国でも、内務部において自然保護活動が行われてきたが、1977年に制定された「環境保全法」には自然環境保全に関する措置が盛り込まれるようになった。続いて、翌1978年には「自然保護憲章」が大統領によって宣布され、自然保護が環境政策のなかに位置づけられている。そして、建国当初から林業部門を中心として自然環境と自然資源の保護が行われてきた中国の場合でも、1979年の環境保護法（試行）が採択された後、森林、草原、鉱産資源、野性動植物などの保護に関する個別法が整えられている。1986年になって、中国で初めての自然保護に関する綱領的な文書である「中国自然保護綱要」が国務院環境保護委員会で通過した

のであった。

さらに、この時期、こうした基本的な対応の転換に併せて、個別の問題に対処するための具体的な政策的対応（手法）についても、各国で共通ないし類似のものを見い出すことができる。

日本の公害対策基本法は環境基準をその基本的な施策として採用し、その第一号として大気汚染の主要な原因物質となっている硫黄酸化物（ SO_x ）に係る環境基準を1969年に定めている。この環境基準の設定にあたっては産業界から強い反対があったが、日本政府はこの環境基準の遵守を確保するために「燃料の低硫黄化対策」を併せて決定したのであった。韓国においても、環境保全法が制定され、早速、1979年には二酸化硫黄（ SO_2 ）に係る環境基準が設定されている。その後、ソウルオリンピックを前にしてソウル首都圏の深刻な大気汚染に直面していた韓国政府は、この環境基準に加えて、燃料の使用規制に重点を置くようになり、1981年からは低硫黄燃料を供給する計画（「低黄油供給計画」）を実施したのであった。一方で、硫黄分の多い国内産の石炭を主要なエネルギー源としている中国の場合には、1982年には早々に二酸化硫黄（ SO_2 ）の排出濃度限度を含めた大気環境質量基準を設定しているが、当初は燃料の低硫黄化対策を採ることはなかった。しかし、いよいよ大気汚染状況も深刻な状態となっているなかで、1995年に新しく採択された「大気污染防治法」は、洗炭加工によって石炭の硫黄分と灰分を低減化し、硫黄分と灰分の高い石炭の採掘を制限する方針を打ち出したのであった。この新しい方針の実施は1998年からの法律施行を待たなければならないが、「燃料の低硫黄化対策」の方針を表明するに至ったことは日本や韓国の場合と共通している。

もう一つ、同じ確立期において、各国で環境情報の公開が制度化されたことも興味深い共通点として挙げておきたい。日本では公害対策基本法の規定に従って、1969年から『公害白書』（後に、現在の『環境白書』に改題される）が

毎年刊行されるようになり、公害ないし環境汚染の実態などに関する情報が一般国民に発表されることが制度化されている。韓国でも、環境庁設置の直後の1982年から『環境保全』（後に、現在の『環境白書』に改題される）が定期的に刊行されるようになっている。これらに対して、独特な民主主義論をもち、従来から情報統制が厳しい中国の場合でさえ、ようやく1990年になってから環境保護法の規定に従って毎年『環境状況公報』が刊行されるようになっている。

(d) 変容期

環境政策が確立されると、それまで余り優先的な課題とされていなかった問題に優先順位が移ったり、まったく新しい問題が認識されることがある。

日本では、1970年代後半から快適な環境（アメニティ）づくりが提唱されており、韓国でも民主化宣言（1987年）及びソウルオリンピック（1988年）の後の安定経済成長に伴って従来の経済開発最優先から環境と開発の調和が提唱されていることが、こうした変化に相当するものである。

このように環境問題が変質する過程で、日本では、石油化学コンビナートなど固定汚染源についての公害対策ばかりでなく、「自動車の排出ガス規制」が重要な課題となっている。環境庁の設置とともに自動車の排出ガス規制強化の方針が決定され、1976年になっていわゆる「（昭和）53年度規制」によって乗用車の排出ガス規制強化が実施に移されたのであった。一方、韓国では、1977年の環境保全法の規定のなかですでに自動車の排出ガス規制に関する規定を見ることができるが、1980年に環境庁が設置された後、ソウル首都圏の大気汚染対策の一環として、乗用車の排出ガスの規制強化が1987年になって実施されたのであった。これらはともに、変容期へと移行する時期に符合している^(注2)。

また、米国の国家環境政策法（NEPA）をきっかけとして世界各国に広まることとなった「環境影響評価制度（環境アセスメント）」の考え方について

も各国が共通して採り入れている。日本では、1983年に環境影響評価法案の廃案という結末を迎えているが、1980年代中頃までに住民への説明会等の開催を義務づけたり、住民の意見提出を認めたりする住民参加の手続を伴った環境影響評価制度が主に地方公共団体の努力によってほぼ全国に定着するようになっていた。同じように、韓国でも米国や日本からの影響を受けて、国の施策として1980年代初頭から環境影響評価制度が本格的に実施に移されたわけであるが、これらはすべて行政内部の判断ないし行政資料の作成のための制度であった。ここで注意しなければならないことは、環境影響評価制度にとって最も重要な機能は、米国の制度にみられるように住民がその手続に何らかの形で参加する点にある^(注3)。韓国において、こうした住民参加の手続が導入されるに至ったのは、1990年の環境政策基本法が環境影響評価制度に住民意見の聴取手続を義務づけたことが最初であった。その後、1993年には環境影響評価法が制定され、制度の改善が図られたことは前に述べたとおりである^(注4)。

このように、変容期に移行する過程で日本と韓国の環境政策では、共通して、「乗用車の排出ガス規制強化」、そして「住民参加手続を伴った環境影響評価制度」が実施ないし定着している。これらに対して、まだ変容期を迎えていない中国の場合には、現在ちょうど大都市を中心として自動車の保有台数が急増しており、その排出ガスによる大気汚染も深刻になりつつある。国家環境保護局の担当者によれば、こうした自動車の排出ガス対策は検討の段階に入っているという^(注5)。そして、環境影響評価制度については、「三同時」制度を執行するための重要な手法として早くからその考え方は採り入れられていたが、現在に至まで一貫して住民参加の機会は保障されていない。

以上のように、環境政策の発展段階ごとに各国のなかに、共通ないし類似の性質をもった事象（共通の事象）を見い出すことができた。これらの関係を分

かり易く整理するため、前章までの国別考察において取り上げられた各国における事象のうち主要なものを時系列に配列したうえで、各国間で共通の事象を結び付けてみると図6-1のとおりに表すことができる。この図6-1を見ると、日本、韓国、中国の環境政策の発展には、それぞれタイムラグ（時間差）があるが、共通の事象をほぼ同じ順序で経験してきたという結論に達する。

続いて、これら諸国間の環境政策の発展において、具体的にどの程度のタイムラグ（時間差）が存在するのかが問題となる。この問いに答えるために、各国の環境政策においてそれぞれの発展段階を画した代表的な事象を整理してみると、図6-2のとおりとなる。そうして、それぞれの事象が発生した年を比較してみると、日本と韓国の場合において12年から14年、日本と中国の場合において21年から24年というタイムラグ（時間差）がそれぞれ存在していることが明らかとなる^(注6)。

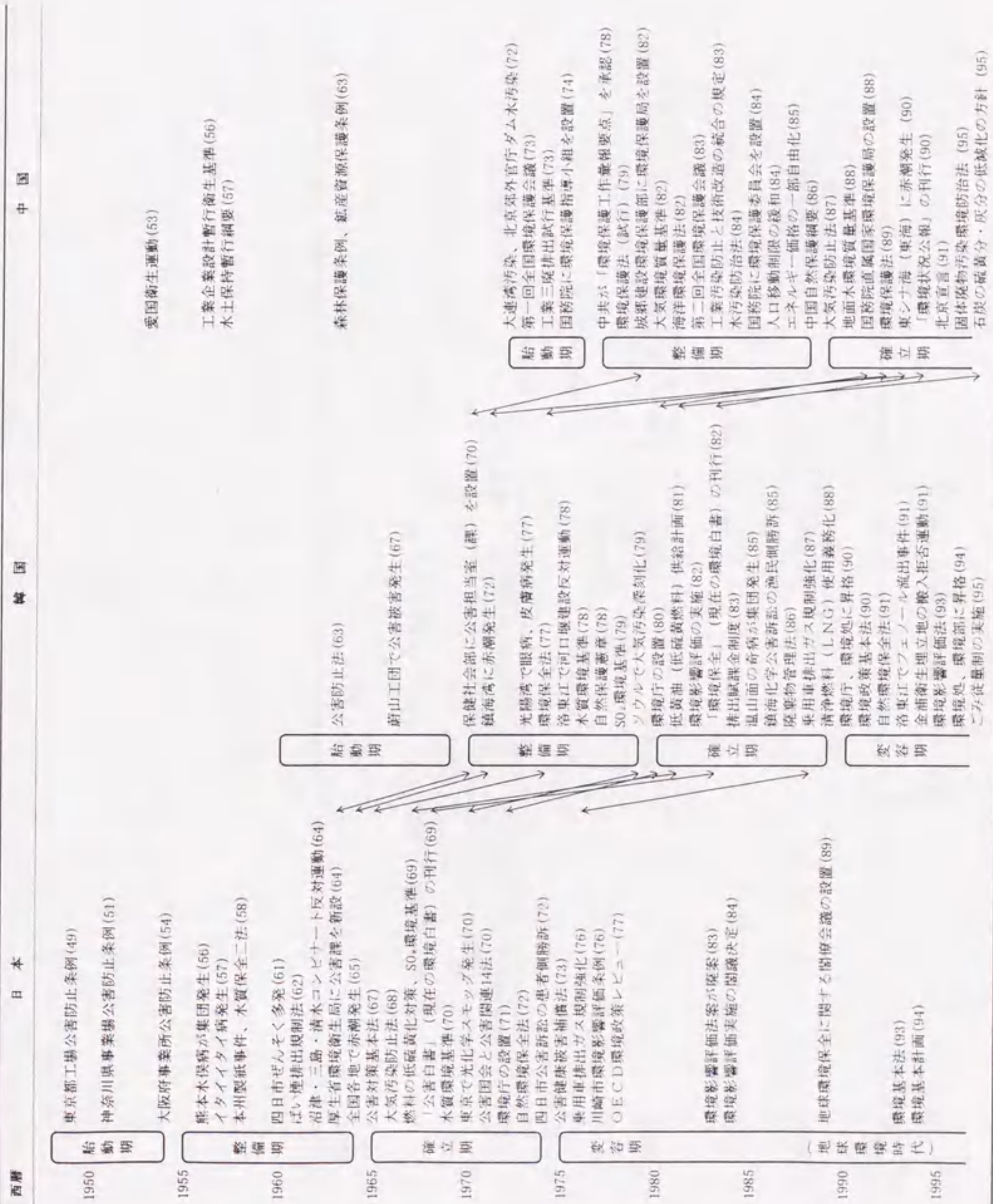


図6-1 環境政策の比較年表

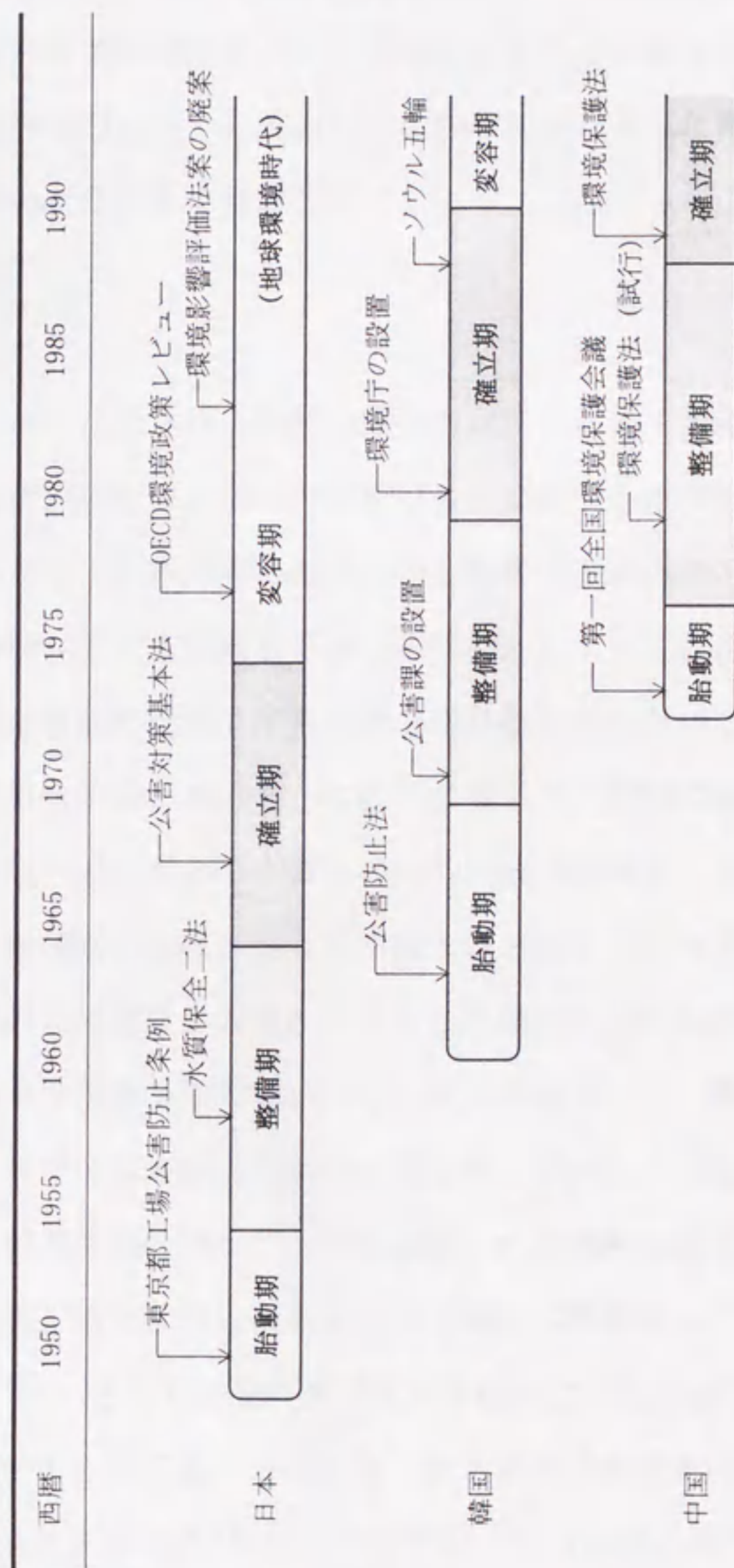


図 6-2 環境政策のタイムラゲ

第2節 各国にみる特徴の比較

次に、先の国別考察の中から、各国の政治経済に関する諸制度の変化と照らしながら、環境政策の各発展段階ごとに各国それぞれにみられる特徴を取り上げて、これらの相違点を明らかとしてみたい。併せて、こうした相違の背景についても、その問題の所在ごとに整理したい。

(a) 胎動期

環境政策が胎動した時点における各国の政治状況はきわめて多彩であった。まず、日本で環境政策が胎動した1940年代末はGHQの民主化政策が相次いで実施された時期にあたり、日本国憲法を中心とした民主主義体制が出発していた。一方で、韓国では、五・一六軍事革命（1961年）によって朴正熙が政権を掌握して、政府主導の意欲的な経済開発が推進されるようになった時期に符合し、行政府への権力集中を招いていた。これらに対して、中国で環境政策が胎動した1970年代初頭は、毛沢東というカリスマ的な政治指導者の存在のもとで、その社会主義論を大衆運動の動員によって実践するという文化大革命の最中であつた。こうした多彩な政治状況のなかにあつた各国それぞれの政治体制^(注7)について、比較政治学の視点からの性格づけを見てみると、その違いが浮き彫りになってくる。日本では戦時中に実質的に姿を消していた「民主主義」^(注8)が新たに定着し、アジア諸国のなかでも最も徹底した民主的な国家へと変わっていった。韓国では朴正熙大統領を頂点とした「権威主義体制」^(注9)が形成される時であつた^(注10)。そして、毛沢東時代の中国には全体主義体制の諸特徴のほとんどを見い出すことができ、「伝統をひきずった全体主義的な政治体制」にあつたと評価されることがある^(注11)。ここでは、政治体制に関する検討は従来の研究を参照するにとどめて詳述しないが、以下で、各国の環境政策にみら

れる特徴を対比するにあたって、こうした政治体制の違いを念頭に置いておくことが肝要であろう。

何よりも、日本における環境政策の胎動にとって最も特徴的であったのは、地方公共団体が政策主体となっていたことであった。戦後復興に伴って工場が再開されると大気や川が汚れはじめ、これら汚染に危機感を抱いた地元住民が公害防止を要望している。こうした住民の要望に応えたのが地方公共団体であった^(注12)。1949年の東京都工場公害防止条例を皮切りに、地方公共団体における公害防止条例の制定は全国に広まり、公害防止に乗り出す姿勢を打ち出している。このような地方公共団体の姿勢とは対照的に、当初、国（中央）の行政は公害問題に無自覚の状態にあったといってもよい。こうした特徴は決して胎動期に限られたものではなく、その後の1960年代から1970年代にかけても、

「横浜方式」と呼ばれた公害防止協定の方式を初めて採り入れたり（1964年）、1976年の川崎市環境影響評価条例を嚆矢として条例や要綱の形式によって環境影響評価制度を制度化したことにも代表されるように、地方公共団体が国（中央）に先駆けて先進的な政策的手法を実施に移していったのであった。こうした特徴は、現行憲法が地方自治制を採用したことによって、地方独自の政策的な対応を生み出さうする素地ができあがっていたことが背景となっている。とりわけ、地方公共団体が国の機関としての多くの役割を担い、その財政面でも国に依存する部分が少なくないにもかかわらず、こうした地方独自の対応が生まれたことには知事と地方議員の公選制が最も寄与している^(注13)。つまり、この公選制が住民の要求に応える必要性を生んだといってもよい。

韓国においても、建国当初から地方自治制が採用されていたが、朴正熙政権に代わって1961年からは地方自治制が実質的に停止されたことは前に述べた。全国の地方自治体の長も、すべて大統領によって任命されるところに改められ、地方自治体は事実上中央政府に従属し、国の出先機関に近い存在となっていた。

これは権威主義体制の一つ現れであるといつてよい。このような中央集権的な制度へ変化していった背景には、韓国社会内部での抵抗や混乱の発生が結果として北朝鮮の立場を有利にしてしまうという「北への脅威」と、経済再建が最優先が課題となっていたという当時の政治経済の状況があったことは言うまでもない。こうした状況では、環境政策に限らず、あらゆる分野において地方独自の政策的対応が生まれる制度的な素地を欠いていた。韓国の環境政策にとって嚆矢となった1963年の公害防止法も、中央政府がすべて用意したものであった。その後も、中央政府が中心となって環境問題への取り組みが進められており、地方自治体はむしろ環境問題に無関心ですらあった。実際にも、1970年代初頭から発生していた蔚山工団の公害被害の場合、地元の蔚山市は独自の対策を打ち出すことはなく、中央政府が決定した対策事業についての地方自治体の負担を履行するだけであった。また、1977年の環境保全法は国の基準とは別に、地方自治体にも地域環境基準を設定する途を開いていたが、これが現実のものとなることはなかった。しかしながら、1987年以降の民主化に伴って地方自治制が復活し、1990年代になって地方議会の議員と地方自治体の長が相次いで選挙によって選出されるように改革されると、地方の環境保全条例の制定など地方独自の政策的な対応が表面に現れ、環境政策にも大きな変化をもたらしている。

日本や韓国の場合とはまた違って、社会主義国の中国では建国当初から民主集中制を基本原則として掲げており、民族自治区を除いて、地方自治の概念を認めていない。地方人民政府の幹部についての任命と配置転換は中央人民政府が全権を持つなど、1970年代末まで地方人民政府が独自の政治行政権力を持つことはなかった。これに加えて、中国の環境政策が胎動した1970年代初頭は文革期のなかにあつて、毛沢東がそのカリスマ性を発揮して大衆運動を動員しており、既定の政治制度さえ機能しない無政府状態に陥っていたのが当時の実情

であった。こうした状況では、中央に先駆けて、地方が環境問題への政策的な対応を制度化する余地はほとんどなかった。中国の環境政策にとっての出発点となった第一回全国環境保護会議（1973年）も国務院（中央人民政府）の総理であった周恩来の指示に依拠して開催されたものであった。その後も、地方は中央に従うという民主集中制が堅持されており、様々な政策的対応の制度化は中国共産党の指導のもとで中央人民政府が中心となっていて行われている。しかし、伝統的に分断的な国家であった中国では、中央と地方の関係が頻繁に改革されており、とりわけ1980年代になると省レベルの地方人民代表大会に地方的法規の制定権力が法制度上認められるところとなっている。また、十一期三中全会（1978年）以後の経済体制改革によって、それまで中央に集中していた企業の経営管理が地方に下放されている。こうした変化を背景として、1980年代になってからは、地方における環境保護立法が活発となり、地方における経験が中央人民政府によって全国的に制度化されることもあった。そうして、それまで通り、地方の人事についての全権を中央が持ち、国家による統一的な管理を原則としながらも、1989年の環境保護法は地方人民政府を環境保護工作の責任主体として明確に位置づけたのであった。

このように、環境政策の胎動期からその後の歴史的な発展を含めて、各国の「中央地方関係」の違いが、環境政策における地方政府の役割を異なったものとしている。中央地方関係の態様は、完全な地方自治と完全な中央集権を両極とする線分上で無限に多様である。そして、政治体制の側面から言えば、政治の多元性と一元性の区分にも結びつくものである。一般的に言って、中央政府との対抗関係において、地方政府の強弱を評価することも容易ではない。しかし、本研究で取り上げている日本、韓国、中国の場合を相互に比較するには、地方政府にとって最も重要な要素である政策責任者の選出についての中央政府からの自由度においてきわめて顕著な相違を指摘することができる。つまり、知

事と地方議員の公選制を中心とした地方自治制を採ってきた日本の場合と比べると、韓国や中国の環境政策は弱体の地方政府のもとで胎動してきたということができるのである。

(b) 整備期

環境政策の整備期では、各国ともに個別の環境問題に対する政策的対応が相次いで策定され、その実施体制も整えられている。日本では、こうした環境政策の整備にとっての直接的な契機となったのが、公害ないし開発に反対する住民運動であった。1958年に起きた本州製紙での乱闘事件は、マスコミは勿論のこと、直ちに国会でも取り上げられている。その結果として、水質保全に関する立法に拍車がかかり、きわめて短期間のうちに水質保全二法の成立（1958年）までに至ったのであった。1950年代中頃から高度経済成長期になって、経済復興のためには多少の犠牲には耐えよというそれまでの社会的な風潮も弱まり、1960年代には公害被害者の救済を中心とした住民運動が噴出し、マスコミもこれらを報道している。そうして、沼津市、三島市、清水町の石油化学コンビナート建設反対運動は、1964年に建設断念という画期的な成果を納めたのであった。こうした住民運動の盛り上がりを端緒として、国（中央）がようやく公害対策を打ち出すようになり、やがて厚生省に公害課（1964年）が設置されるなどによって省庁別にその実施体制が整えられたのであった。その後も、公害対策の強化を求める世論は絶えず、公害対策基本法の制定（1967年）、公害国会の開催（1970年）、そして環境庁の設置（1971年）といった進展は、こうした世論に応えようとするものでもあった。このように、住民運動の噴出が環境政策の発展を促したという事実は、日本の民主主義の一つの現れでもある。

これに対して、韓国においても蔚山工団などで公害被害が発生していたにもかかわらず、権威主義体制のもとにあつて、韓国政府はこうした被害住民によ

る反公害運動をまったく問題とせず、当初は、むしろ反政府運動として取り扱う始末であった。さらに、1960年代以降、韓国では言論が厳しく統制されていたことは前に述べたが、このために、蔚山、昌原、馬山など政府が造成して工場を集中させた地域において深刻な公害被害が拡大していたという事実をマスコミが報道することさえ制限されていたであろうことは容易に想像できる。こうした状況のなかでは、住民による反公害運動が日本の場合のように盛り上がることはなく、環境政策の整備も行政内部における議論を通じて行われたものであった。そして、蔚山などで顕在化していた個別の紛争事件にあたっては、現実的な対応策として、公害発生源の企業が被害住民に対して補償金を支払うことで住民の集団移住を行うという「その場凌ぎ」とも言える解決を繰り返している。その後も、住民による反公害運動を契機として環境問題が注目されることはなかったが、これとは対照的に、外国の事情に精通している知識人達の呼びかけが政府に大きな影響を与えている。その後になって、環境政策が次の確立期に移ると変化が現れ、環境庁の設置に伴って1982年からは『環境保全』の定期刊行によって国民に対する情報公開が進展を見せ、1985年には新聞報道がきっかけとなって温山面の奇病が全国的な関心を集めている。さらに、1987年の民主化宣言を経て、最近では、『朝鮮日報』などマスコミ各社による環境保全キャンペーンが活発となっていることは特筆すべき変化といえよう。

一方で、社会主義国である中国における民主主義論は、一般に我々が考えるものとは異なっていることはよく知られている。つまり、西側では国民の政治参加といった政治的決定の方法ないし手続を民主主義と理解するのに対して、中国など東側では民衆の福祉ないし社会的、実質的な平等などの目標ないし内容を実現することこそが民主主義であるとしてきた^(註14)。こうした理解の相違が、日本や韓国とは違った、中国政府の対応を生んできた。中国では、国民の意思は元来一元化していると考え、執権党である中国共産党が政策の立案決定

を独占しており、これらの情報は一貫して厳しく制限されている。このことは毛沢東時代の中国においていっそう顕著であり、環境政策においても、当時の環境汚染の実態やこれに対する国民の反応さえ十分に詳らかとされることはなかった。そして、1980年代になって、それまでよりも情報統制が緩和されるようになっていくが、これが完全に撤廃されることはなかった。1979年の環境保護法（試行）が採択されたことに続いて、個別の環境問題に対する環境保護立法が相次ぎ、環境行政組織（環境保護機構）も設置されている。そして、環境宣伝教育の一環として若干ながら情報が一般に提供されるようになったが、1979年の環境保護法（試行）及びその他の個別法のなかに情報公開について別段の規定を置くものはない。むしろ、こうした環境政策の整備にとって直接的な契機となったのは、十一期三中全会（1978年）からの改革開放路線への転換という政治状況の大きな変化であって、日本の場合のように住民運動などを通じた国民の要求に対応しようとするものではなかった。その後、環境政策の確立期に移って、1989年の環境保護法に基づいて『環境状況公報』が毎年刊行されるまでに変化を遂げ、現在では「三同時」制度や環境影響評価制度においても国民をどのように関与させるべきかが未解決な課題であると国内の研究者によって指摘されている。

このように、環境政策の整備期において、住民運動などを通じた国民の反応（世論）が環境政策の発展に与えた影響についても違いが認められた。こうした違いは、国民に対する「情報公開」の有無あるいはその程度に直結する問題点であった。日本では民主主義を背景として、住民運動が端緒となって環境政策の整備が始まっている。権威主義体制のもとにあった韓国では言論が統制され、当初、反公害運動が反政府運動と同一視されていた。そして、行政内部の議論と知識人達の呼びかけによって、環境政策が整備されたのであった。一方で、独特な民主主義論に立った中国では、一貫して情報が厳しく統制されてき

ており、その環境政策の整備も改革開放路線への転換という政治状況の変化によってもたらされたものであった。要するに、日本の場合と対比すると、韓国や中国においては、国民に対する情報の公開ないし提供が制約された状況のもとにおいて環境政策が整備されてきたといえることができる。

(c) 確立期

この確立期には、いずれの国の環境政策にも、セクター別の対応から総合的な対応への転換という変化が確認できた。しかし、こうした環境政策の確立を促した背景を対比してみると、さらにいくつかの相違点が明らかとなってくる。

日本では、公害対策基本法の制定（1967年）から比較的に短い期間のうちに公害対策や事業者への公的助成措置などかなり徹底した公害対策が打ち出され、公害防止ばかりでなく企業責任の明確化や公害被害者救済制度までに一応の効果を上げたことは、世界的に注目を受けたほどであった。こうした日本の環境政策の確立において、世論が重要な役割を果たしてきたことは勿論であるが、1970年頃から国際社会でも先進国を中心に環境問題に対する関心が高まっており、なかでも日本の公害問題の深刻さは見過ごせないものと映っていた。これより以前にも、東京オリンピック（1964年）を前にした隅田川の水質改善対策のように国際的な反応に配慮した例があった。その後、日本の環境政策にとってかなり大きな影響を与えたのが、主要な輸出先であった米国の大統領が1970年に議会へ提出した環境教書である。これは、日本の公害ダンピングを暗に批判するものであって、事実上、日本政府に対して公害対策の強化を要求する外圧として働いたのであった。それまでの国内世論に加えて、こうした米国からの圧力も重なって、公害対策基本法の制定以後の3年間これといった進展のなかった状況が一転して、公害国会の開催（1970年）そして環境庁の設置（1971年）が実現したのであった。

さらに、同じ1970年に米国で成立したマスキー法（1970年大気清浄法改正法）は自動車排出ガスの厳しい規制方針を表明したものであったが、これは、米国を主要な輸出先としている自動車業界はもちろん、当時日本でも深刻となりつつあった自動車排出ガスによる大気汚染の対策の在り方にも影響をおよぼしている。結局、日本においても米国のマスキー法が予定している厳しい規制と同程度の規制を行う基本方針を早速決定し、自動車業界の側でもこうした厳しい規制をクリアするための技術開発が押し進められていた。これら米国大統領の環境教書やマスキー法に象徴されるように、「海外からの圧力（外圧）」も、日本の環境政策の確立にとって重要な契機として見逃すことはできない。

韓国においても、1977年の環境保全法が制定され、水質に係る環境基準（1978年）や二酸化硫黄に係る環境基準（1979年）が定められるなど、新しい政策的な対応に途を開いている。こうした環境政策の確立の段階で正式決定したソウルオリンピックの開催は、韓国の環境政策の発展を大きく促すものであった。これを機に、韓国政府は国際的な反応を配慮して当時最も深刻な状態にあったソウル首都圏の大気汚染の改善に取り組むことになった。具体的には、先に紹介したとおり、低黄油（＝低硫黄燃料）供給計画（1981年）、乗用車の排出ガス規制強化（1987年）、LNGの使用義務化（1988年）が実施されている。こうした対策の結果、他の都市と比べて突出して悪化していたソウルの大気汚染も、他の都市並みに改善されたのであった。このように、韓国でも、日本の東京オリンピックを前にした隅田川の水質改善対策の例と類似した「外圧」を経験している。

同時に、欧米そして日本など先進国に遅れて経済成長を遂げてきた韓国には、さまざまな分野で先進国の経験を学ぶ機会があつて^(註15)、先進国における環境政策の経験が韓国の環境政策に与えた影響も少なくない。韓国の環境政策にとって嚆矢となった1963年の公害防止法も隣国日本の状況に影響されたものであ

った。その後も、外国の事情に精通した知識人達を介して、米国や日本における環境権をめぐる議論の影響を受けて、1980年の第五共和国憲法では環境権を明文化している。さらに、1979年に環境保全法の改正によって制度化された環境影響評価制度（但し、住民参加手続は伴わない）、そして続く1981年の同法改正時に採用された排出賦課金制度も、やはり米国や日本の経験を参照したものであった。つまり、韓国の場合、先進国一特に、米国と日本一における環境政策の経験を学ぶ機会があって、その環境政策においてもいわば「後発の利益」^(注16) を享受して発展してきた側面があったことは否定できない。これは、世界の中でも比較的早い時期に環境政策が胎動した日本とは事情が違っている。

これらに対して、毛沢東時代の中国は、東西冷戦そして南北対立の先鋭化のなかで、環境問題の根源は資本主義国にあると批判していた。1972年の国連人間環境会議（UNCHE）では、環境問題の解決策については西側の先進国とはまったく異なる立場を表明している。国際社会のなかでやや孤立していた当時の中国にとっては、海外一特に、西側先進国一から環境問題の解決を求める「外圧」など受け付ける状態にはなかった。こうした状態にも、十一期三中全会以後、改革開放路線が出発すると変化が現れている。1979年に採択された環境保護法（試行）は、OECDが提案していた汚染者負担の原則（PPP）の影響を受けた汚染物排出費の徴収（排污收費）制度や、米国で実施されていた環境影響評価制度など、外国の環境政策に見られる環境管理の制度を参照したものであった。日本や韓国よりもかなり遅れて胎動した環境政策においては、後発であるが故に外国の環境政策の経験から学ぶ余地はさらに大きい。

やがて、1980年代の後半になると、環境保護にとって必要な資金と技術の不足という現実的な必要性に直面した中国政府は、国内対策ばかりでなく、先進国に対しても資金や技術の供与を求めている。1992年に開催された国連環境開発会議（UNCED）の準備過程では南側の結束を強く働きかけて、発展途上

国側の主張が集約された「北京宣言」（1991年）の採択に尽力したことは前に述べたとおりである。そして、国連環境開発会議の本番でもリオ宣言をはじめとする各宣言ないし条約の採択に参加したのであった。

このように、毛沢東時代の中国は外圧など受け付けることはなく、日本や韓国の場合のように、その環境政策の発展において海外から影響を受けることは少なかった。しかし、改革開放路線に転換して、外国の環境政策に見られる管理制度を参照するようになっていく。やがて資金と技術の不足という現実の必要性に直面すると、近年では中国政府も環境外交に積極姿勢を示すように変化を遂げたのであった。

こうして制度的に環境政策がある程度確立してくると、その実施状況が次に問題となってくる。そこで、環境政策の確立期における各国の環境政策の実施状況についてもここで触れておきたい。

日本では、公害対策基本法を頂点とする公害関係法がほぼ揃い、併せて、企業への公的助成措置も拡充されている。さらにこれらを後押しするかの如く、1972年には企業側の民事責任を認定した四日市判決が下されたのであった。それまで公害対策に冷淡でさえあった企業側にも公害対策の必要性がより強く認識されるに至っている。このときは、石油ショック後の不況期であったにもかかわらず、政府の助成措置が活用されて、四日市判決後の1974年から1976年の3年間においては民間企業の公害防止投資が集中的に実施されている。これに伴って、公害防止技術の開発も進み、排煙脱硫装置に代表される公害防止施設が一気に普及して、工場からの多くの汚染物質の排出量が減少したのであった。

さらに、先の米国のマスキー法に従った米国と日本の両国における自動車排出ガス規制強化に直面した自動車業界の対応も特筆すべきものであった。こうした排出ガス規制強化と同時に、円高による輸出車のコスト削減、石油ショックに対応するための燃費向上といった難問を抱えることとなった自動車メーカ

一各社は激しく競い合って技術開発を押し進めた。企業間の激しい技術開発競争の末、自動車メーカー各社による技術的な裏付けがなされたからこそ、当時、世界一厳しいとまで言われた乗用車の排出ガスに対する「（昭和）53年度規制」の実施が実現したのであった。このように、公害対策が出揃うとともに、主要な公害発生源である企業がその資金と技術を集中的に公害防止に振り向けた結果として、四大公害などの公害対策に一応の効果を上げている。こうした実施状況の背景には、公的な助成措置が大きく寄与したことは言うまでもないが、ここでは、特に「市場メカニズムの働き」による企業間の激しい自由競争があったことに注意を喚起しておきたい。

一方、1977年の環境保全法を中心として1980年代に確立された韓国の環境政策の実施状況を日本の場合と比べてみると、決して十分な効果を上げたとは言いがたい。制度的には新しい政策的対応に途が開かれたにもかかわらず、その一部には実施に移されなかった例もあった。そして、蔚山や温山における公害事件においても、企業側の責任が明確されないまま、被害住民の移住措置という「その場凌ぎ」の解決が繰り返されたただけであった。また、先の環境影響評価制度や排出賦課金制度のように早々に先進国から採り入れた先進的な手法も直ちに定着したとはいえず、これらが本来的な機能を現すことになったのは様々な改正を経てようやく1990年代になってからのことである。

こうした点ばかりでなく、韓国では環境政策の確立期になっても、日本の場合のように企業側がその資金や技術を集中的に公害防止に振り向けることがなかったことが、実施状況に大きな違いを生んでいる。1980年代の韓国ではまだ経済開発最優先の風潮が強く、限られた資金や人材を公害防止に充てることは期待できなかった。そして、何よりも、韓国では財閥（チェボル）への経済集中がかなり顕著で、海外を主要な市場としている韓国の産業には国内に競争相手が少ないという韓国経済の特徴が、企業側の公害防止の取り組みにとっては

プラスには働かなかった。産業の各分野で国内的に圧倒的なシェアをもつ企業にとっては公害による企業イメージの低下などが企業経営にマイナスに働くことはなく、考慮の対象とはなりにくい。すでに述べたとおり、1990年代に入ってからでも事件事故が姿を消すことはなかったが、そのうちの洛東江のフェノール流出事件の背景にもこうした独占企業の存在があった。さらに、市場メカニズムが十分に機能しない状態においては企業による技術開発やその普及も進みにくく^(注17)、このことは公害防止技術についても例外ではない。このように、韓国経済は財閥（チェボル）を中心とした寡占傾向が強いため、企業による公害防止の取り組みに対して、日本の場合とは若干事情が異なり、「市場メカニズム」が十分に機能する状態ではなかったのである。

中国では1980年代を通じて環境政策が制度的に整備されてきたにもかかわらず、廃気、廃水、固体廃物の排出量は確実に増加しており、環境政策がまだ効果を上げていないことはすでに指摘した。この点、特に、日本と韓国とはまったく対照的に、計画経済のもとで発展してきた中国の環境政策においては市場メカニズムが機能する余地など無かったことが決定的な要因となっている。企業間の競争が存在しなかった中国では、企業側がその資金や技術を汚染防止に集中的に振り向けることはおよそ期待できない^(注18)。

改革開放路線が出発してからの経済体制は急速に変化しつつあり、1980年代中頃からはエネルギーの価格が自由化されるなど中国においても市場経済が導入されるようになっているが、まだまだ緒についたばかりである。その反面で、郷鎮企業が増大し、これが新しい汚染発生源となっている。すなわち、それまでの国営企業と違って、政府部門から分離が進み、以前と比べて自由な経営が認められるようになった郷鎮企業に対しては、政府による指導ないし規制が及びにくい。今後、市場メカニズムによる企業の汚染対策の推進が期待できる反面で、経済体制改革は郷鎮企業による汚染という今までに経験のない問題も生

み出している。

このように、環境政策の確立期においては、国際社会から環境対策を求められるといった「外圧」、そして環境政策において「後発」であるが故に先進国の環境政策の経験を学び、それを自国に採り入れるといった国際的な影響が、それぞれ違った形で各国の環境政策の発展に作用している。さらに、各国の環境政策の実施状況—特に企業側の対応—を対比してみると、日本では「市場」を通じた公害対策の推進メカニズムが強く働いたのに対して、財閥（チェボル）を中心として寡占傾向の強い韓国では日本の場合と若干事情が異なっていた。そして、計画経済をとる中国では当初は市場を通じた汚染対策の推進メカニズムはまったく機能せず、改革開放路線以後の市場経済の導入もまだ緒についたばかりである。

(d) 変容期

日本では、典型7公害を対象とした1967年の公害対策基本法から1970年代中頃にかけて相次いで打ち出された公害対策は効果を上げ、四大公害に代表される公害問題を克服していった。この間、それまで公害対策とは違った動きを見せていた自然保護も、環境政策のなかに位置づけられている。1977年にOECDが公表した日本の環境政策レビューは、こうした公害対策の効果を認識させるものとなった。その後、一転して、「快適な環境（アメニティ）づくり」といった新しい政策課題が提唱され、環境ないし生活の「質」の向上に力点を置いた施策がさまざま提案されるようになっている。しかしながら、当時はすでに高度経済成長が終焉しており、汚染状況も改善され、新規の開発も沈静化していたこともあって、それまで日本の環境政策の発展を促してきた住民運動の盛り上がりも影を潜めていた。こうした状況のなか、日本の環境政策に新たな進展がほとんど見られなくなり、二酸化窒素（NOx）に係る環境基準が緩和（1

978年)されたことが、環境政策の停滞を一般に印象づけた。さらに、従来の公害対策とは独立した、未然防止という新しい発想に立った環境影響評価法案の廃案という結末は、こうした環境政策の停滞を最も象徴するものであった。

そうして、1980年代後半から現在の地球環境時代を迎えたのであった。当初は、地球環境問題に熱心ではないという批判を受けることがあった日本政府も、1989年のアルシュ・サミットを前にしてやや性急に地球環境問題に対応する行政組織を整えて、環境分野の政府開発援助(ODA)の拡大を表明している。国内的にも、持続可能な発展をテーマとした国連環境開発会議(UNCED)を迎えて再び高まった国民一般の関心を背景として、それまでの「公害」ないし「自然環境」に限ることなく、広範にかつ柔軟に「環境」を捉え、その保全についての基本理念等を定めた環境基本法を1993年に制定したのであった^(註19)。

韓国の環境政策は、大気汚染、河川汚染、騒音、振動を対象とした1963年の公害防止法によって始まったものである。そして、1977年の環境保全法は、こうした公害だけでなく、「環境を適正に保全すること」もその目的に掲げ、翌1978年には自然保護憲章も宣布されている。しかし、経済開発や都市化に伴う公害問題は止まることはなく、1980年に設置された環境庁が直面した最重要な課題は、ソウルの大気汚染問題と温山面の奇病の集団発生であって、やはり公害問題が政策課題の中心となっていた。そうして、1987年の民主化宣言と1988年のソウルオリンピックを経て、それまでの経済開発最優先から環境と開発の調和が提唱されるように変化している。こうした変化は、民主化宣言の直後に改正された第六共和国憲法が、従来の「きれいな環境で生活する権利」を改め、「健康でかつ快適な環境で生活する権利」と規定して、生活の「質」の向上や快適性の追求を重視した表現となったことから窺い知ることができる。また、ほぼ同じ時期に、それまでの環境庁(次官級)から昇格した環境処(大臣級)は、国連環境開発会議(UNCED)を前にして地球環境問題に対応する機構

も処内に新設して、地球環境問題もまた政策課題として加わっている。OECDへの加盟が決定した韓国にとっては、地球環境問題についても欧米、日本といった先進諸国と同等の取り組みが求められ、この問題への対応の必要性が高まることは必然である^(注20)。

こうした状況に変わっても、1990年代に入って洛東江のフェーノール流出事件など事件事故がまったく姿を消したわけでないことは、日本の場合と若干異なっている。すでに述べたように、韓国の環境政策はその実施面にまだ問題点を残しており、全体の傾向としては1980年代中頃から改善されているといえども、大気汚染や水汚染の状況は現在まだ先進国のレベルにまで低減していない。つまり、韓国の場合、公害対策の効果が十分に上がらないままに、生活の「質」の向上や快適性の追求だけでなく、地球環境問題にも同時に取り組まなければならない状況に置かれているといえてよい。

これらと異なって、中国の場合はまだ環境政策の変容期を迎える段階までに達していないことは前に述べた。国連環境開発会議においても、中国政府は経済発展優先の考え方を鮮明に打ち出している。現在でも、工業汚染の防除が最重点の課題となっており、郷鎮企業による汚染問題という新しい問題も生まれている^(注21)。まだまだ公害問題さえ克服する段階には程遠く、むしろ、中国は、今後の経済成長と人口増加に伴って環境問題で危機的状況に陥ることが懸念されている。そして、同時に、世界最大の人口を擁する中国の経済活動が地球環境に及ぼす影響も見過ごせないものとなっており、国際社会からは地球環境問題への適切な対応を強く期待されてもいる。

このように、大気汚染や水汚染といった公害問題、環境ないし生活の「質」の問題、そして地球環境問題といった「環境問題の今日的状況」を対比してみると、各国それぞれかなり異なった状況にあることが分かる。すなわち、日本はこうした問題を約40年間かけてそれぞれ順番に経験してきたわけであるが、

韓国や中国の場合には、より短い期間のうちにこれらに同時に取り組まなければならない状況に直面しているといえることができる。

以上述べてきた相違点をその問題の所在ごとに整理してみると、表6-1のとおり、「中央地方関係」、「情報の公開」、「外圧の影響」、「後発性」、「市場メカニズムの働き」、「環境問題の今日的状況」という6つの問題点に集約することができる。

表 6 - 1 環境政策の発展過程における相違点

	日 本	韓 国	中 国
中央地方関係	1949年の東京都工場公害防止条例を皮切りに、地方公共団体が主体となって環境政策が胎動している。これとは対照的に、当初、国（中央）の行政は公害問題に無自覚の状態にあったといってもよい。その後も、「横浜方式」と呼ばれた公害防止協定や、川崎市環境影響評価条例（1976年）を嚆矢とする環境影響評価制度などに代表されるように、地方公共団体が国（中央）に先駆けて先進的な政策的手法を実施に移していたのであった。これは、現行憲法が地方自治制（とりわけ、知事と地方議員の公選制）を採用したことによって、地方独自の政策的な対応を生み出しうる基盤ができていたことが背景となっている。	建国当初から地方自治制が採用されていたが、朴正熙政権に代わって1961年からは地方自治制が実質的に停止された。地方自治体の長も、すべて大統領の任命制に改められ、中央集権が強まった。1963年の公害防止法も、中央政府がすべて用意したものであった。その後も、中央政府が中心となって環境問題への取り組みが進められており、地方自治体はむしろ環境問題に無関心でさらであった。しかし、民主化宣言（1987年）以後は地方自治制が復活し、地方議会の議員と地方自治体の長が相次いで選挙によって選出されるように改革されると、地方の環境保全条例の制定など地方独自の政策的な対応が表面に現れている。	建国当初から民主集中制を基本原則として、民族自治区を除いて、地方自治の概念を認めていない。1970年代末まで地方人民政府が独自の政治行政権力を持つことはなかった。環境保護工作においても、中央人民政府（国务院）が中心となって取り組んできた。しかし、1980年代になると地方への権限下放が進み地方における環境保護立法が活発となっている。そうして、それまで通り、地方の人事についての全権を中央が持ち、国家による統一的な管理を原則としながらも、1989年の環境保護法は地方人民政府を環境保護工作の責任主体として明確に位置づけた。
情報の公開	本州製紙騒音事件（1958年）に代表されるように、公害や開発に反対する住民運動が契機となって環境政策が整備されている。高度経済成長のなかで、1960年代には住民運動が増出し、マスコミもこれらを報道している。そうして、沼津市、三島市、清水町の石油化学コンビナート建設反対運動は、1964年に建設計画の断念という画期的な成果を納めたのであった。こうした住民運動の盛り上がりは直前に、公害対策基本法の制定（1967年）、公害国会の開催（1970年）、そして環境行政の一元化をめざした環境庁の設置（1971年）といった進展をみた。	蔚山工団などで公害被害が発生していたにもかかわらず、韓国政府はこうした被害住民による反公害運動をまったく問題とせず、当初は、むしろ反政府運動として取り扱う態度であった。さらに、1960年代以降、言論が厳しく統制されており、政府が造成して工場を集中させた地域において深刻な公害被害が拡大していたという事実の報道も制限されている。環境政策の整備は、行政内部における議論や知識人による呼びかけをもとに進められたものであった。その後、情報公開が進み、現在ではマスコミ各社による環境保全キャンペーンが活発となっている。	西側と違って独特な民主主義論を持った中国では、情報は一貫して厳しく制限されてきた。毛沢東時代の中国では環境汚染の悪化やこれに対する国民の反応さえ十分に詳らかとされることはなく、1970年代末の政治状況の大転換に伴って環境政策の整備が始まっている。ようやく、1990年代になって環境保護法（1989年）に基づいて『環境状況公報』が毎年刊行されるまでに変化を遂げ、現在では「三同時」制度や環境影響評価制度においても国民をどのように関与させるべきかが未解決な課題であると国内の研究者によって指摘されるようになった。
外圧の影響	1970年頃から国際社会のなかでも日本の公害問題の深刻さは見過ごせないものと映っていた。これより以前にも、東京オリンピック（1964年）を前にした隅田川の水質改善対策のように国際的な反応に配慮した例があった。そして、1970年の米国大統領の環境教書は日本の公害ダンピングを暗に批判するものであって、事実上、日本政府に対して公害対策の強化を要求する外圧として働いた。同年、米国で成立したマスキー法も、米国を主要な輸出先としている自動車業界はもちろん、当時日本でも深刻となりつつあった自動車排出ガスによる大気汚染の対策に在り方にも影響をおよぼすものであった。	1981年にソウルオリンピックの開催が正式決定したことを機に、韓国政府は国際的な反応を配慮して当時最も深刻な状態にあったソウル首都圏の大気汚染の改善に取り組むことになった。具体的には、低黄油（＝低硫黄燃料）供給計画（1981年）、乗用車の排出ガス規制強化（1987年）、LNGの使用義務化（1988年）が実施されている。こうした対策の結果、他の都市と比べて突出して悪化していたソウルの大気汚染も、他の都市並みに改善されたのであった。このように、韓国でも、日本の東京オリンピックを前にした隅田川の水質改善対策の例と類似した外圧を経験している。	毛沢東時代の中国は、環境問題の根源は資本主義国にあると批判していた。そして、1972年の国連人間環境会議（UNCHE）では、環境問題の解決策については西側の先進国とはまったく異なる立場を表明するなど、海外から環境問題の解決を求める外圧など受け付ける状態にはなかった。こうした状態にも改革開放路線の出発とともに変化が現れ、1980年代の後半になると、環境保護に必要な資金と技術の不足という現実的な必要性に直面した中国政府は国内対策ばかりでなく、先進国に対しても資金や技術の供与を求め、環境外交にも積極的な姿勢を示すようになっていく。
後 発 性	日本でも、米国の環境政策やOECDの提案による影響はあるが、世界の中でも比較的早い時期に環境政策が胎動した日本の場合、韓国や中国の場合と若干事情が異なる。	公害防止法（1963年）は隣国日本の状況に影響されたものであった。その後も、外国の事情に精通した知識人達を介して、米国や日本における環境権をめぐる議論の影響を受けて、1980年の第五共和国憲法では環境権を明文化している。さらに、環境保全法の改正によって制度化された環境影響評価制度や排出賦課金制度も、やはり米国や日本の経験を参照したものであった。	1979年の環境保護法（試行）は、OECDが提案していた汚染者負担の原則（PPP）に影響を受けた汚染物排出費の徴収（排污收費）制度、米国で実施されていた環境影響評価制度など、外国の環境政策に見られる環境管理の制度を参照したものである。日本や韓国よりもさらに遅れて胎動した中国の環境政策では、外国の環境政策の経験から学ぶ余地は大きい。

表 6 - 1 (続)

市場メカニズム の働き	1970年代中頃までに公害対策がほぼ出揃ったうえ、四日市判決(1972年)以後は、それまで公害対策に冷淡でさえあった企業側にも公害対策への認識が高まった。その結果、公的助成措置も活用されて、民間企業の公害防止投資が集中的に実施されている。さらに、先の米国のマスキー法による自動車排出ガス規制や石油ショックなど難問を抱えた自動車メーカー各社は激しく競い合って技術開発を押し進めた。企業間の激しい技術開発競争の末、当初の予想を遥かに超えて排出ガス防止技術や燃費向上を実現し、世界一厳しいとまで言われた乗用車の排出ガスに対する「(昭和)53年度規制」の実施が実現したのであった。	韓国経済は財閥(チェボル)を中心とした寡占傾向が強いため、企業による公害防止の取り組みに対して、日本の場合とは若干事情が異なっている。産業の各分野で国内的に圧倒的にシェアをもつ企業にとっては公害による企業イメージの低下などが企業経営にマイナスに働くことはなく、考慮の対象とはなりにくい。1990年代に入ってから、そのうちの洛東江のフェノール流出事件の背景にもこうした独占企業の存在があった。さらに、市場メカニズムが十分に機能しない状態においては企業による技術開発やその普及は進みにくく、このことは公害防止技術についても例外ではない。	日本と韓国とは全く対照的に、計画経済のもとで発展してきた中国の環境政策においては市場メカニズムが機能する余地など無かったことが、決定的に異なっている点である。計画経済では企業側がその資金や技術を汚染防止に集中的に振り向けることはおよそ期待できない。1978年に改革開放路線が発達してからの経済体制は急速に変化しつつあり、1980年代中頃からはエネルギーの価格が自由化されるなど中国においても市場経済が導入されるようになっていくが、まだまだ緒についたばかりである。その反面で、郷鎮企業による汚染という今までに経験のない問題を生み出している。
環境問題 の今日的状況	1967年の公害対策基本法の制定から1970年代中頃にかけて相次いで打ち出された公害対策は効果を上げ、四大公害に代表される公害問題を克服していった。この間、それまで公害対策とは違った動きを見せていた自然保護も、環境庁の設置に伴って一元化され、1972年には自然環境保全法が制定されている。1977年にOECDが公表した日本の環境政策レビューは、こうした公害対策の効果を認識させるものとなった。その後、一転して、「快適な環境(アメニティ)づくり」といった新しい政策課題が提唱され、環境ないし生活の「質」の向上に力点を置いた施策がさまざま提案されるようになり、停滞の時期を経て、現在の地球環境時代を迎えたのであった。	1980年末まで公害問題が政策課題の中心となっていた。そうして、1987年の民主化宣言、そして1988年のソウルオリンピック後の安定経済成長に伴ってそれまでの経済開発最優先から環境と開発の調和が提唱されるようになっている。ほぼ同じ時期に、それまでの環境庁(次官級)から昇格した環境部(大臣級)は、国連環境開発会議(UNCED)を前にして地球環境問題に対応する機構も処内に新設して、地球環境問題もまた政策課題として加わっている。しかし、公害対策の効果が十分に上がらないままに、生活の「質」の向上や快適性の追求だけでなく、地球環境問題にも同時に取り組まなければならない状況に置かれているといっている。	国連環境開発会議(UNCED)においても、中国政府は経済発展優先の考え方を鮮明に打ち出している。現在でも、工業汚染の防除が最重点の課題となっており、郷鎮企業による汚染問題という新しい問題も生まれている。まだまだ公害問題さえ克服する段階には程遠く、むしろ、中国は、今後の経済成長と人口増加に伴って環境問題でさらに危機的状況に陥るのではないかとさえ懸念されている。そして、同時に世界最大の人口を擁する中国の経済活動が地球環境に及ぼす影響も見逃せないものとなっており、国際社会からは地球環境問題への適切な対応を強く期待されているのである。

第6章注

- (1) 佐藤功は、行政組織が構成される場合の原理として、分配 (distribute)、結合 (combination)、調整 (coordination) という3つの概念を挙げている。これらの関係を要約すれば、一般に行政組織はヒエラルキー (階層制) の原理に支えられており、全体としてピラミッド的構造を備えている。そして、所掌事務の「分配」と指揮系統の「結合」という2つの過程によって行政組織が構成される。そして、この分配と結合の過程が徹底されず、所掌事務や指揮系統の競合が現れたときに「調整」が必要となってくる (佐藤功 (1979) 『行政組織法 [新版]』有斐閣、56～60頁参照)。既存の行政機関のなかに環境ないし公害を取り扱う機構が設置される過程は、このうち分配と結合の原理も同時に作用していると説明することも可能であろう。
- (2) 日本と韓国における大気汚染と自動車排気ガス規制強化の問題の比較を通して、発展途上国における環境と産業発展との両立要件を検討したものとして、片山淳一郎 (1994) 「『環境』と『産業発展』の両立要件—日本と韓国における大気汚染問題と自動車排気ガス規制—」国際協力研究第10巻第2号、5～34頁がある。
- (3) 環境アセスメント (環境影響評価) にとっては、その科学性と並んで、民主性が基本的な要件となる。地域社会に開かれたものでなければアセスメントとは言えない。とりわけ、地域社会への影響は基本的な問題であるので住民参加が必須の条件となる。事業者が環境配慮を行ったとしても、そのプロセスに住民参加のないものはアセスメントとは言えない (原科幸彦 (1994) 「アセスメントとは何か」原科幸彦 (編) 『環境アセスメント』放送大学振興会、29頁参照)。
- (4) もう一つ、韓国や中国において比較的早い時期から導入されていたの

が、排出賦課金ないし汚染物排出費の徴収制度であった。これらは、いずれも汚染者負担の原則（P P P）の考え方の影響を受けたもので、こうした意味から日本の公害健康被害補償法と類似する部分がない訳ではない。しかしながら、それぞれの実質的な機能は、排出基準の履行確保（ノンコンプライアンス・フィー）あるいは環境投資や被害補償に必要な資金の調達と多様である。こうした実質的な機能に着目すれば、これらを直ちに共通点として結び付けることはできない。

- （5）これは、1996年3月26日に筆者が中国の国家環境保護局を訪問した際、韓敏氏（政策法規司法規処）からのヒアリングによるものである。
- （6）井村秀文＝勝原健は、「日本・韓国・中国3国の経済発展と環境問題発生状況には、それぞれ10～15年のタイムラグを置いて類似性が見られる。」と述べている（井村秀文＝勝原健（編著）（1995）『東アジアの工業化と環境問題』国際東アジア研究センター、11頁）。ここで示されたタイムラグの算定の根拠は必ずしも明確ではないが、おおむね筆者の見解と一致している。
- （7）政治体制の意義については、山口定（1989）『政治体制』東京大学出版会、9頁参照。
- （8）民主主義といっても、日本のそれは、西洋の民主主義とは違った特徴を持ったものであった。例えば、こうした日本の民主主義の特徴について、京極純一は、「連合軍は、日本の政治制度について（憲法改正を頂点とする）全面転換を進行させるとともに、政治原理として『文明と民主主義』の理想を宣布した。知識人・文化人と学校体系が解説普及する『民主主義』は、現人神天皇制を放棄した後の『精神的空白』を埋める世俗宗教として、数多くの（とくに青少年を中心とする）信徒を集めた。これに対して、堅気の生活者は民主主義を『みんなで仲よく』という秩序

原理として理解し、秩序意識の伝統のなかに組み入れた。(中略)民主主義のこうした運用は、洋式政論としての民主主義が指令する内容、すなわち、個性の奨励と自由の保障、人権の確保と平等の尊重、国民自治と国民連帯の推進といった内容とは必ずしも一致しなかった。」と分析している(京極純一(1983)『日本の政治』東京大学出版会、281～282頁)。

- (9) 権威主義体制は、民主主義でもない、全体主義でもない政治体制として、ホアン・リンスが提唱したもので、「限定された、責任能力のない政治的多元主義を伴っているが、国家を統治する洗練されたイデオロギーは持たず、しかし独特のメンタリティーを持ち、その発展のある時期を除いて政治動員は広範でも集中的でもなく、また指導者あるいは時には小グループが公式的には不明確ながら実際にはまったく予測可能な範囲のなかで権力を行使するような政治体制」と定義されている(Linz, Juan J. (1975) *Totalitarian and Authoritarian Regimes*, Fred I. Greenstein and Nelson W. Polsby (eds.), *Handbook of Political Science* Vol. 3, Addison Wesley Publishing Company, p. 264.)。
- (10) 「第三共和国(1963～1972年)の期間中、朴政権は二回にわたって意欲的な経済開発五か年計画を推進し、経済企画院を設置してトップダウン体制を強化し、大企業優先の経済政策をとって経済力の強化に努めるなどという施策を行った。このような朴政権の経済開発体制は行政府の機構の膨張とあいまって行政への権力集中を招き、官僚的権威主義を生み出す結果となった。」(慎斗範(1993)『韓国政治の現在』有斐閣、20頁)。
- (11) 毛里和子は、毛沢東時代の政治には全体主義体制の諸特徴のほとんどを見い出すことができると述べたうえで、「ただ、毛沢東時代の政治に固有のものがなかったわけではない。カリスマが発動する『大民主』であり、また平等主義的、道徳主義的な価値意識である。だがこれまでの分

析では、これらは決して未来志向のものではなく、むしろ中国の伝統的な政治構造、政治文化の吸引力に引きずられたものでもある。したがって、毛沢東時代の政治体制を伝統をひきずった全体主義的な政治体制と呼ぶのが妥当だろう。」と分析している（毛里和子(1995)『現代中国政治』名古屋大学出版会、231頁）。

- (12) ディビッド・オコナーも、「他の東アジア諸国とは対照的に、日本では初期の段階では環境管理において地方政府が重大な役割を果たしてきた」と述べて、日本の環境政策における地方のイニシアティブを強調している（See O'Connor, David (1994) *Managing the Environment with Rapid Industrialization: Lessons from the East Asian Experience*, OECD, p. 73.）。
- (13) 地方公共団体の歳入の多くは中央からの移転収入であり（いわゆる三割自治）、このことが行政運営にさまざまな制約を加えている。しかしながら、「自治体となった府県と市町村は、財政問題に悩みつつも、しだいに地域内の総合行政の主体となっていくた。公選首長が民意を求める行政分野の拡大に対応する必要が生じたのに加え、中央政府による戦後の新しい行政分野も拡大した。民意を背景とする政党の圧力は個別の補助金の増大を求め、自治体の機関委任事務と縦割り行政の維持、拡大を伴いつつも自治体を地域総合行政の主体に変えていった。戦時体制下で作られた地方行政の総合化の骨格は、戦後の改革を経て自治体行政の総合化として公選首長と公選議員によって肉付けを与えられることになった。」（天川晃(1994)「地方自治制度」西尾勝＝松村岐夫（編）『制度と構造（講座行政学第2巻）』有斐閣、254頁）。特に、地方自治における首長と地方議員の公選制の役割の大きさに注目したい。
- (14) 佐藤功は、西のデモクラシーと東のデモクラシーの観念の違いを、「問

題はそのデモクラシーの政治内容が現実において、どのような大衆の意思の上に立ち、どのような大衆のどのような利益に向けられているかとの判断に求めなければならない。そして、このことは、形式的・政治的デモクラシーと社会的・経済的デモクラシーとの相違ないし関係という問題につらなるものである。それはまた、デモクラシーとは、ブライスのというような政治的決定の方法ないし手続であるのか、それとも民衆の福祉ないし社会的・実質的平等などの目標ないし内容であるのか、という問題でもある。」と述べている（佐藤功(1967)『比較政治制度』東京大学出版会、364頁参照）。

- (15) 渡辺利夫は、韓国の工業化が先発国に発する後発性の利益を存分に享受して開始され、展開してきたことを強調している（渡辺利夫(1985)『成長のアジア停滞のアジア』東洋経済新報社、37～45頁参照）。
- (16) デイビッド・オコナーは、（日本を除く）東アジア諸国は後発でかつ急速な工業化によってアドバンテージ（latecomer advantages）を享受していることを指摘している。特に重要な点は、環境リスクについての科学的不確実性の減少、各国の環境状況に応じた低コストの技術オプションの可能性、資本ストックの回転率と貿易志向の促進による技術革新の早期習得といった先進国から学ぶ機会があることであるという（See O'Connor, David, *op. cit.*, pp. 32-35.）。
- (17) 「韓国の技術開発は集約的な性格が強い。民間中心の日本とはもちろん大きく異なるが、政府主導であるが分散的な中国とも違う。乏しい研究開発投資を効率的に使うシステムではある。競争原理に欠けており、個々の企業のビジネス意欲に直結し難い面があるだろう。」（森谷正規(1980)『日本・中国・韓国産業技術比較』東洋経済新報社、89～90頁）。
- (18) 中国の技術改革の遅れを物語るエピソードとして、中国製の代表的なト

ラックである解放号は1950年代に（旧）ソ連から導入されたが、1987年にモデルチェンジされるまで実に30数年の間同一モデルで製造され続けていたことがある（岡部達味(1989)『中国近代化の政治経済学』PHP研究所、168頁参照）。

- (19) 1993年の日本の環境基本法は、その対象となる「環境」概念を定義していない。この点について、中央公害対策審議会＝自然環境保全審議会(1992)「環境基本法制のあり方について」は、「環境基本法制が対象とすべきいわゆる環境の範囲については、今日の内外の環境問題の国民的認識を基礎とし、社会的ニーズに配慮しつつ、施策の対象として取り上げるべきものとするのが適当である。そもそも、環境は包括的な概念であって、また、環境施策の範囲は、その時代の社会的ニーズ、国民的認識の変化に伴い変遷していくものである。したがって、環境基本法制の立法に当たっては、その下で、これらの社会的ニーズ、国民的認識の変化に的確に対応し、健康で文化的な生活に不可欠な環境の保全のために必要な施策が講じられるようにすべきであること。」と説明を加えている。
- (20) 1990年の韓国の環境政策基本法は、「環境」とは自然環境と生活環境として、「環境保全」とは環境汚染から環境を保護し、汚染された環境を改善するとともに、快適な環境の状態と維持、造成するための行為をいうと定義している（第3条第1号、第5号）。
- (21) 中国では、当初から「環境」概念がきわめて広範に捉えられており、1989年の環境保護法の規定によれば、「環境」とは、人類の生存及び発展に影響を及ぼす各種の天然と人工的な改造を経た自然的要素の総体といい、大気、水、海洋、土地、鉱産資源、森林、草原、野生生物、自然遺跡、人文遺跡、自然保護区、風景名勝区、都市と郷村等を含むものと定

義されている（第2条）。

第7章 経済成長と環境政策の関係

第1節 経済成長を表す指標群

前章までに、環境政策の歴史的な発展を相互に比較してきた。その結果として、日本、韓国、中国の環境政策の発展には、それぞれタイムラグ（時間差）があるが、共通の事象をほぼ同じ順序で経験してきたこと、そして、その反面で、中央地方関係など6つの問題点を背景として相違点が存在することが明らかとなった。続いて、ここでは、研究の方向づけに従って、経済成長と環境政策の関係を考察したうえで、その関係を相互に比較したい。

経済成長と環境政策の関係を比較するにあたっては、全世界を通して客観的に同じ意味を持つ定量的な経済指標のうち主要なものを用いることは前に述べた。そこで、本研究で用いる経済指標の種類とその指標が持つ意味（implication）について最初に説明しておかなければならない。

(a) 経済成長率

まず、経済成長のテンポを表すのが「経済成長率（Rate of Economic Growth）」である。一国の経済の動向をマクロ的に捉える代表的な指標として、最もポピュラーな統計に国民総生産（GNP）と国内総生産（GDP）がある。一国内の生産活動による総生産及び純生産に、国民の海外からの所得を加え、海外への所得支払いを除いたものが、GNPと定義されている^(注1)。このGNPでは、海外に在住する国民（法人を含む）が海外における生産活動によって得た賃金、配当、利子等の所得が含まれてしまう一方で、国内に在住する外国人や外国法人が国内における生産活動によって得た所得は含まれない。これに対して、GDPは、地域的に一国の領域内の生産をいい^(注2)、海外で発生した

国民の所得を除いてしまう一方で、国内で発生した外国人の所得を含むという点でG N Pと対照を成している。つまり、G N Pは、ある国民による生産活動を反映したものであるが、ある国の領域内における生産活動を反映したのではなく、国内生産活動をより正確に捉えようとする場合には、G D Pのほうが優れているといえることができる。経済と環境の関係を考察するにあたっては、ある場所（国）において実際に行われている生産活動が環境問題に何らかの影響を及ぼす可能性があるのもであって、その生産活動の主体の属性はあまり問題ではない。そのために、この場合には、G D Pが用いられるのが一般的となっている。本研究においてもこれに従い、経済成長率を代表する指標として、1985年を基準とした実質G D Pの前年比（3年移動平均値）を取り上げたい（但し、中国の場合には、1984年以前については、不変価格による社会総生産^(注3)の前年比をもってこれに充てる）。

(b) 国民一人あたりのG D P

次に、経済成長の水準ないし度合い—つまり、国民の経済的な豊かさを表すものとして、「国民一人あたりのG D P (GDP per Capita)」がある。この指標を国際比較に用いるにあたっては米ドルを共通の尺度とするわけであるが、ここで最も注意しなければならないことは、その換算レートである。一般的に言って、実勢の為替レートによる換算では、先進国と発展途上国の間における経済格差を生活実感以上に大きく見せてしまう傾向がある。同時に、その水準は、1980年代末から1990年代初頭にかけての日本の場合のように、為替レートの変動に対応して異常に大きく変化することも稀ではない。したがって、経済成長の水準ないし度合いをG D Pで代表させる場合には、その国際比較を正確に行うために、為替レート換算によるG D Pではなく、購買力平価 (Purchasing Power Parity)^(注4)換算によるG D Pを用いなければならない。こうする

ことによって、ある国のある年のGDPを、異なる国の異なる年のGDPを直接的にかつ正確に比較することも可能となるのである。そこで、本研究では、米国のペンシルバニア大学グループが作成した『ペン・ワールドテーブル（マーク5.6）（Penn World Tables (Mark 5.6)）』^(注5)にある購買力平価のデータを適用している。このデータによれば、例えば、世界的に物価水準が高い日本の場合、1992年の日本円の対米ドル為替レートは126.70円であるが、購買力平価換算によれば206.87円と価値が低くなる。これとは対照的に、物価がかなり低い水準にある中国の場合には、1992年の中国元の対米ドル為替レートは6.37元であるが、購買力平価換算では1.28元が適用されて、中国のGDPは為替レート換算によるものより約5倍もの価値を持つことになるのである。

(c) 国民一人あたりのエネルギー消費量

経済活動にとって切り離して考えられないのが、エネルギー消費量である。現代社会は、エネルギーを必要不可欠とするような構造となっており、このことを反映して、世界的にも、ほぼ経済成長と同様のテンポでエネルギー消費量も増加してきた^(注6)。同時に、エネルギー消費は、公害ないし環境破壊をもたらすものでもある。現在エネルギーの大部分を占める石油、石炭など化石燃料は、その燃焼によって二酸化炭素（CO₂）、硫黄酸化物（SO_x）、窒素酸化物（NO_x）を発生させていることがその最も典型的な例であるが、エネルギーが国内で生産されている場合には森林を伐採し、大地を掘り起すなど自然破壊の原因ともなりうる。そこで、こうした状況を代表するものとして、「国民一人あたりのエネルギー消費量（Energy Consumption per Capita）」を取り上げておきたい。

(d) エネルギー強度

「エネルギー強度 (Energy Intensity of GDP)」、すなわちGDP単位あたりのエネルギー消費量である。これは、文字通り、1米ドル(原単位)のGDPを生み出すために、どのぐらいのエネルギーを費やしたかを示す指標である。そして、その国のエネルギー利用(消費)の効率あるいは省エネルギーの度合いを表すものとして国際比較において用いられることが多いものである。一般的に言って、国際比較では、エネルギー利用技術ないし公害防止技術が高度な国ほどエネルギー強度は低い値を示すものである。さらに、技術的な側面ばかりでなく、省エネルギー対策や公害対策などの政策的な側面についての実効性をも反映するものであって、これらの対策が実質的に進んでいる国ほどエネルギー強度は当然低くなるわけである。しかしながら、一国だけのエネルギー強度の変化を見る場合には、本来的には、この指標は常に低下し続けるという特性を持ったものであることに特に注意を要する。一国における技術や政策は常に高度化していく一方であって、構造的な要因であるとか特殊な事情が存在しない限りは、エネルギーの利用効率が悪化することはほとんど考えにくいからである。このことを逆から言えば、ある国のある期間におけるエネルギー強度が仮に増加傾向にあった場合には、そこには何らかの構造的な変化であるとか特殊な事情が存在していることが分かってくるのである。

(e) 産業構造の変化

そして、最後に、各国における「産業構造の変化 (Structural Change)」についても取り上げる必要がある。産業構造とは、通常、経済全体の生産物や資源に占める諸産業の長期的な割合とその組合せの状態と定義されている^(注7)。この産業構造の変化は、各国特有の姿を示すと同時に、他面で、そこには世界共通的な傾向が支配していると言われ、これまで様々な法則性が指摘されてい

ることはよく知られている^(注8)。そして、経済と環境の関係から言えば、GDPに計上される生産活動のすべてが、等しくエネルギーを消費し、等しく公害や環境破壊をもたらしているわけではない。つまり、産業の種類によって環境に与える影響の度合いが違ってくるのである。この点、一般的には、農業部門と比べて、工業部門のほうが消費するエネルギーの量は多く、環境への負荷も大きいと言ってよかろう。そのために、先の経済成長率（GDPの前年比）や国民一人あたりのGDPだけではなく、農業部門と工業部門を中心として産業構造の変化についても考慮に入れることが適当である。そこで、本研究では、この産業構造の変化を代表する指標として、GDPの産業別分配（Distribution of GDP）を取り上げたい。ここでの産業分類は、世界銀行の『世界開発指標（World Development Indicators）』^(注9)に準じて、農業は農業、林業、水産業を、工業は鉱業、製造業、建設業、電気・水道・ガス事業を、サービスは残りのサービス関連の全産業としている。

以上で説明した、「経済成長率」、「国民一人当たりのGDP」、「国民一人あたりのエネルギー消費量」、「エネルギー強度」、「産業構造の変化」の5つの経済指標について、各国における指標の変化を図にまとめたものが、図7-1から図7-7である^(注10)。これらの経済指標の変化をもとにして、経済成長と環境政策の関係について考察したい。

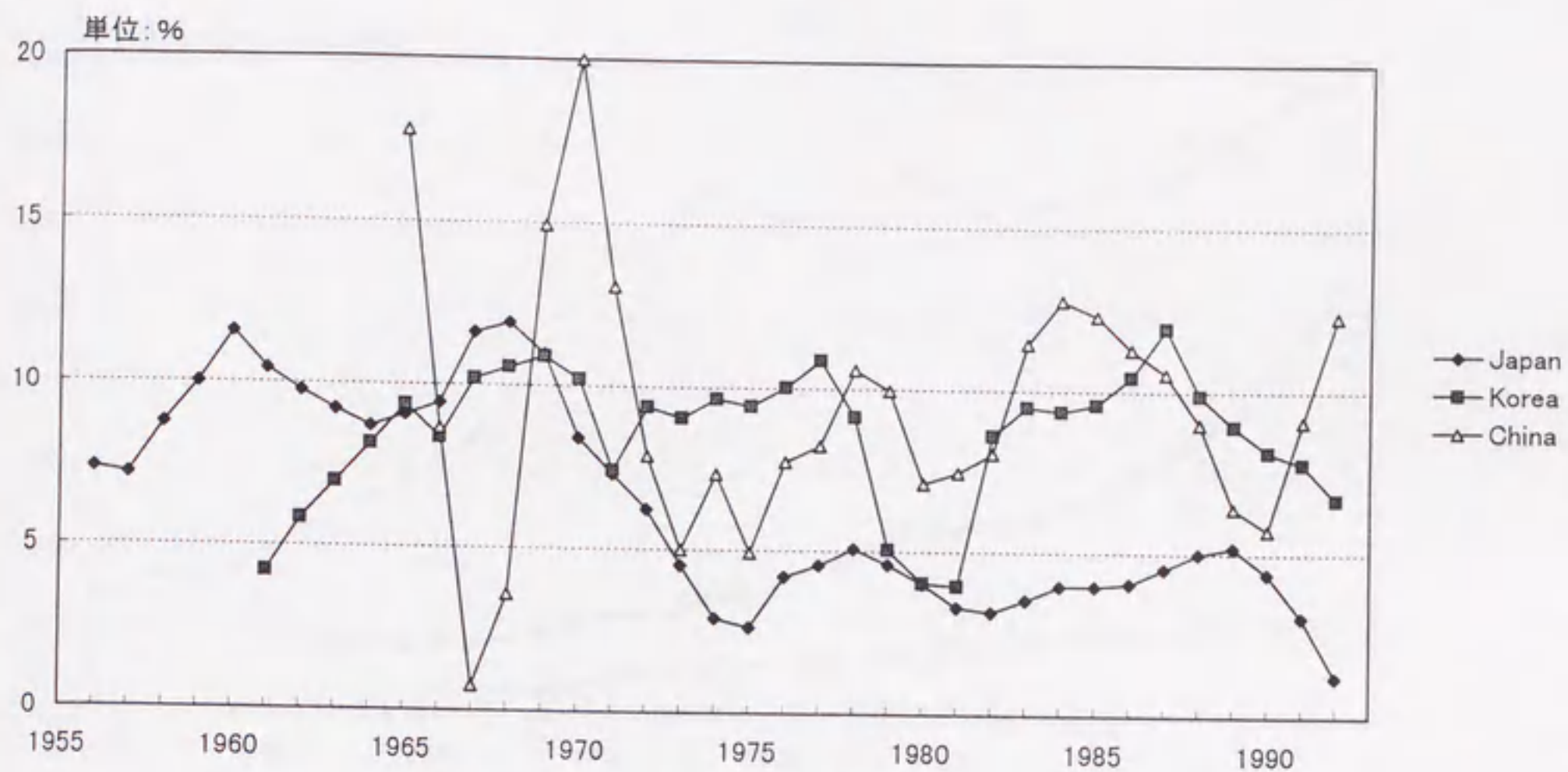


図 7-1 経済成長率 (3年移動平均値)

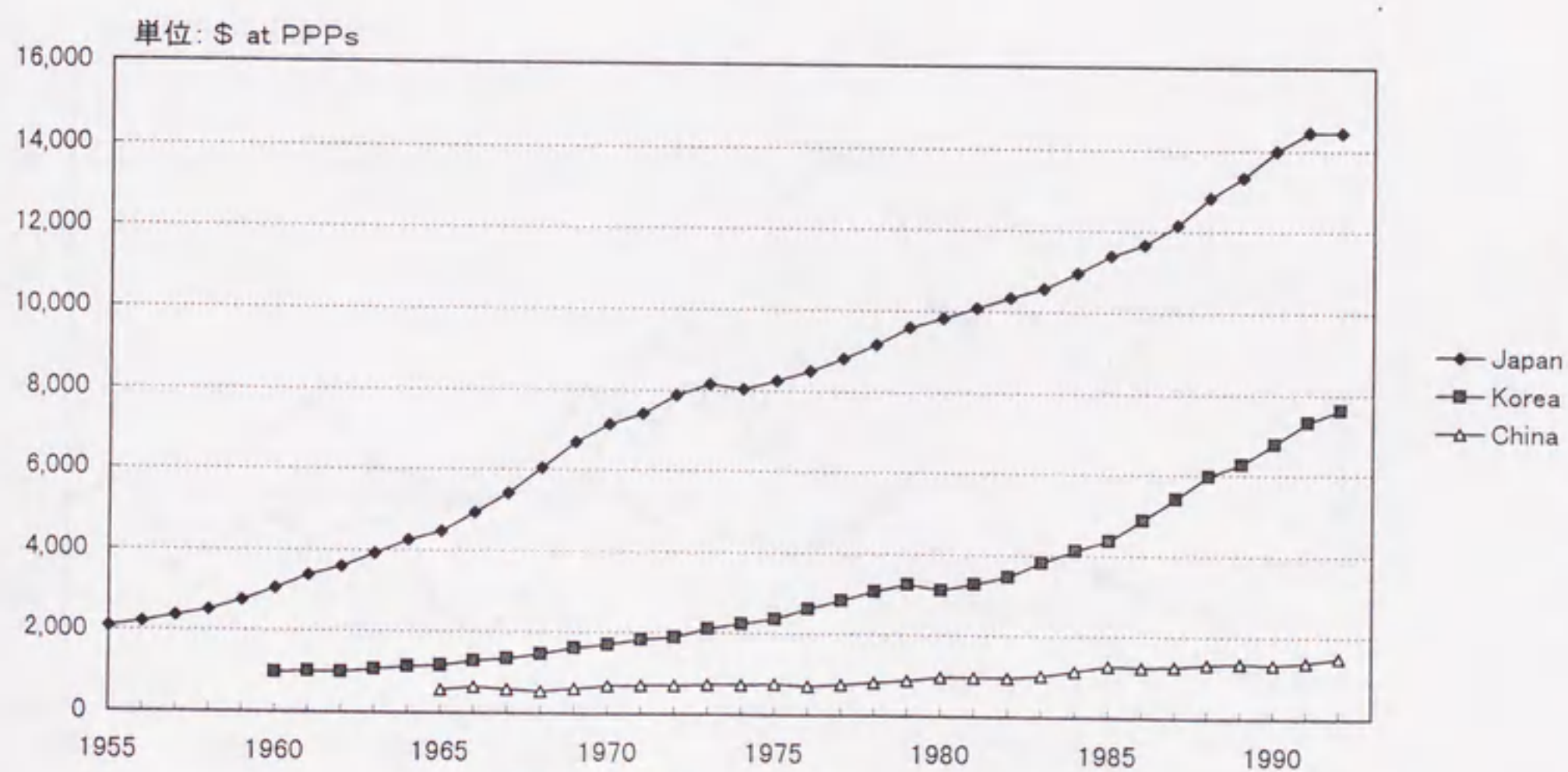


図 7-2 国民一人あたりのGDP

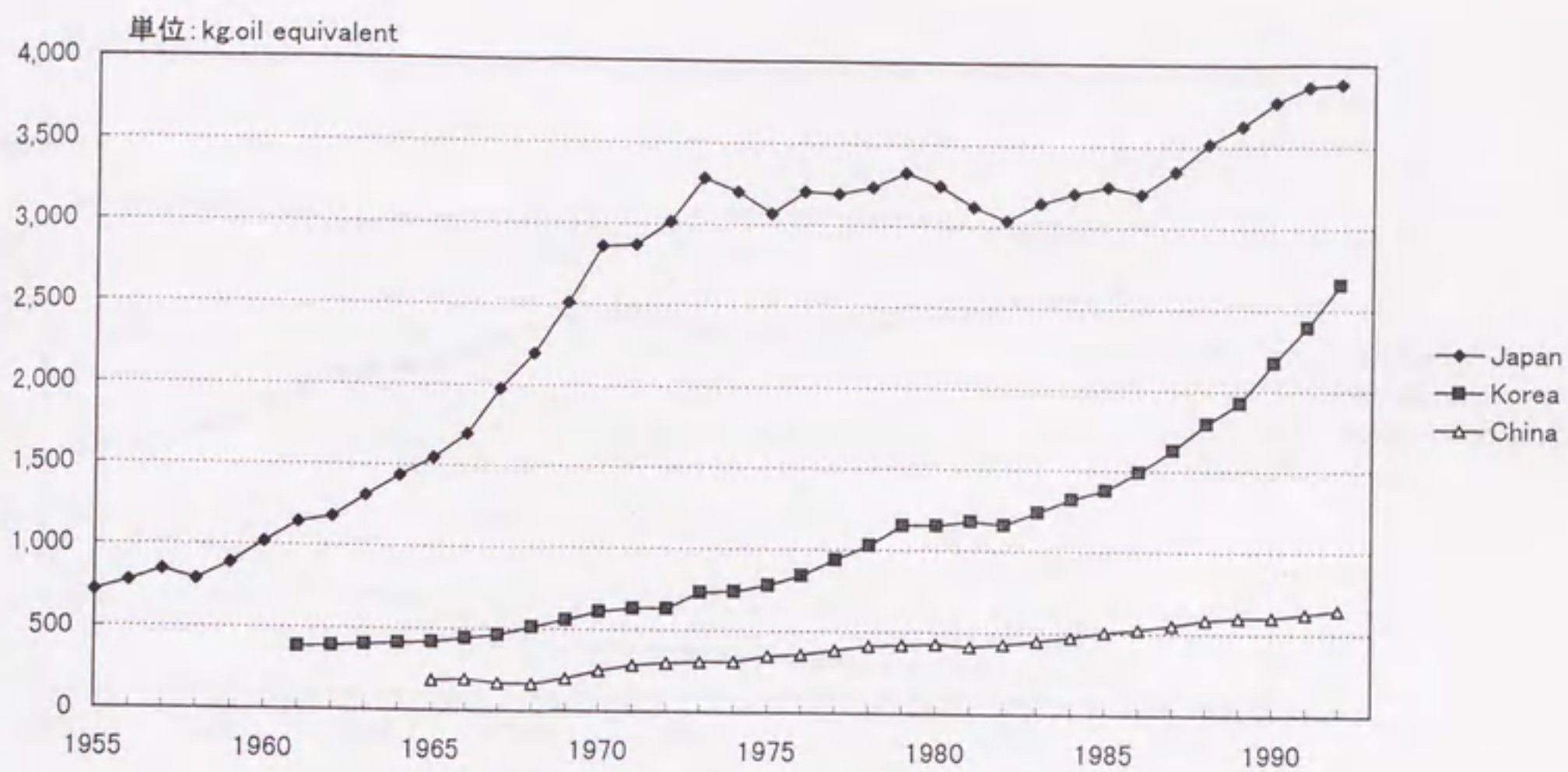


図 7-3 国民一人あたりのエネルギー消費量

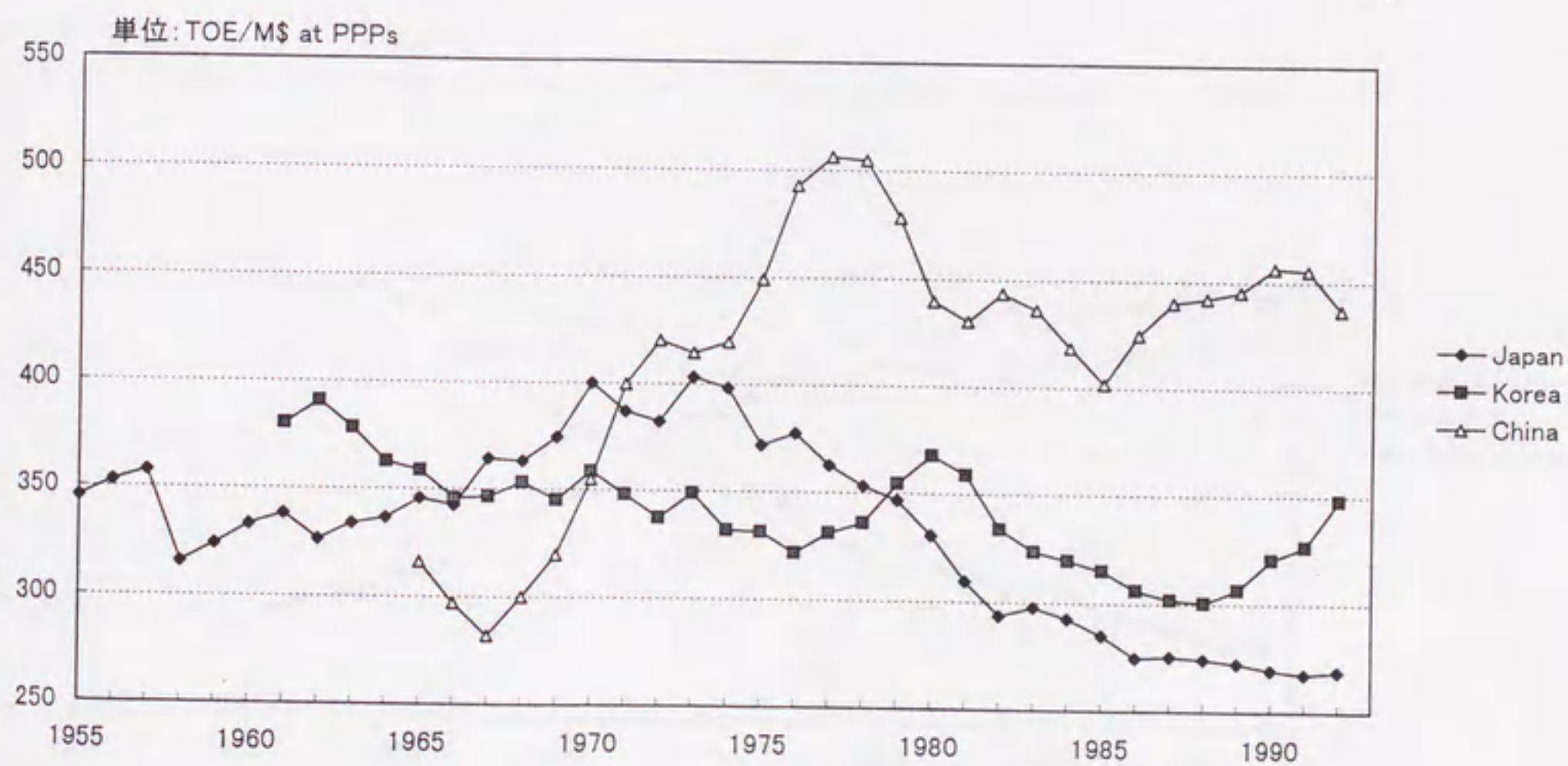


図 7-4 エネルギー強度

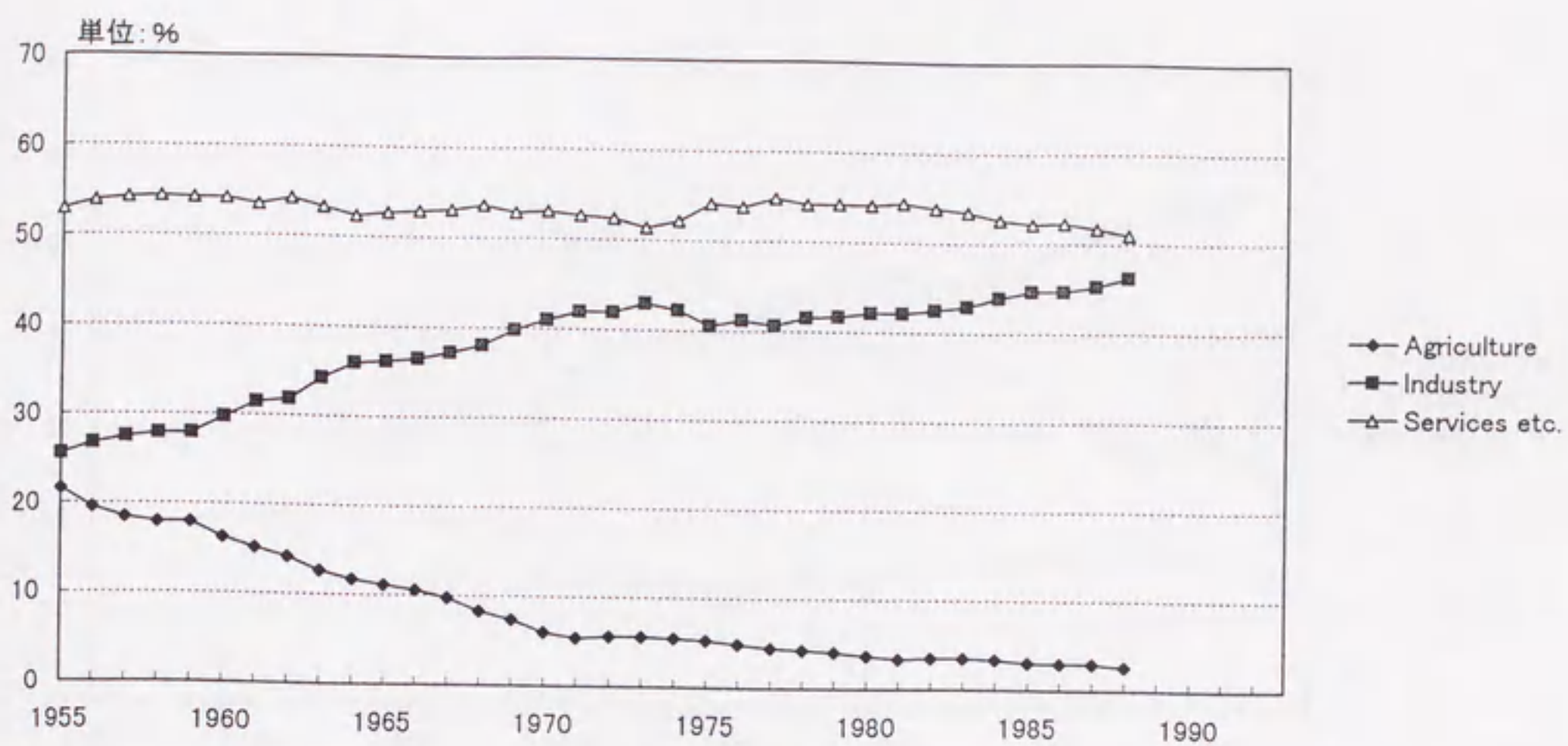


図 7-5 日本の産業構造

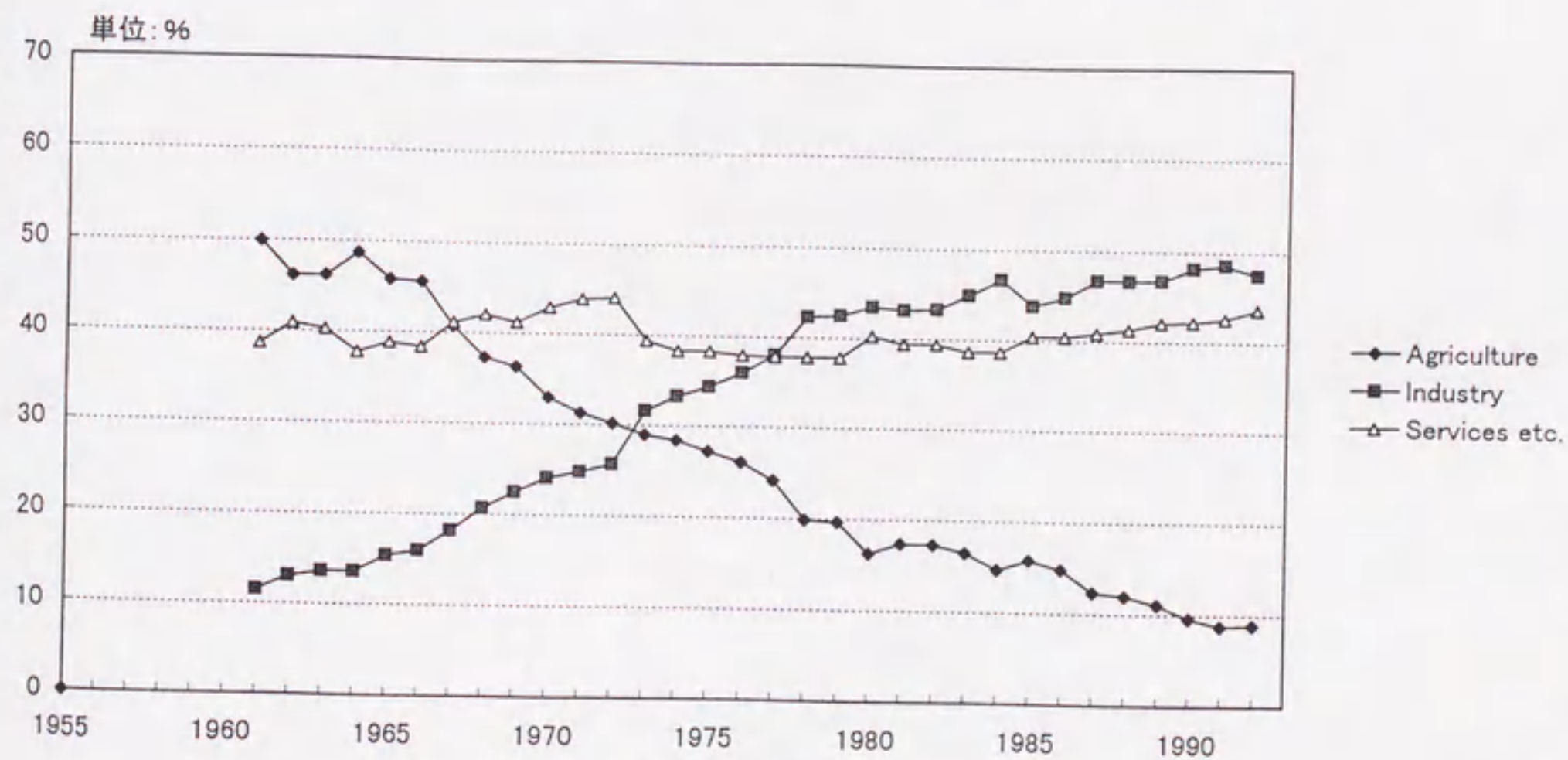


図 7-6 韓国の産業構造

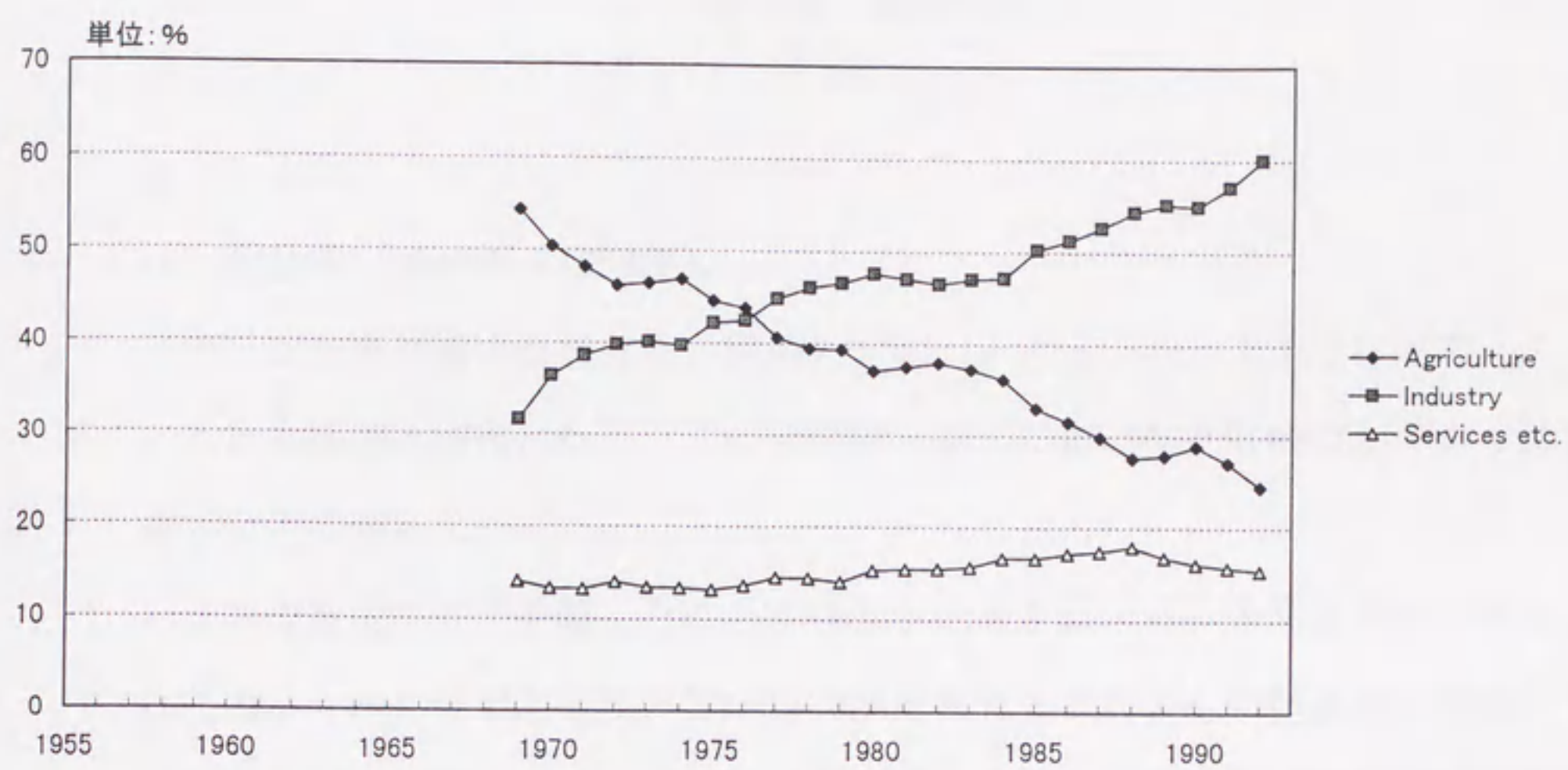


図 7-7 中国の産業構造

第2節 国別考察

1. 日本

(a) 胎動期 (1949年～1954年)

第二次世界対戦の直後には、戦前の約60パーセントの水準までに落ち込んでいた日本経済は回復に転じ、この期間内を通しておおかた戦前の水準までに到達したのであった。

日本の環境政策が胎動したことを代表する東京都工場公害防止条例が制定されたのが、1949年であった。この1949年を見てみると、その経済成長率はすでに明らかな増加傾向を示しており、国民一人あたりのGDP（以下では、GDPの表示は、1985年基準、購買力平価換算による）も1,000ドルを上回る水準にあった。こうした経済情勢のなかで、前述のとおり、大都市を中心として局地的に公害問題が発生するようになっており、それに対して、地方公共団体が主体となって対策が採られるようになったのであった。

また、戦後はたいへんな食糧危機に見舞われ、食糧増産の現実的な必要性がきわめて強く、これといった資源を持たない日本経済のなかで、工業部門よりも農業部門が占める割合のほうが大きかったことはむしろ必然であった。しかしながら、戦後間もなく、石炭、鉄鋼の増産に集中する傾斜生産方式が起動し、やがて朝鮮戦争の特需ブームによって工業部門の生産額がグングンと上昇し、農業部門のそれに間もなく追いつく勢いとなっていた。こうした産業構造の変化、つまり、工業部門と農業部門の生産額の対比について見てみると環境政策が胎動した時点においては、まだ農業部門のほうが工業部門を若干上回っていたが、その差は急速に狭まりつつある状態にあった。

そうして、規模において決して大きくなく、そのテンポも安定的ではあったが、着実な経済成長の結果、1954年には、国民一人あたりのGDPも2,000ドル

に達しており、産業別のGDPについても工業部門と農業部門とがほぼ同じ割合を占めるようになっていた。こうしたなかで、環境政策も胎動期から次の整備期へと移行していったのであった。

(b) 整備期 (1955年～1964年)

1957年の神武景気を皮切りとして、日本はダイナミックな波動を伴った高度経済成長の時代に突入し、この期間において日本経済の姿は一変してしまったのであった。

当初は5～6パーセント台に止まっていた経済成長率も、やがて神武景気になって8パーセントを超え、GDPの産業別分配でも工業部門が農業部門を追い抜いたのであった。このときは、四大公害のうち熊本水俣病（1956年）やイタイタイ病（1957年）の発生が報告されていた時期にあたり、1958年には工場廃水による漁業被害に対して抗議する漁民によって本州製紙乱闘事件も起きている。そうして、この事件が直接的な契機となって、それまで公害問題に無自覚な状態にあった国も水質保全二法（1958年）を制定して、セクター別ではあったが、ようやく公害対策への取り組みを開始した時期と符合している。

続く1959年から1961年の3年間は、岩戸景気とも重なって、経済成長率は毎年10パーセント以上の高率を示し、国民一人あたりのGDPも1960年には3,000ドルに達している。このとき、池田勇人政権によって提唱されたのが、「国民所得倍增計画」であった。同時に、産業構造の変化も続いており、石油化学コンビナートを中心とした重化学工業化が進み、産業別のGDPのうちで工業部門が占める割合が1961年には30パーセントを超えている。こうした経済成長ないし工業化に伴って、エネルギー消費量も増加しており、国民一人あたりのエネルギー消費量は1,000キログラム（以下では、エネルギー消費量の表示はすべて石油換算による）を超えている。このエネルギー消費の内訳を見ると、

重化学工業化に伴い、それまでの石炭から石油へと急速にシフトしており、石油が石炭を追い抜いたのも1960年であった^(注11)。

こうした産業構造そしてエネルギー構成の変化は、エネルギー強度にも表れている。前述のとおり、本来的には低下し続ける特性を持った指標であるこのエネルギー強度は、その本来的な特性とは反対に、1965年以降若干ずつであるが確実に増加する傾向に転じており、日本経済全体がいわば特異な状態に置かれるようになったことを物語っている。これは、全国に公害問題が蔓延した時期とピッタリと符合している。四日市では水汚染による漁業被害だけでなく、1961年には四日市ぜんそくが多発し、患者救済運動も展開されるようになった。1965年には四大公害のもう一つである新潟水俣病の発生が報告されている。これに対して、政府側は、ばい煙排出規制法（1962年）などのセクター別の対策を相次いで打ち出すとともに、厚生省や通産省に公害問題を専門的に取り扱う部署がそれぞれ設置され、実施体制が整えられたのであった。

こうした高度経済成長の結果、1964年には国民一人あたりのGDPは4,000ドルに達し、GDPの産業別分配も工業部門が36パーセント、農業部門が11.7パーセントと、その間の乖離が広がっている。そして、このとき、環境政策も整備期から次の確立期へと移行したわけであるが、やはり、ここでは注目すべきは、高度経済成長や工業化に加えて、エネルギー強度が増加傾向に転じた点である。

(c) 確立期（1965年～1974年）

この期間に入っても、いざなぎ景気など高度経済成長は持続しており、その結果、日本の鉄鋼や自動車に代表される基幹産業は国際的な位置を向上させていた。その反面で、日本経済は国際経済の変化による影響を大きく受けるようになっていく。

1966年以降も年間の経済成長率は10パーセント前後を推移しており、1968年には戦後最高の12.8パーセントを記録している。産業構造の面でも、工業部門と農業部門との乖離は広がり、産業別のGDPのうち工業部門が占める割合が35パーセントをゆうに超えたのとは対照的に、農業部門のそれは1967年に10パーセントを下回り1ケタ台に落ちている。そして、このとき何より特筆すべきは、1966年以降、それまで以上の速いテンポでエネルギー強度が上昇し、1970年には400TOE/M\$に到達してピークを迎えたことである。こうして、経済成長率とエネルギー強度がともにピークに向かったこの期間は、公害や開発に反対する住民運動が噴出し、国内外から公害対策の強化を要求する声が盛り上がり、ようやく公害対策基本法が制定（1967年）された時期と符合している。さらに、エネルギー強度がピークを迎えた1970年は、東京で光化学スモッグが発生するなど大気汚染の状況が最も深刻化した年とピッタリと一致していることは興味深い点である。

1970年代になって経済成長率は従来よりもやや鈍化するが、1973年の石油ショックまでは年間5パーセントを超える水準で推移している。工業化も進んでおり、1970年からは産業別のGDPのうち工業部門が占める割合が40パーセントを超え、おおむね現在と同じ水準にまで達したのも、この時期であった。こうしたなかで、公害国会における公害関係法の制定又は改正（1970年）と環境庁の設置（1971年）といった日本の環境政策のなかでも最も重要といってもよい制度的な進展を見たのであった。

しかし、1971年のニクソン・ショックに続いて1973年に発生した石油ショックによるエネルギー価格の相対的な上昇は、日本経済に甚大な影響を及ぼし、この翌年の1974年には戦後初めてのゼロ成長を示したのであった。この時期、環境政策においても、公害対策基本法を頂点とした公害関係法、そして環境庁の設置と公害対策がほぼ揃い、硫黄酸化物（SOx）に係る環境基準や燃料の低

硫黄化対策をはじめとする具体的な規制が実施に移されるようになっていた。これらに加えて、石油ショックの前年にあたる1972年には企業側の民事責任を認定した四日市判決があって、企業による公害対策の実施も本格化している。

こうして、公害規制の実施に加えて、エネルギー価格の上昇という2つの要素が同時に作用して、日本経済におけるエネルギー消費に大きな変化が起きている。それまで経済成長に伴って増加してきた国民一人あたりのエネルギー消費量は、四日市判決のあった1972年に3,285キログラムに達してピークを迎え、それ以後はほぼ横這い傾向に転じたのであった。併せて、エネルギー強度も1973年から低下傾向に転じたことは、日本経済全体におけるエネルギーの利用効率が著しく改善されたことを意味するものである。

このように高度経済成長の終焉とエネルギー強度の低下という状態のなかで、環境政策は確立期から次の変容期へと移行している。

(d) 変容期 (1975年～)

1973年の石油ショックそしてこれに伴う狂乱物価を経て、日本経済にはかつての高度経済成長期のような勢いは見られなくなっていた。この石油ショックを境にして、経済成長率が安定化して、1974年以降は5パーセント前後を推移している。そして、GDPの産業別分配をみても、農業部門が5パーセント弱、工業部門は45パーセント前後という構成に大きな変化は現れなくなり、おおむね現在の産業構造が定着している。それでも、国民一人あたりのGDPは1974年には8,037ドル、1978年には9,164ドル、そして1981年には10,080ドルにそれぞれ着実に増加しており、国民が生活の豊かさを実感するようになったことを裏付けている。

1973年の石油ショックの後、安定的ではあるが国民一人あたりのGDPが着実に増加している一方で、国民一人あたりのエネルギー消費量は、1973年以後

も10年近くもの間、年間3,200キログラムの水準を維持し続けている。このことは、エネルギー強度の変化に如実に表れてくるわけであるが、1973年以降はエネルギー強度が急速に低下し、最高時には400TOE/M\$であったものが1980年代中頃までには270TOE/M\$にまで減少している。逆に言えば、10年のあいだにエネルギーの利用効率が約1.5倍も高まったことを意味している。

このように、長期間にわたって、国民の豊かさが徐々にではあるが向上しながらも、国民のエネルギー消費の水準が維持されている状態は、それまでに確立された公害対策の効果が定着したことの表れということができよう。そして、これは、「快適な環境（アメニティ）づくり」に代表される、従来の公害問題とは質的に違った、環境ないし生活の「質」の向上が環境政策の課題として取り上げられるようになった時期とも符合している。

1987年から内需型の景気が拡大し再び5パーセントを超える経済成長率を示すことがあったが、1991年のバブル経済崩壊の以後ほぼゼロ成長が続いている。それまで水準を維持してきたエネルギー消費量も1980年代末からの景気拡大のなかで再び増加傾向に転じ、エネルギー強度も横這いとなっている。

この時期に新しく出現してきた課題が、地球温暖化に代表される地球環境問題であった。それまでの公害対策の結果、世界的にも最高水準の公害防止技術を保有し、エネルギーを最も効率良く利用するようになった日本にとっては、現在の社会経済構造を前提として、さらなる改善の余地が相対的に小さいことは、エネルギー強度のデータからも明らかである。さらに、高度経済成長期の直後であった1970年代中頃と異なって、工業化も終え低成長期にある今日においては環境投資の余力も決して大きくない。こうした1980年代後半からの経済情勢を背景として、1993年の環境基本法は、それまでの直接規制を中心とした対策とは異なり、価値観や行動様式を見直すことを通して環境負荷の少ない経済社会の構築を基本理念として掲げたのであった。

2. 韓国

(a) 胎動期 (1961年～1969年)

朝鮮戦争の後、復興需要と米国からの援助によって活況を呈した韓国経済もやがて危機的状況に陥っている。これに対して、1961年に政権を掌握した朴正熙は経済再建を最重要課題とし、累次の経済開発5か年計画を直ちにスタートさせている。

韓国の環境政策が胎動したことを代表する公害防止法が制定されたのが、1963年であった。この1963年を見てみると、その経済成長率は明らかな増加傾向を示しており、国民一人あたりのGDPも1,000ドルを若干上回る水準であった。こうした経済情勢のなかで、前述のとおり、蔚山工団など政府が造成して工場を集中させた地域やソウルなど人口が集中する都市で局地的に公害問題が発生している。

また、第二次世界大戦、南北分断そして朝鮮戦争を通して経済的にも疲弊し、資源に乏しい韓国では、米国の援助によって製粉、精糖、紡績の軽工業が若干育成されていたが、やはり産業の中心はまだ農業であった。しかし、1960年代に入って政府主導の意欲的な経済開発が起動すると、やがて輸出振興が重視され、製造業を中心として工業部門の生産額がグングンと増加していった。その反面で、農業は冷遇され不振であった。こうした産業構造の変化を、工業部門と農業部門の生産額の対比によって見てみると、環境政策が胎動した時点においては、農業部門のほうが工業部門を上回っていたが、その差は急速に狭まっていた。

経済開発が軌道に乗り、1960年代末になって経済成長率は10パーセント前後を示し、「漢江の奇跡」を呼ばれた高度経済成長の扉を開いている。国民一人あたりのGDPは1969年には1,500ドルを超えている。そして、当初は40ポイント近く開いていた農業部門と工業部門との乖離も、1969年には約10ポイントに

まで急速に縮まり、工業部門が間もなく農業部門に追いつく勢いであった。こうしたなかで、環境政策も胎動期から次の整備期に移行していった。

(b) 整備期 (1970年～1979年)

1970年代になっても政府主導の経済開発は継続している。特に、この期間、鉄鋼や造船などの重化学工業に力点を置く方針が打ち出したのであった。他方で、不振に喘いでいた農業に挺入れするセマウル運動（農業近代化運動）も展開されるようになっていく。

1960年代末からの高い経済成長率は、1970年代も衰えることはなく、常に8パーセントを超える高い経済成長率を持続し、1973年には13パーセントを記録している。このとき、国民一人あたりのGDPも、2,000ドルに達している。そして、GDPの産業別分配でも、1973年に工業部門が占める割合が30パーセントを超え、農業部門のそれを追い抜いたのであった。こうした経済成長ないし工業化に伴って、エネルギー消費量も増加している。このエネルギー消費の内訳を見てみると、当初は石炭が主要なエネルギー源であったが、徐々に石油にシフトしていき、1969年には石油が石炭を追い抜いている。そして、1970年代の重工業化に伴い、石油が占める割合はますます上昇している^(注12)。

こうしたなか、蔚山工団における公害被害は拡大しており、被害住民による反公害運動が展開されるようになった。1972年には昌原工団と馬山工団に囲まれた鎮海湾で赤潮の発生が確認されるなど、公害問題が顕在化していったのであった。これに対して、政府は社会保健部のなかに公害課（担当室）を設置し、それまで実効性を持たなかった公害防止法を大幅に改正して、排出許容基準の設定などの政策的対応を始めた時期とも符合している。

1970年代後半になっても、高い経済成長率を維持し、10パーセントを超えることもあった。そして、1978年には国民一人あたりのGDPが3,000ドルに達し

ている。同時に、エネルギー消費量も増加しており、国民一人あたりのエネルギー消費量が1,000キログラムに達したのも、この1978年であった。産業構造の変化も続いており、1978年には、GDPの産業別配分において、工業部門が農業部門を20ポイント以上も上回っている。

これらの変化は、エネルギー強度にも表れている。当初から低下傾向にあったエネルギー強度は、1966年頃からほぼ横這いで推移していた。しかしながら、1976年を境にして一転して、エネルギー強度が増加傾向に転じたのであった。これは、韓国経済全体がいわば特異な状態に置かれるようになったことを物語ったものであることは、日本の場合と同じである。実際、この期間は、重化学工業化を中心とする経済開発と都市化の進行によって公害問題が治まることはなく、ソウル首都圏の大気汚染や河川汚染、そして臨海工業団地の環境汚染がいずれも増大した時期と符合している。そして、韓国の知識人達が環境問題への関心を示すようになったのも、この頃であった。

このように、高度経済成長や工業化に加えて、エネルギー強度が増加傾向にある途上にあって、環境政策も整備期から次の確立期に移行したのであった。

(c) 確立期 (1980年～1989年)

朴正熙大統領の死後、全斗煥政権に代わっても政府主導の経済開発は続いた。この期間の初期にはソウルオリンピックの開催決定が大きなニュースになり、韓国経済も経常収支で黒字に転じ、韓国の国際的な位置が高まったときでもあった。そうして、1987年の民主化宣言という政治的な大転換を迎える。

前述のとおり、1976年を境にして上昇傾向に転じていたエネルギー強度は、1980年に368TOE/M\$に達してピークを迎えるまで急速に上昇している。その間、1979年の第二次石油ショックと朴正熙大統領の死亡による政治的混乱の影響を受けて一時停滞することもあったが、経済成長率はおおむね8パーセントを超

えている。産業構造の面でも、工業部門と農業部門との乖離は広がり、産業別のGDPのうち工業部門が占める割合は40パーセントを上回っている。こうしたなかで、環境問題への関心が高まり、知識人達がこれに警鐘を鳴らし、洛東江の河口堰建設反対運動のような知識人を中心とした新しいタイプの反公害運動も展開された。そして、1977年には環境保全法が制定されて従来にはなかった新しい政策的対応に途が開かれ、環境保全に関する事務を管掌する環境庁が設置（1980年）された時期と符合している。さらに、エネルギー強度がピークに達した1980年は、ソウルの大気汚染が最も深刻化した年（1979年）とほぼ一致していることは注目すべきである。

1980年代後半になると、三低現象の出現によって、経済成長率で10パーセントを超えることが再びあった。国民一人あたりGDPは、1984年に4,000ドルを上回り、1987年には5,412ドル、1989年には6,283ドルに達し着実に増加している。工業化も進んだ結果、1974年以降、産業別のGDPのうち工業部門が占める割合は45パーセントを超えておおむね現在と同じ水準にまで達している。対照的に、1989年を境にして、農業部門が占める割合は10パーセントを下回り1ケタ台に落ちている。

こうした状態のなかで、環境保全法を頂点とした韓国の環境政策が確立されていったわけであるが、そのなかでも最も重要視されたのが、ソウルオリンピックを前にしてのソウル首都圏の大気汚染対策であった。環境庁は、低黄油（低硫黄燃料）供給計画やLNGの使用義務化などの燃料の使用規制をこの対策の中心に据えて、実施に移したのであった。1987年には、乗用車の排出ガスの規制も強化されている。

そこで、この期間におけるエネルギー強度を見てみると、1980年の最高時には368TOE/M\$であったものが、その後急速に低下し始めた結果、ソウルオリンピックの開催された1988年には300TOE/M\$まで減少している。これを逆に言えば、

約10年の間にエネルギー効率が20パーセント以上も高まったことを意味している。

このように、GDPが着実に増える一方で、エネルギー強度の低下という状態のなかで、環境政策は確立期から次の変容期へと移行したのであった。

(d) 変容期 (1990年～)

1987年の民主化宣言によって韓国政治が大転換期を迎えると同時に、輸出の鈍化や賃金上昇に伴い韓国経済もそれまでの高度経済成長から安定経済成長の時代に変わっている。

ソウルオリンピックの開催された1988年を境にして経済成長率は安定化し、1990年以降は5パーセント前後を推移している。そして、GDPの産業別分配を見ても、農業部門が8パーセント、工業部門が48パーセントという構成に大きな変化は現れなくなり、ほぼ定着している。こうした経済情勢の変化を背景として、それまでの経済開発最優先から環境と開発の調和が提唱されるようになり、従来の公害問題とは質的に違った生活の「質」の向上や快適性の追求が政策課題として取り上げられている。1990年に制定された環境政策基本法は、こうした理念を具体化したものであった。これらの経済と環境の関係における変化は、1970年代後半の日本の場合ときわめて類似の様相を示している。

しかしながら、韓国では、1990年代になっても経済成長とほぼ同じテンポで国民一人あたりのエネルギー消費量が増加の一途を辿っている。1980年代を通して低下傾向を示していたエネルギー強度も、1990年から再び上昇傾向に転じている点が、日本の場合と対照を成している。

韓国の環境政策は、日本の場合と違って、その変容期に移行した1990年代になっても、洛東江のフェノール流出事件など事件事故が姿を消したわけではなく、その実施面に問題点を残していることはすでに指摘している。このように、

高度経済成長から安定経済成長の時代が変わって、その間に公害対策がほぼ出揃ったにもかかわらず、エネルギー強度が再び上昇するという状態は、韓国の公害対策がまだ十分な効果が上がっていないことを反映したものである。

3. 中国

(a) 胎動期 (1973年～1976年)

中国では1953年から累次の国家計画が始まり、社会主義計画経済が起動している。しかしその後も、大躍進期から文革期までの中国経済は大きな波動を伴ったきわめて不安定な状態にあった。そうしたなかでも、文革中期の1970年代に入ると、周恩来を中心として無政府状態を解消しようとする努力が払われ、少しずつ安定を取り戻しつつあった。

中国の環境政策が胎動したことを代表する第一回全国環境保護会議が開催されたのは、1973年であった。この1973年を見てみると、その経済成長率は5パーセントを超える水準にあり、国民一人あたりのGDPは740ドルであった。そして、エネルギー強度は、1966年を境に急激に上昇しており、途中で若干横這いとなっているが、文革が終焉する1976年まで全体としては驚異的に上昇している。こうしたエネルギー強度の驚異的な上昇は、文革期とピッタリと一致したものであって、この間に無政府状態のもとでエネルギーの浪費がいかに大きかったかを表している。より具体的には、大連湾の汚染や官庁ダムの水汚染が発生したり、先の第一回全国環境保護会議では各地方や各方面の代表が各地における環境汚染や自然破壊の現実を訴えたという。

徹底した社会主義計画経済を目指した中国では、農業の集団化と商工業の国営化を通して経済建設を押し進めた。こうした過程のなかで、農業部門の余剰を工業部門に移転することによって工業化を促進するという独特な仕組みを形成していった^(註13)。これは決して農民の自主性によるものではなく、一党支配

の強力な政治力と社会的圧力を背景として形成されたものであった。そのため、市場経済を原則としてきた日本や韓国の場合と対比すると、当初から中国経済のなかで工業部門が占める割合は相対的に高くなっている。そこで、産業構造と環境政策の関係を見てみると、環境政策が胎動した1973年の時点においては、農業部門が46パーセント、工業部門が40パーセントと、まだ農業部門のほうが工業部門を若干ながら上回っているが、その差はかなり小さい。

そうして、年率で5パーセントを超える経済成長の結果、1976年には国民一人あたりのGDPは750ドルを超える水準に達し、産業別のGDPについても工業部門と農業部門がほぼ同じ割合を占めるようになり、環境政策も次の整備期に移行していった。

(b) 整備期（1977年～1988年）

1976年に文革が終焉し、過渡期を経て、1978年の十一期三中全会を転換点として、改革開放路線が発効している。これに伴い、中国経済は大きく変貌し、この期間においてその姿を一変してしまった。

1977年以降、経済成長率は常に8パーセントを超えつづけ、1978年には13パーセントの経済成長率を記録している。そして、GDPの産業別分配でも工業部門が農業部門を追い抜き、その乖離は広がっていた。中国共産党中央委員会が1978年に批准した「環境保護工作彙報要点」では、この時期、中国における環境汚染は進展しており、一部の地区では非常に厳しい状態にあるという認識を示していた。そして、試行法という形式であったが環境保護法（試行）が採択され、城郷建設環境保護部のなかに環境保護工作の管理を主要な職務とする環境保護局が設置（1982年）された時期とも符合している。これに続いて、1982年からセクター別であったが、環境保護立法が始まっている。

1980年代中頃になると農村での経済体制改革が一段落し、その重点が都市に

移行し、改革開放路線が本格化している。1983年から1988年の5年間では、1986年を除き、毎年の経済成長率は10パーセント以上の高率を示し、高度経済成長期を迎えている。国民一人あたりのGDPも1983年には1,000ドルに達している。同時に、産業構造の変化も続いており、産業別のGDPにおいて工業部門が占める割合が1985年には50パーセントを超えたのであった。この期間は、水污染防治法（1984年）や大気汚染防止法（1985年）など個別法が相次いで採択され、「三同時」制度などそれまでに蓄積されてきた環境保護工作が個別の問題ごとに制度化された時期と符合している。

こうした高度経済成長ないし工業化に伴って、エネルギー消費量も増加して、1985年には国民一人あたりのエネルギー消費量は500キログラムを上回る^(注14)。ここで注目しなければならないことは、1976年の文革終焉と同時に低下しつづけてきたエネルギー強度が、1985年を境にして再び増加傾向に転じていることである。1966年から1976年までのエネルギー強度の上昇は文革期と一致するものであったが、1985年以降の増加傾向は、日本と韓国における「環境政策の整備期」でも認められた指標の変化と共通するものである。これは、1985年からは、改革開放路線が本格化し、高度経済成長とともに、人口集中や郷鎮企業の増大といった新しい現象が生まれ、都市と農村で新しい環境汚染の源となっていく時期にあたっている。

このように、高度経済成長や工業化に加えて、エネルギー強度が増加傾向にある途上で、環境政策も整備期から次の確立期に移行している。

(c) 確立期（1989年～）

この期間に入って、経済体制改革はより深化している。価格の自由化など市場経済の導入も緒につき、沿海地域を中心として外資の導入も増大している。その結果、中国経済は、1989年の天安門事件による一時的な停滞はあったが、

その後も高度経済成長を持続している。

1989年の天安門事件は中国経済にも影響を及ぼし、1989年と1990年の経済成長率は5パーセントを下回っている。しかし、間もなく回復し、1992年には14.2パーセントの経済成長率を記録し、その後も10パーセントを超える高い経済成長率を続けている。産業構造の面でも、工業部門と農業部門との乖離は広がり、1992年になると産業別のGDPのうち工業部門が占める割合が60パーセントを超え、農業部門と35ポイントも開いたのであった。そして、エネルギー強度も増加傾向を続けている。こうした経済情勢を背景として、城郷建設環境保護部のなかにあった環境保護局が独立して、国務院直属の国家環境保護局（次官級）が設置（1988年）され、建設部門と切り離され、各部と独立してより一元的な環境行政の監督管理が可能となっている。さらに、1989年には環境保護法が正式法として採択され、それまでの経験を通して実施してきた諸制度を確認すると同時に、環境保護工作の責任主体を明確にするなど、今までの中国の環境政策のなかでも最も重要な制度的な進展をみたのが、この時期である。

現在でも、中国経済は高度経済成長の途上にあつて、これに伴いエネルギー消費量も増加の一途を辿っている。さらに、エネルギー強度は1992年現在で43.7TOE/M\$を示しており、増加傾向にある。特に、日本や韓国におけるエネルギー強度の最高時と比較しても、中国経済のエネルギー強度は全体としてきわめて高い水準にあることに注意を喚起しておきたい。これらは、中国の環境問題が今後もさらに深刻化し、危機的状況にさえ陥るのではないかという懸念を裏付けるものであるといつてよい。

第3節 経済成長と環境政策の関係の比較分析

(a) 変化のパターン

ここまで、5種類の主要な経済指標を用いて、日本、韓国、中国における経済成長と環境政策の関係について国別に考察してきた。これからまず分かってくることは、それぞれの国において、経済指標の変化と環境政策の発展とが相互に反映し合っており、経済成長と環境政策との間に密接な関係が認められることである。さらに、これらの国別考察の結果を照らし合わせてみると、これらに共通した変化のパターンを見い出すことができる。

まず、各国の環境政策が「胎動」した年を見てみると、いずれの場合も、その経済成長率は年率で5パーセント程度を推移しており、決して規模は大きくないがGDPは明らかに増加傾向にあった。併せて、工業部門と農業部門の生産額の対比においては、環境政策が胎動した時点では、まだ農業部門のほうが工業部門を上回っていたが、その差は狭まりつつあった点でも各国ともに共通していた。

その後、工業部門と農業部門とがほぼ同じ割合に達した時点において、各国の環境政策は次の「整備期」に移行している。この期間、各国の経済成長率はおしなべて見ても年率で8パーセント以上を、年によっては年率10パーセントを超えることも多く、各国ともに高度経済成長期を迎えている。さらに、GDPの産業別分配を見ても、工業部門が農業部門を追い抜いて工業化も進んでいた。こうした高度経済成長ないし工業化に伴って、エネルギーの消費量も増加の一途を辿っている。この段階において、各国とも共通して、エネルギー強度が増加傾向に転じて、国全体のエネルギーの利用効率が悪化したのであった。

こうした高度経済成長ないし工業化に加えて、エネルギー強度が増加傾向にあるなかで、各国の環境政策が次の「確立期」に移っている。中国の環境政策

は現在この確立期に在るわけであるが、日本と韓国の場合に限ってみると、その後も経済成長と環境政策の関係で符合した点がある。この環境政策の確立期において環境政策の一元化が図られ、環境政策の基本原則を定めた基本法に代表されるように、セクター別の対応から総合的な対応へと転換すると、やがてエネルギー強度が低下傾向に転じ、国全体のエネルギー利用効率が改善されていく。同時に、日本と韓国の経済成長率は安定化しており、併せて、産業別のGDPにおける工業部門と農業部門がそれぞれ占める割合に大きな変化が現れなくなっている。そうして、高度経済成長期から安定経済成長へ変わって、日本と韓国の環境政策はともに「変容期」へと移っていったのであった。

以上のように、各国における環境政策の発展と経済指標の変化との関係を比較してみると、経済成長の過程と環境政策の発展過程には相互に密接な関係が認められ、さらに各国に共通した変化のパターンを確認することができるのである。この変化のパターンをさらに簡潔に要約すると、「工業化による経済成長が始まり、高度経済成長を迎える直前で環境政策は胎動する。その後、高度経済成長を迎え、工業化も進展すると、環境政策がセクター別に整備される。そして、高度経済成長と工業化に伴ってエネルギー消費量も増加の一途を辿り、エネルギー強度が増加傾向に転じている。こうした状態のなかで、環境行政の一元化や基本法の制定などを通して総合的な対応が採られるようになり、環境政策が確立される。これによって、やがてエネルギー強度が低下傾向に転じ、エネルギー利用効率が改善されている。これに、経済成長が安定化し工業化の水準がほぼ定着すると、環境問題が質的に変化する。」と規定することができる。

(b) 発展ないし成長のテンポ

次に、若干視点を変えて、発展ないし成長のテンポという視点から、経済成

長と環境政策の関係について比較してみたい。

まず最初に、タイムラグ（時間差）の比較である。前述のとおり、各国の環境政策の歴史的な発展を比較すると、日本と韓国の場合において「12年から14年」、日本と中国の場合において「21年から24年」というタイムラグが存在している。これに対して、経済成長にはどの程度のタイムラグが存在しているであろうか。一つの目安として、1992年現在における中国と韓国の国民一人あたりのGDPとエネルギー消費量の水準が、いつ頃の日本の水準に相当するのを見てみたい。図7-2と図7-3によれば、1992年現在における韓国の水準は、日本の1971年における水準に相当しており、日本と韓国の経済成長には21年のタイムラグが存在していることが分かってくる。他方で、1992年現在における中国の水準は、日本の1954年以前、すなわち1950年代前半の水準に相当している。つまり、日本と中国との経済成長のタイムラグは35年以上もあるのである。

これら経済成長のタイムラグと環境政策のタイムラグを整理してみると、表7-1のとおりとなる。この2つのタイムラグを対比すると、経済成長のタイムラグのほうが環境政策のタイムラグよりも長いことが明らかとなる。このことは、日本の場合と比べると、中国と韓国では、環境政策のほうが経済成長よりも速いテンポで進展していることを意味している。

次に、各国経済の（量的な）規模に着目して経済指標を比較してみると、こうした発展ないし成長のテンポの違いをさらに確認することができる。各国の環境政策が胎動した時点における国民一人あたりのGDPを対比してみると、日本と韓国の場合で1,000ドル、中国の場合には740ドルであったが、その差は決して大きくはない。続いて、環境政策の整備期、確立期そして変容期へとそれぞれ移行する各時点における、各国の国民一人あたりのGDPとエネルギー消費量の数値を整理すると、表7-2となる。この表7-2を見ると、環境政

策が同じ発展段階に在るにもかかわらず、中国と韓国の（国民一人あたりの）経済規模は、日本の場合よりも低い水準にあることが明らかである。韓国の場合でも、日本の70～80パーセントの水準にあり、中国の場合に至っては日本の半分の水準にも満たない。要するに、環境政策が胎動した時点に限っては各国経済の水準には著しい差は存在していないが、その後は差が広がっており、韓国や中国では環境政策のほうが経済成長よりも速いテンポで展開していることを裏付けている。

以上のように、各国とも経済成長の過程と環境政策の発展過程には密接な関係が認められ、さらに各国に共通した変化のパターンを確認することができた。しかも、日本の場合に比べて、韓国や中国のほうが、環境政策の発展のテンポが経済成長のテンポよりも速いことも明らかとなった。

表 7-1 日本とのタイムラグ（時間差）

	経済成長	環境政策
韓国	21年	12～14年
中国	35年以上	21～24年

表 7-2 環境政策の各発展段階における経済指標

	日 本	韓 国	中 国
(整備期)	1955年	1970年	1977年
GDP/人	2,087	1,701 (81%)	762 (37%)
エネルギー消費量/人	721	610 (87%)	386 (53%)
(確立期)	1965年	1980年	1989年
GDP/人	4,481	3,130 (69%)	1,352 (25%)
エネルギー消費量/人	1,550	1,152 (74%)	602 (38%)
(変容期)	1975年	1990年	—
GDP/人	8,249	6,779 (82%)	—
エネルギー消費量/人	3,068	2,174 (71%)	—

(注) GDPは1985年基準、ドル換算には購買力平価を適用。()は対日本比。

(単位) GDP=ドル、エネルギー消費量=キログラム(石油換算)。

第7章注

- (1) 熊谷尚夫＝篠原三代平（編）（1980）『経済学大辞典（第2版）（I）』東洋経済新報社、70頁参照。
- (2) 前掲書、70頁参照。
- (3) 社会総生産とは、農業、工業、建設、運輸、商業の5業種からなる物的生産部門の生産額合計で、中間生産物の価格を含む指標である。そして、不変価格とは物価変動を除去した実質ベースの時系列データを作成する際の基準年における価格をいう（日本銀行国際統計研究会（1993）『海外経済指標の読み方（新版）』東洋経済新報社、205～207頁参照）。
- (4) 為替の「自由変動制のもとでは、一国の国際収支の赤字、黒字の状況いかにによって為替レートの均衡水準に上昇、下降の傾向がみられるが、一国通貨の対外価値の長期的均衡水準（為替平価）を決定するものはなにか、またその短期的変動を安定化させる趨勢を決定するものはなにか、それは一国通貨の購買力であり、異種通貨の購買力の比率こそ均衡為替レートにほかならないとカッセル（Gustau Cassel）は主張し、このような理論に基づく為替平価を購買力平価（Purchasing Power Parity）と呼んだ。」（熊谷尚夫他 前掲書、946頁）。
- (5) 『ペン・ワールドテーブル（マーク5.6）（Penn World Tables (Mark 5.6)）』のデータはインターネット（アドレス：<http://nber.harvard.edu/pwt56.html>）から入手している。そして、このテーブル全体の構成及び内容については、Summers, Robert and Alan Heston (1991) The Penn World Tables (Mark 5): an Expanded Set of International Comparison 1950-1988, *Quarterly Journal of Economics*, May 1991, pp. 327-368. に詳しく紹介されている。
- (6) 熊谷尚夫他 前掲書、38頁参照。

- (7) 熊谷尚夫＝篠原三代平（編）（1980）『経済学大辞典（第2版）（Ⅱ）』東洋経済新報社、229頁参照。
- (8) 産業構造の一般的な法則性については、篠原三代平（1976）『産業構造論』筑摩書房、3～25頁に紹介されている。また、最近、東アジアの成長と構造変化を工業発展の国際的波及の観点から分析展望したものとしては、江崎光男（1994）「アジアの成長と構造変化」中兼和津次（編）『近代化と構造変動（講座現代アジア2）』東京大学出版会、19～49頁がある。
- (9) See World Bank (1995) *World Development Report 1995: Workers in an Integrating World*, Oxford University Press, p. 232.
- (10) これらのデータの出典は、『ペン・ワールドテーブル（マーク5.6）（Penn World Tables (Mark 5.6)）』（前注5）のほか、経済企画庁（編）（1995）『平成7年度版経済白書』大蔵省印刷局、資源エネルギー庁長官官房企画調査課（編）（1995）『総合エネルギー統計（平成7年度版）』通商産業研究社、東洋経済新報社（編）（1991）『完結昭和国勢総覧（第一巻）』東洋経済新報社、中国国家统计局（編）（1992）『中国統計年鑑1992』中国統計出版社、中国国家统计局（編）（1995）『中国統計年鑑1995』中国統計出版社、韓国エネルギー経済研究院（編）（1992）『1992年版エネルギー統計年報』、韓国エネルギー経済研究院（編）（1994）『1994年版エネルギー統計年報』、韓国経済企画院（編）（1982）『主要経済指標1982』韓国経済企画院、韓国統計庁（編）（1996）『韓国主要経済指標1996』韓国統計庁である。
- (11) 資源エネルギー庁長官官房企画調査課 前掲書、370頁参照。
- (12) 韓国エネルギー経済研究院 前掲書、18～19頁参照。
- (13) 中兼和津次によれば、1950年代に農産物の価格を国家の統制下に置き、「農民からの調達価格を低く抑え、他方非農業部門消費者には低い価格

で農産物を分配することができたわけである。かくして、安い農産物・
（非農業部門における）低賃金・高い余剰・高蓄積・重工業への高い配
分というメカニズムが完成したことになる。」という（中兼和津次
（1992）『中国経済論』東京大学出版会、35頁）。

- (14) 中国における主要なエネルギー源は石炭であって、日本や韓国の場合の
ように、高度経済成長に伴って石炭から石油へのシフトは見られない。
具体的には、『中国統計年鑑1992』によれば、具体的は、1985年現在に
おけるエネルギー消費量のうち石炭（煤炭）が占める割合が76パーセン
トにあるに対して、石油は17パーセントであった。1990年代に入っても、
この構成比に大きな変化はない。

第8章 結論と展望

第1節 共通点と相違点

ここまでの考察の結果解明された共通点及び相違点をまとめてみると、次のとおりとなる。

まず第1に、韓国と中国の環境政策の発展過程には、我が国の発展過程と多くの共通点が認められる。その発展のタイムラグ（時間差）は、日本と韓国の場合で12年から14年、日本と中国の場合で21年から24年であった。

第2に、これらの環境政策の発展過程はいずれも経済成長の過程と密接な関係がみられ、共通の変化のパターンを確認できた。しかも、我が国に比べて、韓国や中国のほうが、環境政策が経済成長よりも速いテンポで展開している。

第3に、上記のような共通点がある一方で、我が国と比べて韓国や中国の環境政策の発展の歴史には、いくつかの顕著な相違点が認められる。とりわけ、韓国や中国の環境政策が、非常に弱体の地方政府（地方自治体）のもとで発展してきたこと、しかも、環境情報の国民への公開が非常に制約されてきたこと、さらに、市場を通じた環境対策の推進メカニズムが非常に弱かったことが、我が国とは決定的に違う点である。

第4に、国際社会から環境対策を求められるといった外圧、そして環境政策において後発であるが故に先発国の環境政策の経験を学び自国に採り入れるといった国際的な影響が、それぞれ違った形で各国の環境政策の発展に作用している。

第5に、公害問題、環境ないし生活の「質」の向上、地球環境問題への対応といった、我が国が約40年間かけて順番に経験してきた政策課題を、韓国や中国は短い期間に同時に取り組まなければならない状況に直面している。

第2節 展 望

最後に、本研究によって解明された共通点と相違点が、他のアジア諸国においても果して妥当するものであるかを検討してみたい。そのうえで、持続可能な発展の実現に向けた環境分野の国際協力について展望したい。

1. 環境政策の収斂

本研究では、東アジア諸国における環境政策の胎動から今日に至るまでの発展過程を眺めてきたのであるが、まず明らかとなったことは、各国とも共通の事象をほぼ同じ順序で経験してきたことであつた（第6章第1節参照）。このことは、「環境政策の収斂（convergence）」と呼ぶことができる。

これまでも、環境政策の国際比較を通して、この環境政策の収斂が指摘されている。1980年代までの環境政策の国際比較に関する先行研究をレビューしたディビッド・ヴォーゲルは、従来の研究成果を集約した結果、「疑いなく、この領域の研究における最も重要な結論は、各国ごとに政策のスタイルにはかなりの相違点が認められるのとは対照的に、規制の内容（アウトカム）は国境を越えて類似していくという点である。」^(注1)と述べている。すなわち、個々の環境政策が決定されていく過程には、各国の政治、経済、文化などの諸条件の違いを反映して各国ごとに多くの相違が生まれているが、長期的に見てみるとそれぞれ異なった政策決定過程を辿ったとしても、その結果として採用された環境政策の内容は同一ないし類似のものに収斂していくというものである。

多数ある従来の研究成果のなかでも、この環境政策の収斂を明確に指摘しているのが、レナート・ルンドクビストの「兎と亀：米国とスウェーデンの大気清浄政策（The Hare and the Tortoise: Clean Air Policies in the United Nations and Sweden）」^(注2)であつた。この研究は、1960年代から1970年代に

かけての米国とスウェーデンにおける大気汚染防止政策の決定過程を政治学の視点から比較分析したものである。そして、両国の政治制度の違いを反映して、政策の選択と変更の過程は異なるが、こうした違いもかかわらず両国とも結果的には行き着くところはほぼ同じであったことを明らかにしている。表題にある「兎」は米国を、「亀」はスウェーデンをそれぞれ比喻したものであった。

こうした環境政策の収斂の背景には、越境汚染に代表されるような環境問題の国際化があったことは容易に想像できるが、もう一つ、環境問題の科学技術的な側面が影響していることも忘れてはならない。環境政策の立案決定にあたっては、環境問題の科学的な不確実性が常につきまとう。各国の政治、経済、文化などの諸条件がいかに違っていようとも、各種の環境問題の発生やそれによる環境影響についての科学的なメカニズムには基本的に差異はない。加えて、その時々によってそのオプションに違いがあるが、環境問題に対処するための入手可能な技術の範囲もおのずと限られてくる。このような科学技術的な側面が、環境政策の収斂をもたらす重要な要因の一つとなっている。

先のディビッド・ヴォーゲルが指摘した環境政策の収斂は、欧米諸国を中心とした研究成果を基礎としたもので、発展途上国の環境政策についてはまったく考慮されていなかった。こうした環境政策の収斂が、欧米以外の地域の諸国—特に、アジア諸国—にも認められるものかは、きわめて興味深い問題点である^(注3)。

発展途上国を対象として含んだ環境政策の国際比較の歴史は浅く、発展途上国と先進国の関係について十分な理論化は進んでいない。そうしたなかで、本研究では、中央地方関係、情報の公開、市場メカニズムの働きといった相違点が認められた反面で、日本、韓国、中国における環境政策の収斂を指摘することができたことには意義がある。すなわち、まず、環境政策の胎動にとって前提となる環境問題の現象面を見ると、各国とも当初は局地的であった大気汚染

や水汚染がやがて全国で顕在化しており、その後も、赤潮の大量発生や、各国の首都圏における大気汚染がピークの達した時期も各々ほぼ同じ発展段階においてであった。こうした事態に対して、当初は個々の問題ごとにセクター別（部門別）の対応が採られていたが、それでも環境の悪化を食い止めることはできず、環境行政の一元化や基本法の制定といった形をとって総合的な対応に転換するという共通の変化を確認することができる。それまで違った動きを見せていた自然保護も、この時期になって環境政策のなかに位置づけられている。より具体的な政策的対応についても、燃料の低硫黄化対策、環境情報の公開制度、乗用車の排出ガス規制強化などに代表されるように、ほぼ同じ発展段階においてそれぞれ採用されたのであった。

こうした環境政策の収斂をさらに広くアジア諸国を対象として定式化するためには、さらに多くのケース・スタディの積み重ねが課題となる。その際に、とりわけ重要な手掛かりとなるのが、アジア諸国における経済成長の過程である。発展途上国と先進国の関係における経済成長の過程については、かなり以前から分析が行われてきており、その理論化が相当程度進んでいる。そのなかでも、近年の東アジア及び東南アジアの諸国における経済成長の過程に関しては、先行する日本をNIEsが追い、それをさらにアセアン諸国や中国が追うといった雁行形態的発展論（Fly-Geese Pattern of Development）によって説明されることはよく知られている^(註4)。この理論は、当初、日本のような新興工業国に典型的な産業発展論として提示されたものであったが、それを比較優位の変化に伴う国際間の産業移転と解釈したものがアジア諸国を対象とする現代的な意味での雁行形態的発展論となっている^(註5)。

すでに、日本、韓国、中国の場合について見てきたように、環境政策の発展過程はいずれも経済成長の過程と密接に関係があつて、共通の変化のパターンを確認することもできた（第7章第3節参照）。経済成長とそれに並行するエ

エネルギー消費の動向や産業構造の変化は、環境問題の発生にとっての主要な原因となっているとともに、これに対処するための環境政策の確立がこれら経済指標の変化にも相互に影響を及ぼしていた。これら東アジア諸国と同じ雁行形態的な経済成長の過程のなかにある他の東アジア及び東南アジアの諸国についても、同様に環境政策の収斂を考えることが可能である。

さらに、先に挙げたいくつかの相違点に関しても（第6章第2節参照）、近年における韓国政治の民主化や中国経済の市場経済化といった体制改革に伴って、その相違が解消する方向にむかっていることにも注目しておきたい。韓国では、1987年の民主化宣言以後に地方自治制が復活し、地方議会の議員と地方自治体の長の公選制が相次いで実施されると、地方独自の政策的対応が表面に現れるようになった。同時に、言論統制も撤廃され、情報の公開も進み、現在では韓国のマスコミ各社は環境問題をかなり積極的に取り上げている。一方で、中国においては、中国共産党の指導による政治制度そのものには変化はないが、改革開放路線への転換によって、経済体制を中心に大きな変化が起きていることはよく知られている。1980年代中頃から市場経済が本格的に導入され、将来的には中国経済で市場メカニズムが適切に機能することが強く期待されている。この経済体制の改革に伴い地方への権限下放も進み、1989年の環境保護法では環境保護工作における地方人民政府の役割を重要視している。従来から中国では情報が厳しく統制されてきたが、毛沢東時代と比べると政策の立案決定の透明度は高まっており、1990年代になってからは環境情報の公開も制度化されている。

これら韓国政治や中国経済の体制改革は、アジア地域における政治の民主化あるいは市場経済化という大きな潮流の先駆けであった。他のアジア諸国も、その進捗状況に違いはあるが、こうした潮流のなかにある。体制改革は環境政策の発展とも無関係ではなく、結果として環境政策を収斂させる方向に作用す

るものである。

2. 経済成長と環境政策のギャップ

南北関係を考えるうえで、先進諸国間の関係と大きく異なっているのは、何と言っても経済格差が著しい点である。多くの発展途上国は自らの経済成長を希求して、環境を犠牲にせざるを得ない側面がある。そこで、今日の環境政策にとって共通の目標である「持続可能な発展」が提唱されてきた（第1章第3節参照）。

本研究では経済成長と環境政策の関係を比較した結果、環境政策が同じ発展段階に在るにもかかわらず、中国や韓国の経済規模は日本の場合よりも低い水準にあることが分かっている（第7章第3節参照）。

一般的に、この経済成長と環境については、逆Uカーブ関係（inverted U-shaped relationships）として説明される^(注6)。この関係を解明した最近の研究成果として、ジーン・グロスマン＝アラン・クルーガーの「経済成長と環境（Economic Growth and the Environment）」^(注7)がある。ジーン・グロスマン等は、国民一人あたりの所得水準と環境の汚染指標との関係を定量的に分析した結果、「いくつかの環境保護団体が危機を警告しているのとは異なって、我々の分析では、経済成長が自然の生息（natural habitat）に不可避な害を与えろという証拠は得られなかった。その代わりに、貧困国ではGDPの増加が環境条件の悪化をもたらしているが、国民の所得がある一定の水準に到達すると大気質や水質は経済成長から便益を受けるようになる。このような逆Uカーブ関係のターニング・ポイント（転換点）は、汚染物質の種類によって違いがあるが、おおむね8,000ドル（1985年基準）以下の水準であった。」^(注8)と結論づけている。

日本では、国民一人あたりのGDPが約1,000ドルの水準のところで環境政策

が胎動しており、その環境政策が確立期から変容期に移行する時点（1975年）における国民一人あたりのGDPは8,000ドル（以下では、GDPの表示は、1985年基準、購買力平価換算による）を若干ながら上回った水準であった。これは、先のジーン・グロスマン等が示した逆Uカーブ関係のターニング・ポイント（転換点）とほぼ合致するものであった。

この点に関して、韓国や中国においては若干様相が異なるところがある。韓国や中国で環境政策が胎動した時点におけるGDPの水準は日本の場合と大差はない。しかしながら、その後の各発展段階においては、日本よりもGDPの水準がかなり低い水準に止まっていた（表7-2参照）。具体的には、韓国では、日本の70～80パーセントの水準にあつて環境政策の確立期から変容期への移行時点（1990年）における国民一人あたりのGDPは6,800ドルに過ぎない。さらに、中国の場合には、日本の半分にも満たない水準であった。もし仮に、こうした水準が継続していくことを前提とすると、将来的に、中国の環境政策が確立期から変容期に移行する時点における国民一人あたりのGDPは僅か3,100ドル程度が見込まれる。日本との対比だけでなく、一般的な目安として先のジーン・グロスマン等の分析結果（8,000ドル）と対比してみても、国民所得の水準と環境政策との間に大きなギャップが生まれていることが分かる。

このような経済成長と環境政策とのギャップは、韓国や中国では経済成長よりも速いテンポで環境政策が進展していることを意味するものであったが、決して韓国や中国ばかりでなく、他の東アジア及び東南アジアの諸国についても同様のことを指摘するものがある。日本、韓国、台湾、タイ、インドネシアを対象として環境管理の国際比較を行ったディビッド・オコナーは、「インドネシアやタイのような後発国では、韓国や台湾よりも早い（経済の）発展段階において環境政策が開始されており、さらに韓国や台湾では日本よりも早い段階で環境政策が始まっている。」^(注9)と分析している。

こうして見てくると、経済成長と環境政策のギャップは発展途上国の多くに共通した現象となっており、後発国であればあるほど、そのギャップが拡大する傾向にあるといえることができる。そこで、発展途上国における経済成長と環境政策のギャップをどのように説明すべきかが次の問題となってくる。

先のディビッド・オコナーは、経済成長と環境政策のギャップが生まれる理由として、「最も重要なことは、（外国の経験を学ぶことができ、技術の利用可能性が高く、汚染除去のコストが低減しており、国際的な環境圧力を受ける、といった）さまざまな理由から、後発工業国は先進工業国よりも早期に環境対策を採り得る立場にある。」^(注10)と説明して、後発性や外圧の影響といった国際的な影響の面を強調している。確かに、韓国や中国でも、こうした国際的な影響が環境政策の発展に作用した要因となってきたことは本研究でも指摘している（第6章第2節参照）。

しかしながら、国際的な影響だけから、発展途上国における経済成長と環境政策のギャップを論ずるのは必ずしも十分ではない。かつて20年以上ものあいだ権威主義体制にあった韓国にしても、独特な民主主義論をもった社会主義国の中国にしても、程度の差こそあれ、政治行政的にきわめて中央集権的であった。これに加えて、政府による言論や情報の統制を通して、一部の指導者層が情報を独占してきた。こうした政治状況のもとにおいては、一部の指導者層が政策の立案決定を独占しており、彼らにとっては自己の政策を制度化すること自体は比較的容易であった。これに、さまざまな国際的な影響が重なってくると、おのずと制度面で政策発展のテンポは速くなってくる。これらに対して、戦後、アジア諸国のなかでは最も徹底した民主的な国家に変貌した日本では、中央地方関係と情報の公開において対照を成していた。このように、本研究で具体的に取り上げた韓国や中国では、国内の政治体制が速いテンポの政策発展を可能としていたといえる。

こうした状況は、他のアジア諸国の多くにおいても見い出すことができる。植民地支配から独立を果たした多くのアジア諸国では民主主義体制がすぐに定着することはなかった。東アジアや東南アジアの諸国では、非民主主義的な政治体制のもとにおいて、政治の主導によって「奇跡」とも呼ばれた経済的な成長をスタートさせたのであった^(註11)。その後、1970年代後半に生まれた世界的な民主化運動の波は、1980年代後半になってアジア諸国にも波及してきた。韓国のほか、フィリピンや台湾で民主化の運動が明らかとなっている。こうした民主化の世界的な動きを「第三の波 (the third wave)」と名付けたサミュエル・ハンチントンは、一党優位政党制と特徴づけられる1990年の東アジアや東南アジアでは、「民主主義と権威主義の双方を含んでいた。たとえば、日本が一方の極にあるとするなら、インドネシアは他方の極にあった。そして韓国、マレーシア、そしてシンガポールはその間にあった、というのが、多かれ少なかれ、一般的な序列である。」^(註12)と評価している。韓国や中国ばかりでなく、他の東アジアや東南アジアの諸国においても、同様に、非民主主義的な政治体制のもとで経済開発を最優先課題としながらも、環境政策の必要性にそれぞれ直面したのであった。こうしたことから、経済成長と環境政策のギャップを生んだ要因として、国内の政治体制にも求めなければならない。さらに、こうした状況下で制度化された政策が、そのターゲットとされた企業や国民に受容され、適切に遵守されたことまでも意味するものではないことに注意しなければならない。

3. 国際的影響の増大

1992年の国連環境開発会議 (UNCED) 後の環境問題をめぐる国際政治の状況について、ガレス・ポーター＝ジャネット・ブラウンは『地球環境政治 (第2版) (Global Environmental Politics 2nd ed.)』のなかで、「近年の

地球環境政治の歴史は、その進展の度合は各国、国内的及び国際的の各制度、そして問題の種類ごとに異なっているが、基本的なパラダイム・シフトや社会的、政治的に深遠な転換がすでに始まっていることを示している。選挙による政治と経済的なサイクルといった不安定な状況下で、より効果的に地球環境への脅威に対処するために不可避な進化 (inexorable evolution) が起きている。」

(注1.3) と評価している。地球環境問題は、先進国であるとか発展途上国であるとかの区別なく、あらゆる諸国に対して何らかの対応策を迫るものとなっている。

今までにも、外圧あるいは後発性によって国際的な影響が日本、韓国、中国における環境政策の発展にそれぞれ作用してきた(第6章第2節参照)。さらに、国連環境開発会議 (UNCED) を一つの大きな転機として、ますます国際的な影響が増大するであろうことは確実である。そこで、このことが、ここで説明を加えてきた「環境政策の収斂」と「経済成長と環境政策のギャップ」にどのような変化をもたらすであろうか。

まず、国際的な影響の増大は、発展途上国におけるリープフロッグ (leap-frog: 蛙跳び) をさらにいっそう助長する。先進諸国が一定の年月と資金、人材を投入して蓄積ないし開発してきたさまざまな技術、知見、ノウハウ、アイデア等々を、発展途上国は一足飛びに獲得し得る立場にある。環境分野においては、環境影響に関する科学的な知見、公害防止や省エネルギーなどの工業技術についてリープフロッグが顕著に現れてくるが、環境政策の制度的な側面についてもそのアイデアが発展途上国において一足飛びに採り入れられることがある。これまでも、汚染者負担の原則 (PPP) やこれを基礎とした環境賦課金制度、あるいは環境影響評価制度のアイデアが、こうした代表的な例として挙げられよう。そして、国際援助機関における環境問題への関心の高まりを受けて (注1.4)、国際援助を媒介とした環境政策面でのリープフロッグも多くなってくるであろう。こうした環境政策面でのリープフロッグが助長されると、き

わめて短期間のうちに、かつ低いコストで先進的な政策的対応（手法）が発展途上国において制度化されることが可能となる。その結果、今日まで日本など先進諸国が辿ってきた環境政策の発展のパターンが、発展途上国において徐々に短縮化あるいは変型する可能性も今後考慮していかなければならない。

一方で、こうしたリープフロッグが、発展途上国の環境問題を飛躍的に解決することに直結するとは言い切れない。リープフロッグは、発展途上国における環境政策の発展を加速させる。その結果として、これに即応した急速な経済成長を実現しない限り、あるいは何らかの補完的な措置を施さない限り、発展途上国における経済成長と環境政策のギャップがますます拡大することは必然である。実際に、国際援助機関が実施する環境アクション・プランなどを通して、環境政策・法の改善、環境問題に関する制度的枠組みの強化が推進されており、現在ではかなり低所得な諸国においても環境関係法規や環境管理計画など環境分野の政策文書が整えられるようになっている。しかし、経済成長と環境政策のギャップの拡大は、低所得国における環境政策の実効性に影を落としている。具体的には、日本の場合と比べて、企業側による環境投資や技術開発が進まなかった韓国や中国も、こうした表れの一つであろう^(注15)。一般的に言って、経済成長と環境政策のギャップは、環境投資を行うことの経済的な余力が相対的に小さいことを意味している。さらに、先のジーン・グロスマン等によれば、国民の所得がある一定の水準^(注16)に到達しなければ環境質は経済成長からの便益を受けられない。この議論を前提とすれば、発展途上国が先進諸国の経験を学んで、環境政策だけが突出して高度化しても、経済成長による便益がなければ、先進諸国における場合とまったく同じ政策効果を得られるとは限らないのである。

このように、今後の国際的な影響の増大は、発展途上国の環境政策に対して、ポジティブならびにネガティブ双方の影響を孕んでいるのである。こうした具

体的な影響については、今後のリープフロッグの評価にかかってくる問題である。

4. むすび—国際協力の展望—

以上に述べてきたとおり、東アジア諸国の比較研究によって明らかとされた「環境政策の収斂」及び「経済成長と環境政策のギャップ」は、より広く他の東アジア及び東南アジアの諸国においても妥当するものであるという手掛かりを得ることができた。さらに、今後ますます増大する国際的な影響によってもたらされるであろう変化についても指摘した。

発展途上国においては、国内の環境問題を解決するための資金や技術さえ不足しているにもかかわらず、地球温暖化に代表されるような地球環境問題への対応策を迫られている。韓国や中国では、環境問題の今日的な状況として具体的に指摘したように、比較的に短い期間のうちに多様な環境問題に取り組まなければならない状況に置かれている（第6章第2節参照）。先進国の多くが深刻な公害問題に苦しんだ1970年代には、現在のような地球環境問題は認識されておらず、地球温暖化などに考慮を払う必要はまったくなかった。かつての先進国の状況との対比から見ても、現在の発展途上国における環境政策の課題は相対的に重いものと言わざるを得ない。

さらに、発展途上国の環境政策が速いテンポで進展し、経済成長のテンポとの間でギャップを生んでいることは、その環境政策の実効性に係わる実践上きわめて重要な問題である。こうしたギャップが、国際的な影響の増大に伴って今後ますます拡大するであろうことを考えると深刻である。

こうした状況のなかにあって、発展途上国の環境政策にかせられた重い課題を軽減し、発展途上国における経済成長と環境政策のギャップを補完するためには、やはり先進国から発展途上国に対する国家レベルでの資金供与ないし技

術移転が大きな役割を果たしうる。しかしながら、これまで国際協力にとって国家主権の対立が障害となっており（第1章第1節参照）、この資金供与と技術移転の問題も南北間における最大の対立点となってきた（第1章第2節参照）。そのために、従来までの形態による協力関係に依存していくだけでは、こうした隘路からぬけだし、新しい展望を生み出すことは期待できそうにない。

これに対して、東アジア諸国の具体的な比較を通して「環境政策の収斂」が明らかとされ、これが他のアジア諸国においても妥当する手掛かりを得たことは、いくつかの示唆を与えてくれる。

まず、発展途上国と先進国の関係において「環境政策の収斂」が認められることは、国際協力を通じて先進国が蓄積してきた経験を発展途上国に対して積極的に伝えることの意義をいっそう深めるものである。発展途上国における近い将来の環境政策を予見して、これを適切に立案していくにあたっては、同じ道を先行して歩んでいる先進国の経験はきわめて有効な判断材料を与えてくれるに違いない。

しかし、発展途上国において経済成長と環境政策のギャップが拡大していることを考え併せると、先進国がその経済成長に応じて段階的に採用してきた環境政策を、発展途上国の経済成長に対応した形で伝えていかなければならない。とかく、先進国にキャッチアップすることを目指す発展途上国では、先進国が現在実施している最も先進的な政策だけに着目しがちであるが、こうした志向はややもすすると経済成長と環境政策のギャップの拡大をいっそう助長するだけで、その実効を伴わないおそれがある。

さらに、本研究では東アジア諸国における政治体制ないし経済体制の違いを反映して、それらの環境政策においても中央地方関係、国民への情報公開、市場メカニズムの働きといった相違点を解明している（第6章第2節参照）。これらの相違点に対応する主体は、それぞれ「地方政府（地方自治体）」、「国

民」、「企業」である。これら各レベルの主体が、環境政策の発展過程において重要な位置を占めてきたとあってよい。そこで、先進国の経験をより正確に発展途上国に伝えるためには、こうした地方政府（地方自治体）、国民ないしNGO、企業の各レベルの主体の参加が可能となるような、いわば「多角的な協力関係」の形成が必要となっている。

現在では、様々な視点から、伝統的な国家主権を前提とした国家レベルを中心とした国際協力を見直すべきであるとの提案が盛んとなっている。国際機関や国際NGOの位置づけないしその活動領域の再検討を軸とした国際政治学における地球環境レジーム論などはその代表例である^(注17)。こうした新しい提案のなかも、国家レベルの協力関係だけでなく、地方政府や民間企業が環境分野の国際協力に参加することを求めるものもある^(注18)。本研究のように、発展途上国と先進国における環境政策の国際比較からこうした提案が導かれたことは、「多角的な協力関係」の必要性をさらに裏付けるものといえてよい。

すでに、地方政府（地方自治体）間における国際的な環境協力については、1990年に国際環境自治体協議会（International Council for Local Environmental Initiatives）が設立されて、国際的な橋渡しが行われようとしている。日本の地方公共団体のなかでも、三重県や北九州市などがアジア諸国の地方政府との環境協力にすでに着手している^(注19)。また、アジア地域では企業活動はボーダレスの時代を迎えており、企業レベルのコミュニケーションはかなり活発となっている^(注20)。今後は、企業に対して環境協力に取り組むインセンティブをいかに与えていくかを検討する段階にある。これらに対して、国民レベルの協力関係は、アジア地域においてはまだ困難な点が多い。例えば、日本や韓国では、環境NGOの活動が広く認知されつつあるが、人材や活動資金の確保などの点で欧米諸国と対比すると一般に未成熟である。さらに、中国の場合には、政治的な理由から、現在でもNGO（中国では社会团体と呼ぶ）の設立が

容易ではなく、1990年代になって環境NGOがいくつか活動を始めてはいるが、実質的には政府によってつくられ、資金も人事もそこに依存することが多く^(注21)、政府との対抗関係に立ってNGOが独自の役割を果たすことができる状況にはない。

多角的な協力関係の形成にもこうした課題が待ち受けているが、従来までの国家レベルの資金供与や技術移転といった国際協力に加えて、多角的なレベルから先進国の経験を経済成長に対応した形で発展途上国に伝えていくことが今後の国際協力に求められている。

以上、本研究では、東アジア諸国における環境政策の比較研究を通して、「環境政策の収斂」及び「経済成長と環境政策のギャップ」を見い出した。そして、これらが他のアジア諸国においても妥当するものであるという手掛かりを示したうえで、多角的な協力関係の形成を軸とした国際協力の必要性を提案した。

第8章注

- (1) Vogel, David (1987) *The Comparative Study of Environmental Policy: A Review of Literature*, Meinolf Dierks, Hans N. Weiler and Ariane Berthoin Antel (eds.), *Comparative Policy Research*, Gower Publishing Co. Ltd., p. 156.
- (2) See Lundqvist, Lennart (1980) *The Hare and the Tortoise: Clean Air Policies in the United Nations and Sweden*, University of Michigan Press.
- (3) ピーター・クネップフェル等も、デイビッド・ヴォーゲルの指摘を受けて、「環境規制における政策のアウトプットの長期的な収斂に関する仮説はさらに検証され、より総合的な分析が行われるべきである。この作業にとって特に重要なことは、地域的あるいは社会的な相違や区分を考慮することによって、環境政策のアウトプットの分布的なパターンについての理解を深めることである。」と提言している (Knoepfel, Peter, Lennart Lundqvist, Remy Prudhomme and Peter Wagner (1987) *Comparative Environmental Policies: Different Styles, Similar Content*, Meinolf Dierks, Hans N. Weiler and Ariane Berthoin Antel (eds.), *Comparative Policy Research*, Gower Publishing Co. Ltd., p. 184.)。
- (4) 雁行形態的發展論を提唱した赤松要は、これを次のとおり定式化している。「後進国は先進国との関係において初めに、その特産品を輸出し、工業消費財を輸入する。第2段階において輸入消費財の国内生産が進行し、そこに同時に資本財の輸入が始まる。第3段階においては消費財工業は輸出産業に成長し、また資本財ならびに耐久消費財の国内生産も開始される。また、ここでは原料・食料などの1次産品の輸入が増大する。

これにつづく段階は資本財と耐久消費財の輸出であり、他面において消費財輸出の漸減であって、ここではすでに先進工業国の段階に達している。」（赤松要(1965)『世界経済論』国元書房、172頁）。

- (5) 江崎光男(1994)「アジアの成長と構造変化」中兼和津次（編）『近代化と構造変動（講座現代アジア2）』東京大学出版会、20～21頁参照。
- (6) こうした経済成長と環境の逆Uカーブ関係を紹介したものとして、世界銀行の『世界開発報告1992 (World Development Report 1992)』が有名である。ここでは、「所得が増加するにつれて、環境の質の向上に対する需要が増大し、投資のために利用できる資源も増加する。希少な資源を節約して利用するためのインセンティブがなければ、環境破壊も減少させる圧力はより弱く、経済成長の悪影響が支配的になると思われる。しかし、天然資源の希少性がその利用に関する代替、効率の向上、技術革新及び構造変化への積極的な力は強い。工業国においてはこれらの積極的な力は、経済成長を維持しつつ、環境の質の改善に大きく貢献した。」と説明している (World Bank (1992) *World Development Report 1992*, Oxford University Press, pp.39-40.)。
- (7) Grossman, Gene M. and Alan B. Krueger (1995) *Economic Growth and the Environment*, *The Quarterly Journal of Economics* Vol. 110 Issue 2, pp. 353-377.
- (8) *Ibid.*, p. 370.
- (9) O'Connor, David (1994) *Managing the Environment with Rapid Industrialization: Lessons from the East Asian Experience*, OECD, p. 34.
- (10) *Ibid.*, p. 35.
- (11) こうした東アジア及び東南アジアの諸国の経済的な成功において公共政

策が果たした役割を分析したものが、World Bank (1993) *The East Asian Miracle: Economic Growth and Public Policy*, Oxford University Press. である。

- (12) See Sumuel P. Huntington (1991) *The Third Wave: Democratization in the Late Twentieth Century*, University of Oklahoma Press, p. 305.
- (13) Potter, Gareth and Janet Welsh Brown (1996) *Global Environmental Politics 2nd ed.*, Westview Press, p. 177.
- (14) 国際援助機関による環境問題への取り組みについては、原嶋洋平＝平野圭二(1996)「多国間開発援助と環境保全」平成5／7年度科学研究補助金(重点領域研究「人間環境系」)研究成果報告書(B010-E13)『地球本位型社会への誘導手法』46～58頁に紹介している。
- (15) 中国のように、経済成長と並行して経済体制そのものが移行している場合には、新たな経済体制の定着度も環境政策の実効性に影響をもたらす。1980年代の中国の環境政策を分析した植田和弘は、汚染物排出費の徴収制度などを例に挙げて、「中国の環境政策は、制度としては世界中のすぐれた経験と中国独自の方式を採り入れて集大成したものである。しかし、環境保護の目標と政策は、必ずしも中国のシステムと中国経済の発展段階に適合したものとは言えない。すなわち、このことは、何らかの補完的な措置がなければ、政策はただ受け入れられるだけか、環境汚染を増長する結果をもたらすことを意味している。」と評価している
(Ueta, Kazuhiro (1988) Dilemmas in Pollution Control Policy in Contemporary China, *The Kyoto University Economic Review* Vol. 58 No. 2, p. 68.)
- (16) ジーン・グロスマン等は、経済成長と環境の逆Uカーブ関係のターニング・ポイントにおける所得水準を8,000(1985年基準)ドルと指摘してい

るが、今後の技術の高度化や環境問題への関心の高まりに伴って、ある程度、この水準が低下することは十分予測される。

- (17) 代表的な例として、Potter, Gareth *et al.*, *op. cit.*.. Mathews, Jessica Tuchman (1989) *Redefining Security*, *Foreign Affairs* (spring), pp. 162-177. Hass, Peter M., Robert O. Keohane and Marc A. Levy (1993) *Institution for the Earth*, MIT Press. などがある。
- (18) See Morishima, Akio (1995) *Green Aid for the Global Environment*, *Japan Review of International Affairs* Vol. 9 No. 3, p. 276.
- (19) 日本及び欧米諸国における地方自治体の環境協力の実例を紹介して、地方自治体による発展途上国への環境協力についての提言を行ったものとして、環境庁企画調整局(1994)『地方自治体による開発途上国への環境協力のあり方に関する調査報告書』がある。
- (20) 加藤久和(1994)「地球環境保全と国際協力」増原義剛(編著)『自治体・地域の環境戦略 1 巻・地球化時代の環境戦略』ぎょうせい、331～349頁では、政府開発援助(ODA)を中心に我が国の国際環境協力の現状とともに、民間企業の海外活動の環境配慮と地方自治体による国際環境協力について紹介している。
- (21) 段匡(1995)「環境問題とNGO」中国研究所(編)『中国の環境問題』新評論、144頁参照。

参考文献

- 赤尾信敏(1993)『地球は訴える―体験的環境外交論』世界の動き社
- 赤松要(1965)『世界経済論』国元書房
- 浅井敦(1975)「中国における環境保護と資源利用」社会主義法研究会(編)
『社会主義国における自然保護と資源利用(社会主義法研究年報No. 3)』法律文化社、57～73頁
- 浅野直人(1992)「中国の環境法の展開と特色」星野英一＝森島昭夫(編)『加藤一郎先生古希記念・現代社会と民法学の動向(上)』有斐閣、493～516頁
- 浅野直人(1993)「1990年代の中国環境法の動向」ジュリスト第1035号、53～55頁
- 阿部斉＝新藤宗幸＝川人貞史(1990)『概説現代日本の政治』東京大学出版会
- 天川晃(1987)「占領と地方制度の改革」坂本義和＝R. E. ウォード(編)『日本占領の研究』東京大学出版会、315～347頁
- 天川晃(1994)「地方自治制度」西尾勝＝松村岐夫(編)『制度と構造(講座行政学第2巻)』有斐閣、121～158頁
- 天野明弘(1994)『世界経済研究』有斐閣
- アメリカ合衆国政府、逸見謙三＝立花一雄(監訳)(1980)『西暦2000年の地球(1)(2)』家の光協会
- 有沢広巳(監修)(1994)『昭和経済史(中)』日本経済新聞社
- 安藤精一(1992)『近世公害史の研究』吉川弘文館
- 淡路剛久(1996)「自治体における環境影響評価制度への取組みと法制化」ジュリスト1083号、46～53頁
- 尹景徹(1986)『分断後の韓国政治』木鐸社

- 尹錫春(1996)「韓国における環境影響評価法の制定—日本（特に、東京都）、
アメリカの法制度と比較して—」早稲田法学会誌第46巻、207～271頁
- 飯島伸子(1979)『改訂公害・労災・職業病年表』公害対策技術同友会
- 飯島伸子(1984)『環境問題と被害者運動』学文社
- 池上貞一(1965)「行政組織法」衛藤藩吉(編)『中華人民共和国法規類の
研究』アジア政経学会、1～44頁
- 稲田十一(1985)「発展途上国と日本—対外援助政策の変容過程—」
渡辺昭夫(編)『戦後日本の対外政策』有斐閣、285～314頁
- 今井賢一＝宇沢弘文＝小宮隆太郎＝根岸隆＝村上泰亮(1971)『価格理論Ⅰ』
岩波書店
- 今村都南雄(1976)「組織の分化と抗争」辻清明(編)『行政と組織（行政学講
座）』東京大学出版会、40～57頁
- 井村秀文＝勝原健(編著)(1995)『東アジアの工業化と環境問題』国際東アジ
ア研究センター
- 岩間徹(1992)「国際環境における国家主権の位相」日本国際政治学会(編)
『国家主権と国際関係論』有斐閣、124～139頁。
- 植田洋匡(1990)「酸性雨」大来佐武郎(監修)『地球規模の環境問題＜1＞
(講座地球環境第1巻)』中央法規、186～244頁
- 宇都宮深志(1984)『環境創造の行政学的研究』東海大学出版会
- 宇野重昭＝鶴見和子(編)(1994)『内発的発展と外向型発展—現代中国におけ
る交錯』東京大学出版会
- 江崎光男(1994)「アジアの成長と構造変化」中兼和津次(編)『近代化と構造
変動(講座現代アジア2)』東京大学出版会、19～49頁
- 大嶽秀夫(1990)『政策過程』東京大学出版会
- 大塚直(1992)「わが国における環境アセスメント(上)」NBL第505号、

18～24頁

大塚直(1992)「わが国における環境アセスメント(下)」NBL第507号、

34～37頁

大森彌(1981)「政策」日本政治学会(編)『政治学の基礎概念』岩波書店、

130～142頁

岡部達味(1989)『中国近代化の政治経済学』PHP研究所

小此木政夫(1993)「金泳三・高すぎる支持率の危険」中央公論7月号、

40～45頁

外務省経済協力局(編)(1989)『我が国の政府開発援助・上巻(1989年版)』

国際協力推進協会

外務省経済協力局(編)(1992)『我が国の政府開発援助・上巻(1992年版)』

国際協力推進協会

外務省経済協力局(編)(1994)『我が国の政府開発援助・ODA白書・上巻

(1994年版)』国際協力推進協会

外務省経済協力局(編)(1995)『我が国の政府開発援助・ODA白書・下巻

(1995年版)』国際協力推進協会

外務省国際連合経済課地球環境室＝環境庁地球環境部企画課(編)(1993)『国

連環境開発会議資料集』大蔵省印刷局

科学技術庁科学政策研究所(編)(1992)『アジアのエネルギー利用と地球環

境』大蔵省印刷局

片山淳一郎(1994)「『環境』と『産業発展』の両立要件ー日本と韓国における

大気汚染問題と自動車排気ガス規制ー」国際協力研究第10巻第2号、

5～34頁

加藤三郎＝滑志田隆＝原宏＝柳下正治(1995)「＜座談会＞東アジアの酸性雨問

題と日本の役割」環境研究第99号、88～108頁

- 加藤久和(1982)「U N E Pの活動現況—環境管理と環境法を中心として—」加藤一郎(編)『公害法の国際的展開』岩波書店、239～257頁
- 加藤久和(1990)「持続可能な開発論の系譜」大来佐武郎(監修)『地球環境と経済(講座地球環境第3巻)』中央法規、13～40頁
- 加藤久和(1994)「地球環境保全と国際協力」増原義剛(編著)『自治体・地域の環境戦略1巻・地球化時代の環境戦略』ぎょうせい、331～349頁
- 加藤雅信(1982)「韓国における公害及び環境問題」環境研究第15号、61～74頁
- 金沢良雄(1958)「工場汚水の問題」ジュリスト第158号、12～13頁
- 神岡浪子(編)(1971)『資料近代日本の公害』新人物往来社
- 亀井利明(編)(1977)『韓国の工業化と環境問題』関西大学経済政治研究所
- 環境情報普及センター(1994)『中国におけるエネルギー需要予測と環境影響に関する調査報告書』
- 環境庁(編)(1972)『環境白書(昭和47年版)』大蔵省印刷局
- 環境庁(編)(1977)『環境白書(昭和52年版)』大蔵省印刷局
- 環境庁(編)(1979)『環境白書(昭和54年版)』大蔵省印刷局
- 環境庁(編)(1988)『地球的規模の環境問題に関する懇談会報告書・地球化時代の環境ビジョン—地球環境問題への我が国の取組—』大蔵省印刷局
- 環境庁(編)(1989)『環境白書(平成元年版)』大蔵省印刷局
- 環境庁企画調整局(1994)『地方自治体による開発途上国への環境協力のあり方に関する調査報告書』
- 環境庁企画調整局(編著)(1994)『環境基本法の解説』ぎょうせい
- 環境庁大気保全局(編)(1984)『逐条大気汚染防止法』ぎょうせい
- 環境庁大気保全局大気規制課(1995)『酸性雨の科学と対策』日本環境測定分析協会

- 環境庁長官官房国際課(1973)『国連人間環境会議の記録』環境庁
- 韓基陽(1996)「蔚山の産業公害とその実態」公害研究第25巻第3号、50～54頁
- 韓国エネルギー経済研究院(編)(1992)『1992年版エネルギー統計年報』韓国
エネルギー経済研究院*
- 韓国エネルギー経済研究院(編)(1994)『1994年版エネルギー統計年報』韓国
エネルギー経済研究院*
- 韓国環境部(1994)『1994年版環境白書』韓国環境部*
- 韓国環境部(1995)『1995年版環境白書』韓国環境部*
- 韓国環境部(1995)『環境統計年鑑』韓国環境部*
- 韓国経済企画院(編)(1982)『主要経済指標1982』韓国経済企画院*
- 韓国対外経済政策研究院(1993)『韓・中環境協力に関する研究』韓国対外経済
政策研究院*
- 韓国統計庁(編)(1996)『韓国主要経済指標1996』韓国統計庁*
- 川島康子(1994)「地球環境問題における政策決定過程の日米比較分析」計画行
政第17巻第3号、64～78頁
- 川浪嘉明(1970)「東京都公害防止条例」ジュリスト第466号、30～34頁
- 木内信蔵(編)(1984)『東アジア(世界地理2)』朝倉書店
- 木村実(1982)「韓国」加藤一郎(編)『公害法の国際的展開』岩波書店、
305～325頁
- 木村実(1993)「韓国の環境法と行政制度」野村好弘＝作本直行(編)『発展途
上国の環境法・東アジア』アジア経済研究所、121～155頁
- 京極純一(1983)『日本の政治』東京大学出版会
- 曲格平(1988)「中国環境保護事業発展歷程提要」新華月報第6号、57～64頁**
- 曲格平(1989)「努力開拓有中国特色的環境保護道路—曲格平同志1989年4月28
日在第三次全國環境保護會議上的工作報告」新華月報第5号、64～70頁**

- 金圭夏(1983)「大韓民国における環境法の展開—日本法継受の一環として—」
阪大法学第127号、121～176頁
- 金瑞林、鈴木賢(訳)(1985)「中国環境法の特色と立法動向」環境法研究
第17号、7～32頁
- 金瑞林(主編)(1990)『環境法学』北京大学出版社**
- 金丁勗(1991)「韓国の蔚山・温山工業団地における多国籍企業活動の環境的
側面」公害研究第21巻第1号、15～25頁
- 金哲洙(1995)『第5全訂新版憲法学新論』博英社*
- 具然昌(1991)『環境法論〔改訂版〕』法文社*
- 熊谷尚夫＝篠原三代平(編)(1980)『経済学大辞典(第2版)(I)(II)』
東洋経済新報社
- 蔵田直躬＝橋本道夫(1967)『公害対策基本法の解説』新日本法規出版
- 経済企画庁(編)(1995)『平成7年度版経済白書』大蔵省印刷局
- ケネス・ボールディング、公文俊平(訳)(1975)『経済学を超えて
(改訂版)』学習研究社
- 彭元順(1991)『韓国のマス・メディア』電通
- 嚴足仁(編)(1989)『中国歴代環境保護法制』中国環境科学出版社**
- 顧明(1993)「周恩来関心環境事業」新華月報第7号、83～86頁**
- 国際自然保護連合＝国連環境計画＝世界自然保護基金、世界自然保護基金日本
委員会(訳)(1992)『新世界環境保全戦略・かけがえのない地球を大切に』
小学館
- 小口彦太＝木間正道＝田中信行＝國谷知史(1991)『中国法入門』三省堂
- 小島麗逸(編)(1988)『中国の経済改革』勁草書房
- 小島麗逸(1993)「大陸中国—環境学栄えて環境滅びる—」小島麗逸＝藤崎成昭
(編)『環境と開発—東アジアの経験—』アジア経済研究所、61～112頁

- 国家環境保護局＝国家計画委員会(1994)『中国環境保護行動計画1991－2000年』中国環境科学出版社**
- 小林純(1971)『水の健康診断』岩波書店
- コン・シュク・ピョ(1976)「急激な経済発展による社会投資の要請」環境研究第6号、15～22頁
- 佐藤功(1967)『比較政治制度』東京大学出版会
- 佐藤功(1979)『行政組織法〔新版〕』有斐閣
- 佐藤功(1990)『日本国憲法概説(全訂第四版)』学陽書房
- 資源エネルギー庁長官官房企画調査課(編)(1995)『総合エネルギー統計(平成7年度版)』通商産業研究社
- 篠原三代平(1976)『産業構造論』筑摩書房
- 清水みゆき(1995)『近代日本の反公害運動史論』日本経済評論社
- 下村郁夫(1996)「政策概念の探究(上)」自治研究第72巻第2号、103～115頁
- 下村郁夫(1996)「政策概念の探究(下)」自治研究第72巻第3号、94～104頁
- 東海林吉郎＝管井益郎(1984)『通史足尾鉍毒事件1977－1984』新曜社
- 慎斗範(1993)『韓国政治の現在－民主化へのダイナミックス』有斐閣
- 杉野明夫(1968)「中国の『公害問題』対策」日本行政学会(編)『公害行政』勁草書房、157～170頁
- 杉野明夫(編)(1976)『中国における都市・環境問題序論』アジア政経学会
- スティーブン・ブラウン、安田靖(訳)(1993)『国際援助－歴史・理論・仕組みと実際』東洋経済新報社
- 世界資源研究所、森島昭夫(日本語版監修)(1994)『世界の資源と環境1994－95』中央法規
- 蘇尚堯(主編)(1993)『1949-1990年中華人民共和國中央政府機構』

経済科学出版社**

竹前栄治(1983)『GHQ』岩波書店

田尻宗昭(1972)『四日市・死の海と闘う』岩波書店

田中信行(1990)「中国における適法性の制度的保障」毛里和子(編)『毛沢東時代の中国<現代中国論1>』日本国際問題研究所、57～86頁

多谷千香子(1994)『ODAと環境・人権』有斐閣

耽順=段匡(1993)「中国の環境法と行政制度」野村好弘=作本直行(編)『発展途上国の環境法—東アジア—』アジア経済研究所、39～119頁

地球人間環境フォーラム(編)(1995)『環境要覧1995/1996』古今書院

張坤民=金瑞林(主編)『環境保護法講話』清華大学出版社**

中国環境年鑑編集委員会(編)(1990)『中国環境年鑑1990』中国環境科学出版社**

中国環境年鑑編集委員会(編)(1991)『中国環境年鑑1991』中国環境科学出版社**

中国環境年鑑編集委員会(編)(1992)『中国環境年鑑1992』中国環境科学出版社**

中国環境保護行政二十年編委会(編)(1994)『中国環境保護行政二十年』中国環境科学出版社**

中国国家統計局(編)(1992)『中国統計年鑑1992』中国統計出版社**

中国国家統計局(編)(1995)『中国統計年鑑1995』中国統計出版社**

中国研究所(編)(1979)『新中国年鑑1979年版』大修館書店

中国研究所(編)(1985)『中国年鑑1985年版』大修館書店

中国研究所(編)(1995)『中国の環境問題』新評論

鄭會聲(1994)『地方自治時代の環境政策』韓国環境技術開発院*

鄭德秀(1995)「蔚山・温山公害被害住民対策事業」公害研究第25巻1号、

52～58頁

ディビッド・イーストン、山川雄巳（訳）（1976）『政治体系－政治学の状態への探究－（第2版）』ペリカン社

寺西俊一（1992）『地球環境問題の政治経済学』東洋経済新報社

東京都（1979）『東京百年史』ぎょうせい

東洋経済新報社（編）（1991）『完結昭和国勢総覧（第一巻）』東洋経済新報社

ドネラ・メドウズ＝デニス・メドウズ＝ジャーガン・ラーンダス＝ウィリアム・ベランズ三世、大来佐武郎（監訳）（1972）『成長の限界－ローマ・クラブ「人類の危機」レポート－』ダイヤモンド社

ドネラ・メドウズ＝デニス・メドウズ＝ヨルゲン・ラーンダス、茅陽一（監訳）（1992）『限界を超えて』ダイヤモンド社

戸引達（1970）「公害防止条例－その全国的概観と問題点」ジュリスト第458号、262～265頁

中兼和津次（1992）『中国経済論』東京大学出版会

西尾昭（1988）「韓国における地方自治法の改正」同志社法学第203号、1～28頁

西尾勝（1995）「省庁の所掌事務と調査研究企画」西尾勝＝松村岐夫（編）『政策と管理（講座行政学第4巻）』有斐閣、39～76頁

西岡秀三＝王華東＝寧大同（1984）「中国における環境影響評価」環境研究第55号、97～107頁

西垣昭＝下村恭民（1993）『開発援助の経済学』有斐閣

仁藤一（1971）「環境権の提唱」ジュリスト第492号、228～234頁

日本銀行国際統計研究会（1993）『海外経済指標の読み方（新版）』東洋経済新報社

野副伸一（1990）「成長の軌跡」渡辺利夫（編）『概説韓国経済』有斐閣、

45～72頁

野村好弘(1968)「大気汚染の規制」加藤一郎(編)『公害法の生成と展開』

有斐閣、59～68頁

野村好弘(1980)「環境法—中国環境保護法(試行)の考察」加藤一郎(編)

『中国の現代化と法』東京大学出版会、119～140頁

橋本道夫(1979)「環境政策論(第1回)」かんきょう第18号、66～75頁

橋本道夫(1979)「環境政策論(第2回)」かんきょう第19号、81～87頁

橋本道夫(1979)「環境政策論(第3回)—環境政策の生成(その1)—」かんきょう第20号、35～43頁

橋本道夫(1980)「環境政策論(第4回)—環境政策の生成(その2)—」かんきょう第21号、49～57頁

橋本道夫(1980)「環境政策論(第5回)—環境政策の生成(その3)—」かんきょう第23号、31～38頁

橋本道夫(1980)「環境政策論(第6回)—環境政策の生成(その4)—」かんきょう第25号、47～54頁

橋本道夫(1980)「環境政策論(第7回)—環境政策の生成(その5)—」かんきょう第26号、88～96頁

橋本道夫(1981)「環境政策論(第9回)—NO₂環境基準の改訂—」かんきょう第27号、69～78頁

橋本道夫(1988)『私史環境行政』朝日新聞社

畠山弘文＝新川敏光(1984)「環境行政にみる現代日本政治」大獄秀夫(編)

『日本政治の争点』三一書房、233～280頁

畠山武道(1993)「新しい環境概念と法」ジュリスト第1015号、106～111頁

服部民夫(編)『韓国の工業化—発展の構図』アジア経済研究所

服部民夫(1993)「韓国—大邱水質汚染事件—」小島麗逸＝藤崎成昭(編)『開

- 発と環境－東アジアの経験－』アジア経済研究所、113～138頁
- 原科幸彦（編）（1994）『環境アセスメント』放送大学教育振興会
- 原嶋洋平（1995）「東アジア諸国の環境政策の発展過程の比較分析」環境科学会
『1995年会講演要旨集』環境科学会、35頁
- 原嶋洋平＝森田恒幸（1995）「東アジア諸国の環境政策の発展過程の比較分析」
計画行政第18巻第3号、73～85頁
- 原嶋洋平（1996）「国連環境協力と国連環境計画（UNEP）」平成5／7年度科学研究補助金（重点領域研究「人間環境系」）研究成果報告書（B010-E13）『地球本位型社会への誘導手法』31～38頁
- 原嶋洋平＝平野圭二（1996）「多国間開発援助と環境保全」平成5／7年度科学研究補助金（重点領域研究「人間環境系」）研究成果報告書（B010-E13）『地球本位型社会への誘導手法』46～58頁
- 原嶋洋平（1996）「我が国の開発援助と環境問題」平成5／7年度科学研究補助金（重点領域研究「人間環境系」）研究成果報告書（B010-E13）『地球本位型社会への誘導手法』59～65頁
- 原嶋洋平（1996）「東アジア諸国における環境政策の発展過程の比較研究」環境科学会『1996年会講演要旨集』環境科学会、176～177頁
- 原田尚彦（1988）「地方公共団体の公害対策と条例の法理」原田尚彦＝荒秀（編著）『公害防止条例・自然環境保全条例』学陽書房、3～36頁
- 原田尚彦（1989）『行政法要論（全訂第二版）』学陽書房
- 原田正純（1972）『水俣病』岩波書店
- 原田正純＝堀田宣之＝韓茂道（1987）「温山工業団地（韓国）の環境汚染」公害研究第16巻第4号、51～59頁
- 林良嗣＝土井健司＝富田安夫＝スパラット・リティカ＝加藤博和（1993）「都市の広域化とモータリゼーションに伴う環境影響とその制御方法に関する国際

- 比較」文部省重点領域研究「人間環境系」N36B-02班（代表浅野直人）
- （編）『都市の広域化と環境変化の国際比較（個別論文集）』14～40頁
- ピアソン委員会（編）、大来佐武郎（監訳）（1969）『開発と援助の構造ーピアソン委員会報告ー』日本経済新聞社
- 樋口陽一＝吉田善明（編）（1991）『解説世界憲法集第3版』三省堂
- 菱田一雄（1986）「中国の環境問題の現状」産業公害第22巻第7号、14～23頁
- 菱田一雄（1993）「世界最大の人口を抱える中国の加速化する経済開放政策と環境保全との接点」資源環境対策第29巻第1号、19～28頁
- 平井宜雄＝山田信彦（1968）「水汚染の規制」加藤一郎（編）『公害法の生成と展開』有斐閣、105～112頁
- 福島正夫（1978）「中国憲法と公害」法律時報第50巻第11号、115頁
- 藤崎成昭＝作本直行（1992）「日本における発展途上地域研究：1989～94・テーマ編・環境」アジア経済第36巻第8号、160～193頁
- 藤崎成昭（1993）「地球環境問題と途上国」藤崎成昭（編）『地球環境問題と途上国』アジア経済研究所、3～30頁
- 松浦以津子（1984）「公害健康被害補償法の成立過程（一）」ジュリスト第821号、80～85頁
- 松浦以津子（1984）「公害健康被害補償法の成立過程（二）」ジュリスト第822号、29～35頁
- 松浦以津子（1984）「公害健康被害補償法の成立過程（三）」ジュリスト第824号、91～97頁
- マテイ・ドガン＝ドミニク・ペランシー、桜井陽二（訳）（1983）『比較政治社会学ーいかに諸国を比較するかー』芦書房
- 三橋規宏＝内田茂男（1994）『昭和経済史（下）』日本経済新聞社
- 南博方＝李源（1992）「韓国の環境政策基本法」ジュリスト第1009号、62～67頁

- 南博方＝李源(1992)「韓国環境汚染被害紛争調整法」ジュリスト第1010号、
71～77頁
- 毛里和子(1990)「1970年代までの中央と地方－上海のケース－」毛里和子
(編)『毛沢東時代の中国＜現代中国論1＞』日本国際問題研究所、
87～112頁
- 毛里和子(1991)「中国の政治体制の変容－鄧小平時代の意味」岡部達味＝毛里
和子(編)『改革・開放時代の中国＜現代中国論2＞』日本国際問題研究所、
3～38頁
- 毛里和子(1993)『現代中国政治』名古屋大学出版会
- 森島昭夫(1994)「環境基本法の理念」環境情報科学第23巻第3号、2～6頁
- 森田恒幸＝川島康子(1993)「『持続可能な発展論』の現状と課題」三田学会雑
誌第85巻第4号、4～33頁
- 森谷正規(1980)『日本・中国・韓国産業技術比較』東洋経済新報社
- 山川雄巳(1984)「政策研究の課題と方法」日本政治学会(編)『政策科学と政
治学』岩波書店、3～32頁
- 山川雄巳(1994)『政治学概論〔第2版〕』有斐閣
- 山口定(1989)『政治体制』東京大学出版会
- 山田辰雄＝橋本芳二(編)(1995)『中国環境研究－四川省成都市における事例
研究』勁草書房
- 山本草二(1993)「国際環境協力の法的枠組の特質」ジュリスト第1015号、
145～150頁。
- 吉田克己(1969)「被害者保護－被害者に対する補償」佐藤竺＝西原道雄(編)
『公害対策I』有斐閣、349～362頁
- ラウル・プレビッシュ、外務省(訳)(1965)『新しい貿易政策を求めて－プレ
ビッシュ報告－』国際日本協会

- 李尚圭(1993)『環境(公害)判例の研究』三英社*
- 李進=原嶋洋平=李東根=森田恒幸(1995)「日本と韓国の環境政策の発展過程の比較分析」環境科学会誌第8巻第2号、181~192頁
- 林邦能=恒川篤史=蔡攻静=李東根(1990)「日本・韓国・台湾におけるゴルフ場開発と環境アセスメント制度」造園雑誌第53巻第5号、377~382頁
- 魯義(1990)「中国の中央地方関係論」季刊行政管理研究第49号、52~61頁
- 盧在植(1990)「韓国における環境汚染問題」公害研究第20巻第2号、30~36頁
- 盧泰愚、鄭淳日(訳)(1987)『普通の人々の時代』サイマル出版会
- ロバート・アレン、竹内均(訳)(1980)『世界自然保全戦略』日本生産性本部
- 若林敬子(1989)『中国の人口問題』東京大学出版会
- 渡辺利夫(1985)『成長のアジア停滞のアジア』東洋経済新報社
- 渡部茂己(1991)「環境の国際的保護と国際機構」国際関係研究国際関係編第11巻第3号、347~368頁

(注) *は韓国語、**は中国語の文献である。

- Birnie, Patricia (1993) The UN and the Environment, Adam Roberts and Benedict Kingsbury (eds.), *United Nations, Divided World*, Clarendon Press, pp. 327-382.
- Bodansky, Daniel (1993) The United Nations Framework Convention on Climate Change: A Commentary, *Yale Journal of International Law* Vol. 18:451, pp. 451-558.
- Chen, Hon S., Koon-Kwai, K. C. Chung and Jack Man-Keung (1995) The Implementation Gap in Environmental Management in China: The Case of Guangzhou, Zhengzhou, and Nanjing, *Public Administration Review* Vol. 55 No. 4, pp. 333-340.

- Chung, Sae-Wook (1995) The Role of Local Governments in Environmental Protection, Gun Young Lee and Hyun Sik Kim (eds.), *Cities and Nation: Planning Issues and Policies of Korea*, NANAM International Publications, pp. 478-497.
- Dye, Thomas R. (1992) *Understanding Public Policy 7th ed.*, Prentice-Hall Inc.
- Dwivedi, O. P. and Dhirendrak K. Vajpeyi (1995) *Environmental Policies in the Third World: A Comparative Analysis*, Greenwood Press.
- Editorial Board of China Environment Yearbook (ed.) (1994) *China Environment Yearbook 1994*, China Environment Yearbook Inc.
- Editorial Board of China Environment Yearbook (ed.) (1995) *China Environment Yearbook 1995*, China Environment Yearbook Inc.
- Grossman, Gene M. and Alan B. Krueger (1995) Economic Growth and the Environment, *The Quarterly Journal of Economics* Vol. 110 Issue 2, pp. 353-377.
- Hass, Peter M., Robert O. Keohane and Marc A. Levy (1993) *Institution for the Earth*, MIT Press.
- Hardin, Garrett (1968) The Tragedy of the Commons, *Science* Vol. 162, pp. 1243-1248.
- Hao, Yufan (1992) Environmental Protection in Chinese Foreign Policy, *Journal of Northeast Asian Studies* Vol. 11 No. 3, pp. 25-46.
- Heiderheimer, Arnold J., Hugh Heclo and Carolyu Teich Adams (1990) *Comparative Public Policy*, ST. Martin's Press.
- Huntington, Sumuel P. (1991) *The Third Wave: Democratization in the Late Twentieth Century*, University of Oklahoma Press.

- IMF (1996) *Direction of Trade Statistics Yearbook*, IMF.
- IUCN, UNEP and WWF (1980) *World Conservation Strategy*.
- Kato, Kazu (1996) *Legal Frameworks for Environmental Governance in East and Southeast Asian Countries (East-West Center Working Paper's (Environmental Series No. 47))*, East-West Center.
- Knoepfel, Peter, Lennart Lundqvist, Remy Prudhomme and Peter Wagner (1987) Comparative Environmental Policies: Different Styles, Similar Content, Meinolf Dierks, Hans N. Weiler and Ariane Berthoin Antel (eds.), *Comparative Policy Research*, Gower Publishing Co. Ltd., pp. 171-185.
- Lasswell, Harold D. and Abraham Kaplan (1950) *Power and Society: A Framework for Political Inquiry*, Yale University Press.
- Lee, Tae Hee and Norbert W. Sugayan Jr. (1991) Environmental Law of South Korea, J. Andrew Schlickman, Thomas M. McMahon, Nicoline van Riel and Sindley & Austin (eds.), *International Environmental Law and Regulation*, Butterworth Legal Publishers, pp. S. Kor. 2-31.
- Levine, Mark D., Feng Liu, and Janathan E. Sinton (1992) China's Energy System: Historical Evolution, Current Issues, and Prospects, *Annual Review of Energy and the Environment* No. 17, pp. 405-435.
- Linz, Juan J. (1975) Totalitarian and Authoritarian Regimes, Fred I. Greenstein and Nelson W. Polsby (eds.), *Handbook of Political Science* Vol. 3, Addison Wesley Publishing Company, pp. 175-411.
- Lo, Carlos Wing-Wung and Shui-Yan Tang (1994) Institutional Contexts of Environmental Management: Water Pollution Control in Guangzhou, China, *Public Administration and Development* Vol. 14, pp. 53-64.
- Lundqvist, Lennart (1980) *The Hare and the Tortoise: Clean Air*

- Policies in the United Nations and Sweden*, University of Michigan Press.
- Macneil, Jim, Pieter Winsemius and Taizo Yakushiji (1991) *Beyond Interdependence: The Meshing of the World's Economy and the Earth's Ecology*, Oxford University Press.
- Mathews, Jessica Tuchman (1989) Redefining Security, *Foreign Affairs* (spring), pp. 162-177.
- Ministry of Environment, Republic of Korea (1991) *National Report of the Republic of Korea to UNCED 1992*.
- Ministry of Environment, Republic of Korea (1996) *The Development of Environmental Policy*.
- Morishima, Akio (1995) Green Aid for the Global Environment, *Japan Review of International Affairs* Vol. 9 No. 3, pp. 272-276.
- National Environmental Protection Agency (1995) *Report on the State of the Environment in China 1994*.
- O'Connor, David (1994) *Managing the Environment with Rapid Industrialization: Lessons from the East Asian Experience*, OECD.
- OECD (1977) *Environmental Policies in Japan*, OECD.
- OECD (1990) *Development Co-operation: 1990 Report*, OECD.
- Pearce, David, Anil Markandya and Edward Barbier (1989) *Blueprint for a Green Economy*, Earthscan Publications.
- People's Republic of China (1992) *National Report of the People's Republic of China on Environment and Development*, China Environmental Science Press.
- Poter, Gareth and Janet Welsh Brown (1996) *Global Environmental*

Politics 2nd ed., Westview Press.

- Profatizer, Joseph R. (1993) Economic Development and Environmental Law in China's Special Economic Zones, *Texas International Law Journal* Vol. 28 No. 2, pp. 319-355.
- Qu, Geping (1990) China's Environmental Policy and World Environmental Problems, *International Environmental Affairs* Vol. 2 No. 2, pp. 103-108.
- Qu, Geping (1991) *Environmental Management in China*, China Environmental Science Press.
- Ross, Lester (1988) *Environmental Policy in China*, Indiana University Press.
- Ryan, Megan and Christopher Flavin (1995) Facing China's Limits, Lester R. Brown *et al.*, *State of the World 1995: A Worldwatch Institute Report on Progress Toward a Sustainable Society*, W.W. Norton & Company, pp. 113-131.
- Sinkule, Barbara J. and Leonard Ortolano (1995) *Implementing Environmental Policy in China*, Praeger Publishers.
- Smil, Vaclav (1993) *China's Environmental Crisis: an Inquiry into the Limits of National Development*, Sharpe Inc.
- Summers, Robert and Alan Heston (1991) The Penn World Tables (Mark 5): an Expanded Set of International Comparison 1950-1988, *Quarterly Journal of Economics*, May 1991, pp. 327-368.
- Tolba, Mostafa K. and Osama A. El-kholy (eds.) (1992) *The World Environment 1972-1992*, Chapman & Hall.
- Ueta, Kazuhiro (1988) Dilemmas in Pollution Control Policy in Contemporary China, *The Kyoto University Economic Review* Vol. 58

No. 2, pp. 51-69.

United Nations (1972) *Report of the United Nations Conference on the Human Environment* (U. N. doc. A/Conf. 48/14/Rev. 1).

Vogel, David (1987) *The Comparative Study of Environmental Policy: A Review of Literature*, Meinolf Dierks, Hans N. Weiler and Ariane Berthoin Antel (eds.), *Comparative Policy Research*, Gower Publishing Co. Ltd., pp. 99-170.

WHO and UNEP (1992) *Urban Air Pollution in Megacities of the World*, Blackwell.

World Bank (1992) *World Development Report 1992*, Oxford University Press.

World Bank (1993) *The East Asian Miracle: Economic Growth and Public Policy*, Oxford University Press.

World Bank (1995) *World Development Report 1995: Workers in an Integrating World*, Oxford University Press.

World Commission on Environment and Development (1987) *Our Common Future*, Oxford University Press.

Xi, Wang (1992) *Chinese Environmental Law in Action*, China Today Press.

参考資料

(日本、韓国、中国の主要経済指標)

經濟成長率（3年移動平均値）

（単位：％）

年	日 本	韓 国	中 国
1955			
1956	7.35		
1957	7.17		
1958	8.73		
1959	10.00		
1960	11.57		
1961	10.43	4.20	
1962	9.77	5.83	
1963	9.20	6.97	
1964	8.70	8.17	
1965	9.07	9.37	17.80
1966	9.43	8.37	8.67
1967	11.63	10.20	0.77
1968	11.93	10.57	3.57
1969	10.97	10.90	14.93
1970	8.40	10.22	20.00
1971	7.30	7.41	13.07
1972	6.23	9.39	7.87
1973	4.53	9.06	5.00
1974	2.90	9.65	7.33
1975	2.63	9.43	4.93
1976	4.20	10.03	7.73
1977	4.57	10.89	8.23
1978	5.07	9.12	10.60
1979	4.60	5.05	9.97
1980	4.03	4.05	7.10
1981	3.30	3.95	7.43
1982	3.17	8.60	8.03
1983	3.53	9.50	11.47
1984	3.97	9.37	12.80
1985	3.97	9.58	12.33
1986	4.07	10.45	11.30
1987	4.53	11.97	10.57
1988	5.00	9.89	9.00
1989	5.20	8.93	6.40
1990	4.40	8.15	5.73
1991	3.07	7.78	9.10
1992	1.23	6.67	12.33

（出典）經濟企画庁（編）（1995）『平成7年度版經濟白書』大蔵省印刷局、
 韓国經濟企画院（編）（1982）『主要經濟指標1982』韓国經濟企画院、
 韓国エネルギー經濟研究院（編）（1992）『1992年版エネルギー統計
 年報』、韓国統計庁（編）（1996）『韓国主要經濟指標1996』韓国統
 計庁、中国国家統計局（編）（1992）『中国統計年鑑1992』中国統計
 出版社、中国国家統計局（編）（1995）『中国統計年鑑1995』中国統
 計出版社

国民一人あたりのGDP

(単位：\$ at P P P s)

年	日 本	韓 国	中 国
1955	2087		
1956	2198		
1957	2361		
1958	2499		
1959	2750		
1960	3057	972	
1961	3377	1004	
1962	3603	999	
1963	3927	1059	
1964	4266	1131	
1965	4480	1167	577
1966	4944	1282	641
1967	5419	1335	596
1968	6044	1452	547
1969	6696	1616	617
1970	7149	1701	696
1971	7413	1822	709
1972	7881	1884	712
1973	8145	2102	740
1974	8037	2237	737
1975	8248	2357	766
1976	8491	2618	725
1977	8806	2837	762
1978	9164	3066	823
1979	9588	3249	879
1980	9828	3130	972
1981	10080	3288	966
1982	10340	3474	963
1983	10568	3826	1029
1984	10963	4135	1136
1985	11396	4379	1262
1986	11667	4876	1239
1987	12156	5412	1261
1988	12831	5975	1326
1989	13331	6283	1352
1990	13998	6779	1324
1991	14451	7330	1378
1992	14447	7631	1493

(出典) Penn World Tables (Mark 5.6)、経済企画庁(編)(1995)『平成7年度版経済白書』大蔵省印刷局、韓国経済企画院(編)(1982)『主要経済指標1982』韓国経済企画院、韓国エネルギー経済研究院(編)(1992)『1992年版エネルギー統計年報』、韓国統計庁(編)(1996)『韓国主要経済指標1996』韓国統計庁、中国国家統計局(編)(1992)『中国統計年鑑1992』中国統計出版社、中国国家統計局(編)(1995)『中国統計年鑑1995』中国統計出版社

国民一人あたりのエネルギー消費量

(単位 : kg. oil. equivalent)

年	日 本	韓 国	中 国
1955	721		
1956	776		
1957	845		
1958	788		
1959	890		
1960	1018		
1961	1142	382	
1962	1176	390	
1963	1311	400	
1964	1435	410	
1965	1549	418	182
1966	1694	443	190
1967	1975	462	168
1968	2196	513	164
1969	2508	557	197
1970	2860	610	247
1971	2868	634	283
1972	3013	635	299
1973	3284	733	306
1974	3202	742	309
1975	3068	780	344
1976	3205	842	357
1977	3194	939	385
1978	3238	1030	415
1979	3326	1152	420
1980	3248	1151	427
1981	3120	1180	415
1982	3037	1160	427
1983	3147	1238	448
1984	3207	1321	475
1985	3249	1379	507
1986	3207	1492	526
1987	3348	1632	554
1988	3517	1795	586
1989	3630	1926	602
1990	3772	2173	604
1991	3865	2394	627
1992	3885	2656	652

(出典) 資源エネルギー庁長官官房企画調査課 (編) (1995) 『総合エネルギー統計 (平成7年度版)』 通商産業研究社、韓国エネルギー経済研究院 (編) (1992) 『1992年版エネルギー統計年報』、韓国エネルギー経済研究院 (編) (1994) 『1994年版エネルギー統計年報』、中国国家统计局 (編) (1992) 『中国統計年鑑1992』 中国統計出版社、中国国家统计局 (編) (1995) 『中国統計年鑑1995』 中国統計出版社

エネルギー強度

(単位: TOE/M\$ at PPPs)

年	日 本	韓 国	中 国
1955	345		
1956	353		
1957	357		
1958	315		
1959	323		
1960	333		
1961	338	380	
1962	326	390	
1963	333	378	
1964	336	362	
1965	345	358	316
1966	342	345	296
1967	364	346	281
1968	363	353	299
1969	374	345	319
1970	400	358	354
1971	386	348	399
1972	382	337	420
1973	403	348	414
1974	398	331	419
1975	371	331	449
1976	377	321	492
1977	362	331	506
1978	353	336	504
1979	346	354	478
1980	330	368	439
1981	309	359	430
1982	293	333	443
1983	297	323	436
1984	292	319	418
1985	285	315	401
1986	274	306	424
1987	275	301	439
1988	274	300	442
1989	272	306	445
1990	269	320	456
1991	267	326	455
1992	268	348	436

(出典) Penn World Tables (Mark 5.6)、経済企画庁(編)(1995)『平成7年度版経済白書』大蔵省印刷局、韓国経済企画院(編)(1982)『主要経済指標1982』韓国経済企画院、韓国エネルギー経済研究院(編)(1992)『1992年版エネルギー統計年報』、韓国統計庁(編)(1996)『韓国主要経済指標1996』韓国統計庁、中国国家統計局(編)(1992)『中国統計年鑑1992』中国統計出版社、中国国家統計局(編)(1995)『中国統計年鑑1995』中国統計出版社

日本の産業構造

(単位：%)

年	農 業	工 業	サ-ビ-ス
1955	21.6	25.5	52.9
1956	19.5	26.7	53.8
1957	18.4	27.4	54.2
1958	17.9	27.8	54.3
1959	17.9	27.9	54.2
1960	16.2	29.7	54.1
1961	15.1	31.4	53.5
1962	14.1	31.8	54.1
1963	12.6	34.2	53.2
1964	11.7	36.0	52.3
1965	11.1	36.2	52.7
1966	10.6	36.5	52.9
1967	9.7	37.2	53.1
1968	8.3	38.1	53.6
1969	7.4	39.8	52.8
1970	6.0	41.0	53.0
1971	5.4	42.0	52.6
1972	5.6	42.0	52.4
1973	5.6	43.0	51.4
1974	5.5	42.3	52.2
1975	5.3	40.6	54.1
1976	4.9	41.3	53.8
1977	4.5	40.7	54.8
1978	4.3	41.6	54.1
1979	4.1	41.7	54.2
1980	3.7	42.2	54.1
1981	3.4	42.2	54.4
1982	3.5	42.6	53.9
1983	3.5	43.0	53.5
1984	3.4	44.0	52.6
1985	3.1	44.7	52.2
1986	3.0	44.7	52.3
1987	3.0	45.3	51.7
1988	2.7	46.3	51.0
1989			
1990			
1991			
1992			

(出典) 経済企画庁(編)(1995)『平成7年度版経済白書』大蔵省印刷局、
東洋経済新報社(編)(1991)『完結昭和国勢総覧(第一巻)』東洋
経済新報社

韓国の産業構造

(単位：%)

年	農 業	工 業	サ-ビ-ス
1955			
1956			
1957			
1958			
1959			
1960			
1961	49.9	11.5	38.6
1962	46.1	13.0	40.9
1963	46.2	13.6	40.2
1964	48.7	13.6	37.7
1965	45.8	15.4	38.8
1966	45.6	16.0	38.4
1967	40.7	18.2	41.1
1968	37.3	20.7	42.0
1969	36.3	22.5	41.2
1970	33.0	24.1	42.9
1971	31.3	24.8	43.9
1972	30.2	25.7	44.1
1973	29.0	31.6	39.4
1974	28.4	33.3	38.3
1975	27.3	34.4	38.3
1976	26.1	36.0	37.9
1977	24.2	38.0	37.8
1978	19.9	42.3	37.8
1979	19.7	42.5	37.8
1980	16.3	43.5	40.2
1981	17.4	43.2	39.4
1982	17.3	43.3	39.4
1983	16.5	44.9	38.6
1984	14.7	46.7	38.6
1985	15.8	43.8	40.4
1986	14.8	44.8	40.4
1987	12.4	46.7	40.9
1988	12.0	46.7	41.3
1989	11.1	46.8	42.1
1990	9.6	48.2	42.2
1991	8.8	48.6	42.6
1992	8.9	47.5	43.6

(出典) 韓国経済企画院 (編) (1982) 『主要経済指標1982』 韓国経済企画院、
 韓国エネルギー経済研究院 (編) (1992) 『1992年版エネルギー統計
 年報』、韓国統計庁 (編) (1996) 『韓国主要経済指標1996』 韓国統
 計庁

中国の産業構造

(単位：%)

年	農 業	工 業	サ-ビス
1955			
1956			
1957			
1958			
1959			
1960			
1961			
1962			
1963			
1964			
1965			
1966			
1967			
1968			
1969	54.3	31.6	14.1
1970	50.3	36.3	13.4
1971	48.2	38.6	13.2
1972	46.2	39.8	14.0
1973	46.4	40.1	13.5
1974	46.9	39.7	13.4
1975	44.6	42.2	13.2
1976	43.8	42.5	13.7
1977	40.6	44.9	14.5
1978	39.4	46.1	14.5
1979	39.4	46.5	14.1
1980	37.1	47.6	15.3
1981	37.5	47.0	15.5
1982	37.9	46.5	15.6
1983	37.2	47.1	15.7
1984	36.1	47.2	16.7
1985	33.0	50.3	16.7
1986	31.6	51.2	17.2
1987	29.8	52.7	17.5
1988	27.6	54.4	17.9
1989	27.9	55.2	16.9
1990	28.9	55.0	16.1
1991	27.1	57.2	15.7
1992	24.5	60.1	15.4

(出典) 中国国家統計局 (編) (1992) 『中国統計年鑑1992』中国統計出版社、
 中国国家統計局 (編) (1995) 『中国統計年鑑1995』中国統計出版社

